

投資信託説明書
(目論見書)
2006.8

ドイチェ・ライフ・プラン 30/50/70

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資可能



ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

Deutsche Asset Management

A Member of the Deutsche Bank Group



本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この冊子は、前から順に次の投資信託説明書（目論見書）から成っています。

- 「ドイチェ・ライフ・プラン 30」の投資信託説明書（交付目論見書）
- 「ドイチェ・ライフ・プラン 50」の投資信託説明書（交付目論見書）
- 「ドイチェ・ライフ・プラン 70」の投資信託説明書（交付目論見書）
- （参考情報 交付目論見書） 上記 3 ファンドの共通部分
- 「ドイチェ・ライフ・プラン 30」の投資信託説明書（請求目論見書）
- 「ドイチェ・ライフ・プラン 50」の投資信託説明書（請求目論見書）
- 「ドイチェ・ライフ・プラン 70」の投資信託説明書（請求目論見書）
- （参考情報 請求目論見書） 上記 3 ファンドの共通部分

投資信託説明書
(交付目論見書)
2006.8

ドイチェ・ライフ・プラン 30

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資可能



ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. ドイツェ・ライフ・プラン 30 の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 2 月 14 日にその効力が発生しております。また、委託会社は、同法第 7 条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 8 月 15 日に関東財務局長に提出しております。
当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
2. ドイツェ・ライフ・プラン 30 の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. ドイツェ・ライフ・プラン 30 は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
4. 登録金融機関で購入された投資信託は、投資家保護基金による支払いの対象にはなりません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ドイツェ・ライフ・プラン 30 は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。ドイツェ・ライフ・プラン 30 の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなりになります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部 証券情報(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 1 資産管理等の概要(5) その他」中の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権 を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

ドイチェ・ライフ・プラン30 投資信託説明書（交付目論見書）

目 次

項 目	主な記載内容	ページ
第一部	【証券情報】	1
第二部	【ファンド情報】	5
第1	【ファンドの状況】	5
1	【ファンドの性格】 ファンドの商品性格について （ファンドの目的、仕組みなど）	5
2	【投資方針】 ファンドの投資方針について （投資方針、投資対象、配分方針など）	9
3	【投資リスク】 ファンドのリスクについて （ファンドのリスク、管理体制など）	32
4	【手数料等及び税金】 ファンドの手数料等・税金について （申込手数料、信託報酬、課税上の取扱いなど）	35
5	【運用状況】 ファンドの運用状況について （資産内容、純資産・分配・収益率の推移など）	38
6	【手続等の概要】 申込み、換金の手続き	41
7	【管理及び運営の概要】 資産管理および運営について （資産評価、計算期間、受益者の権利など）	43
第2	【財務ハイライト情報】 ファンドの経理状況の抜粋 （貸借対照表、損益及び剰余金計算書など）	48
第3	【内国投資信託受益証券事務の概要】 受益証券の事務について	54
第4	【ファンドの詳細情報の項目】 ファンドの詳細情報の項目	56

信託約款（「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」を含みます。）
用語の解説

平成18年2月13日提出
平成18年8月15日訂正

発 行 者 名：ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 関崎 司
本店の所在の場所：東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：ドイチェ・ライフ・プラン30

募集内国投資信託受益証券の金額：2,000億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ドイチェ・ライフ・プラン30（以下「ファンド」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託であり、無記名式の受益証券（以下「受益証券」といいます。）を発行します。

格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(7) 【申込期間】

平成18年2月14日から平成19年2月15日まで（継続申込期間）
ただし、申込みの取扱いは日本における販売会社の営業日に限り行われます。
なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

お申込みは、販売会社の本・支店、営業所等において取扱います。
販売会社の詳細については、委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
なお、販売会社によっては、一部の支店等でお申込みの取扱いを行わない場合があります。また、販売会社と販売会社以外の証券会社または登録金融機関が取次契約を締結することにより、当該証券会社または当該登録金融機関がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益証券の取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日目までにお支払いいただくものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。
各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、取得申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

取得申込みの方法

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法で取得申込みを行うものとします。
収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの

取扱となる場合があります。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」の取得申込者が、受益証券の保護預りを希望する場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとしませんが、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合

当該制度に係る手続きが必要になります。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部【ファンド情報】第1【ファンドの状況】7【管理及び運営の概要】1資産管理等の概要（5）その他 信託約款の変更（へ）」の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の

全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

日本以外の地域での発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・バランス型 に属します。

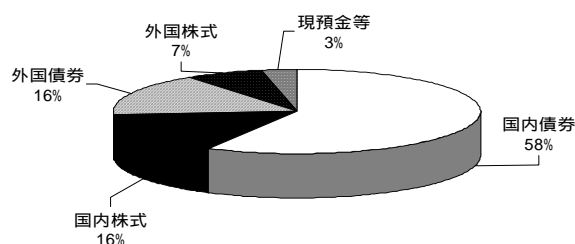
「バランス型」とは、社団法人 投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドをいいます。

ファンドの特色

- a. 国内債券・国内株式・外国債券・外国株式等へ投資する各マザーファンドへの分散投資により、リスクを低減しつつ中長期的な安定収益の獲得を目指します。
- b. 資産配分の中立的配分となる「基本アセット・ミックス」を決定し、一定の範囲内で資産の調整を行います。

<基本アセット・ミックス>

(平成18年6月末日現在)



	中立配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	58	±10
国内株式	16	±5
外国債券	16	±5
外国株式	7	±5
現預金等	3	0-8
合計	100	

注1) 国内株式と外国株式の合計は30%以下とし、外国株式と外国債券の合計は30%以下とします。

注2) 基本アセット・ミックスは変更される場合があります。

各資産の運用にはベンチマーク(運用を評価するための指標)を定め、アクティブ運用によって、ベンチマークを上回る収益を追求します。

a. ベンチマーク

項目	ベンチマーク
資産配分	基本アセット・ミックスを中立的資産配分とします。
国内債券	NOMURA - B P I 総合 ¹
国内株式	TOPIX (東証株価指数：配当込み) ²
外国債券	シティグループ世界国債インデックス (除く日本) ³
外国株式	M S C I - コクサイ指数 (配当込み) ⁴

1 NOMURA - B P I は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社はNOMURA - B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

2 東証株価指数 (TOPIX) は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIX の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX の算出もしくは公表の停止またはTOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

3 シティグループ 世界国債インデックス (除く日本) は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

4 M S C I - コクサイ指数は、M S C I が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はM S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

b. 投資対象

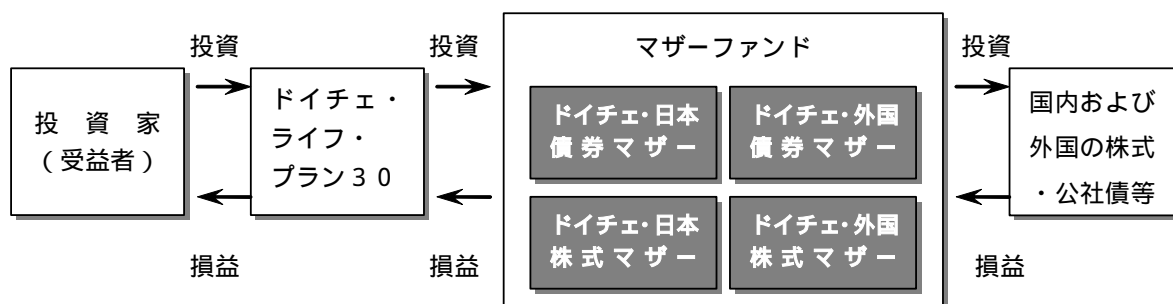
項目	投資対象
国内債券	ベンチマーク採用銘柄のうちシングルA格相当以上
国内株式	わが国証券取引所上場株式および店頭株
外国債券	ベンチマーク対象国のシングルA格相当以上の国債
外国株式	ベンチマーク採用国の上場株式中心

c. 為替政策

原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますが、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

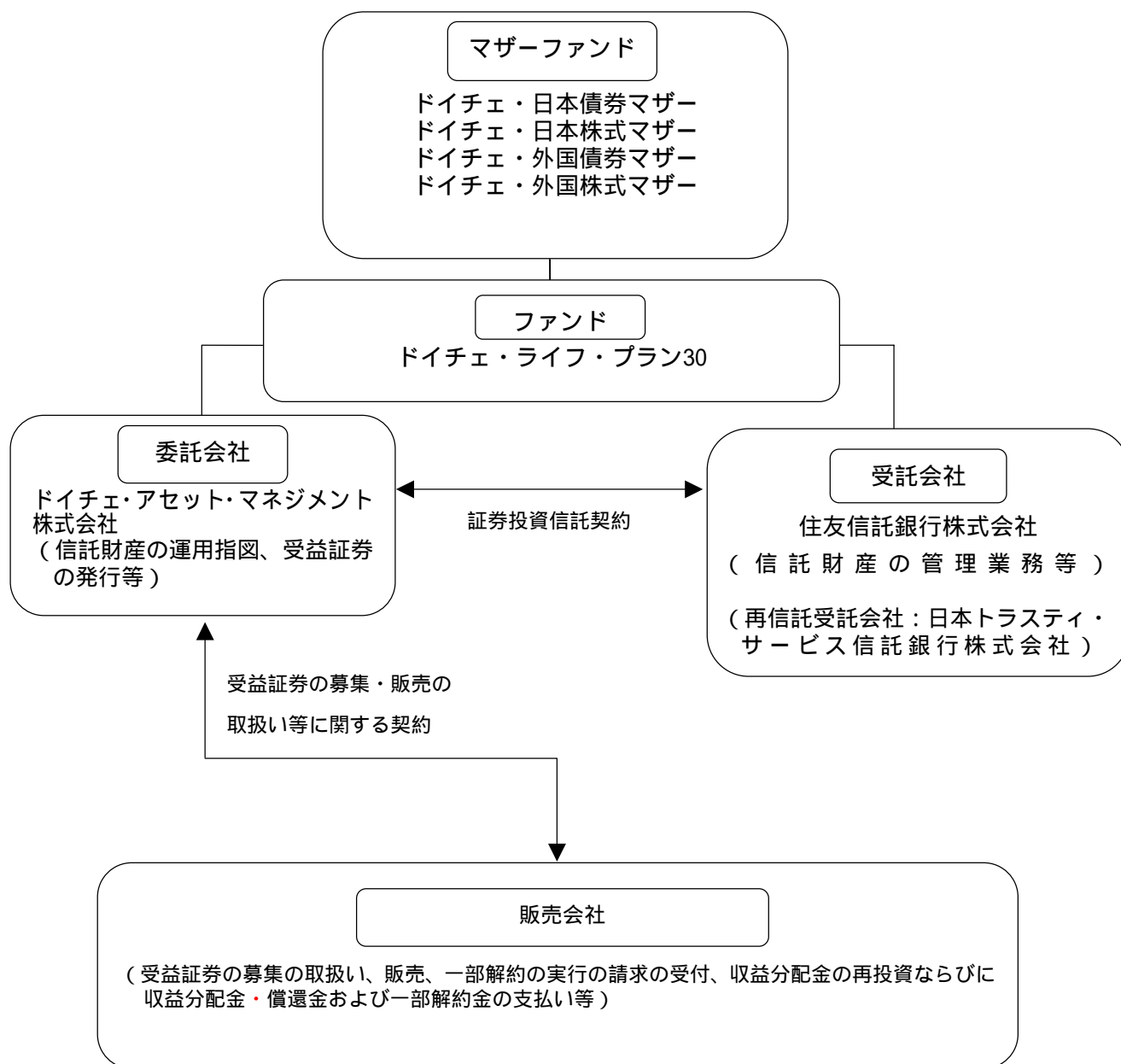
d. ドイツ銀行グループのグローバル・ネットワーク、年金運用のノウハウを活用したファンドです。ドイツ銀行グループの世界各国拠点のエコノミスト及びアナリスト情報を積極的に運用に活用します。また、基本アセット・ミックスの決定、資産配分の調整、および各資産毎の運用において、年金運用のアプローチを採用し、安定した収益の獲得を目指します。

e. 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド (当ファンド) とし、その資金をマザーファンド (ドイチェ・日本債券マザー、ドイチェ・日本株式マザー、ドイチェ・外国債券マザー、ドイチェ・外国株式マザー) の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



当ファンドの関係法人は下記の通りです。

- a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、受益証券の発行、目論見書・運用報告書の作成等を行います。
- b. 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、受益証券の認証、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- c. 「販売会社」

委託会社との間で「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

委託会社等の概況

a. 資本の額

1,998百万円（平成18年6月末日現在）

b. 委託会社の沿革

昭和60年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント株式会社設立
昭和62年 投資顧問業登録、投資一任業務認可
平成 2年 ドイツ銀投資顧問株式会社と合併、社名をディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント株式会社に改称
平成 7年 投信業務兼営のため、社名をディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
平成 7年 証券投資信託委託会社免許取得
平成 8年 社名をドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
平成11年 バンカース・トラスト投信投資顧問株式会社と合併、社名をドイチェ・アセット・マネジメント株式会社に改称
平成14年 チューリッヒ・スカダー投資顧問株式会社と合併

c. 大株主の状況

平成18年6月末日現在の大株主の状況

名称： ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住所： シンガポール 038985 サンテックタワーファイブ#12-08テマセックブルーバード5
所有株式： 39,960株
所有比率： 100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

(参考情報)マザーファンドの基本方針

- ・ ドイツ・日本株式マザー
この投資信託は、主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。
- ・ ドイツ・日本債券マザー
この投資信託は、主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。
- ・ ドイツ・外国株式マザー
この投資信託は、主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。
- ・ ドイツ・外国債券マザー
この投資信託は、主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

ドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券、ドイツ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

- 1) 主に、ドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券、ドイツ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式および債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の30%を、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の30%を超えない範囲で運用を行います。
- 2) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で1/3程度、ポートフォリオ運用で2/3程度を目処とします。
- 3) 各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。
 1. 各々のマザー受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。
 -) 3年~5年の中期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 -) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 -) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 -) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化すると判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
 2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分(各々のマザー受益証券への投資配分)の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。
 3. また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行い

ます。

- 4) 各マザー受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 5) 実質組入れ外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるとは判断した場合は、為替ヘッジを行います。
- 6) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 7) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れおよび資金の借入れを行うことがあります。

(参考情報)

マザーファンドの概要（詳細については、各マザーファンドの信託約款をご参照下さい。）

なお、各マザーファンドは、信託約款に基づき、以下の概要の通りの運用を行っています。

・ドイチェ・日本株式マザー

- 1) 主にわが国の上場株式および店頭登録株式に積極的に投資を行い、東証株価指数(配当込)を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析、将来の成長性などを吟味した上で投資対象を絞り込み、銘柄選択を行います。
- 3) 業種および銘柄の分散を行い、ポートフォリオ全体として意図せざるリスクをとることを抑制します。
- 4) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組み入れ比率を引き下げることがあります。
- 5) 上記の運用を補完する目的でわが国の企業が発行する外貨建の転換社債、新株引受権証券、外国の取引所におけるわが国の株価指数先物等を行い、外貨建資産を保有することがあります。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため転換社債、新株引受権証券、新株予約権証券、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借り入れを行うことがあります。
- 7) ただし、市況動向や資金動向によっては上記の運用ができない場合があります。

・ドイチェ・日本債券マザー

- 1) 主にNOMURA-BPI総合に採用されている公社債に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションやイールド・カーブの調整を行います。
- 3) 上記の運用を補完する目的で、外国の証券取引所におけるわが国の有価証券先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

・ドイツ・外国株式マザー

- 1) 主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。なお、市況動向などによっては、MSCIコクサイ指数に採用されていない国の株式を信託財産の最大10%まで組入れることがあります。
- 2) 付加価値を高めるために、個々の企業のファンダメンタルズおよびバリュエーションを考慮して銘柄選択を行います。
- 3) 株式の組み入れはフルインベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組み入れ比率を引き下げることがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

・ドイツ・外国債券マザー

- 1) 主にシティグループ世界国債インデックス(除く日本)に採用されている国債を中心に投資を行い、同インデックスを上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションや国別配分の調整を行います。
- 3) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として下記1. から下記4. までのドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託（以下「マザーファンド」または「マザー」という場合があります。）の受益証券および下記5. から下記20. までの有価証券に投資することを指図します。

1. ドイチェ・日本株式マザー受益証券
2. ドイチェ・日本債券マザー受益証券
3. ドイチェ・外国株式マザー受益証券
4. ドイチェ・外国債券マザー受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記5. から上記11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で上記19. の権利の性質を有するもの

なお、上記5. の証券または証書および上記12. ならびに上記17. の証券および証書のうち上記5. の性質を有するものおよび上記14. の証券のうちクローズド・エンド型のを以下「株式」といい、上記6. から上記9. までの証券および上記12. ならびに上記17. の証券または証書のうち上記6. から上記9. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13. の証券および上記14. の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券に

より運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考情報)

マザーファンドの投資対象

・ドイチェ・日本株式マザー

委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。))および新株予約権証券
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
13. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人に対する権利で上記15.の権利の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書および上記8.ならびに上記14.の証券および証書のうち上記1.の性質を有するものおよび上記10.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券および上記8.ならびに上記14.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券および上記10.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

・ドイツ・日本債券マザー

委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. クローズド・エンド型以外の投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人に対する権利で上記12.の権利の性質を有するもの

なお、上記1.から上記5.までの証券および上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券および上記9.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

・ドイチェ・外国株式マザー

委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。))および新株予約権証券
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
13. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人に対する権利で上記15.の権利の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書および上記8.ならびに上記14.の証券および証書のうち上記1.の性質を有するものおよび上記10.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券および上記8.ならびに上記14.の証券または証書のうち上記2.

から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券および上記10.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

・ドイチェ・外国債券マザー

委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. クローズド・エンド型以外の投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人に対する権利で上記12.の権利の性質を有するもの

なお、上記1.から上記5.までの証券および上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券および上記9.の証券を以

下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

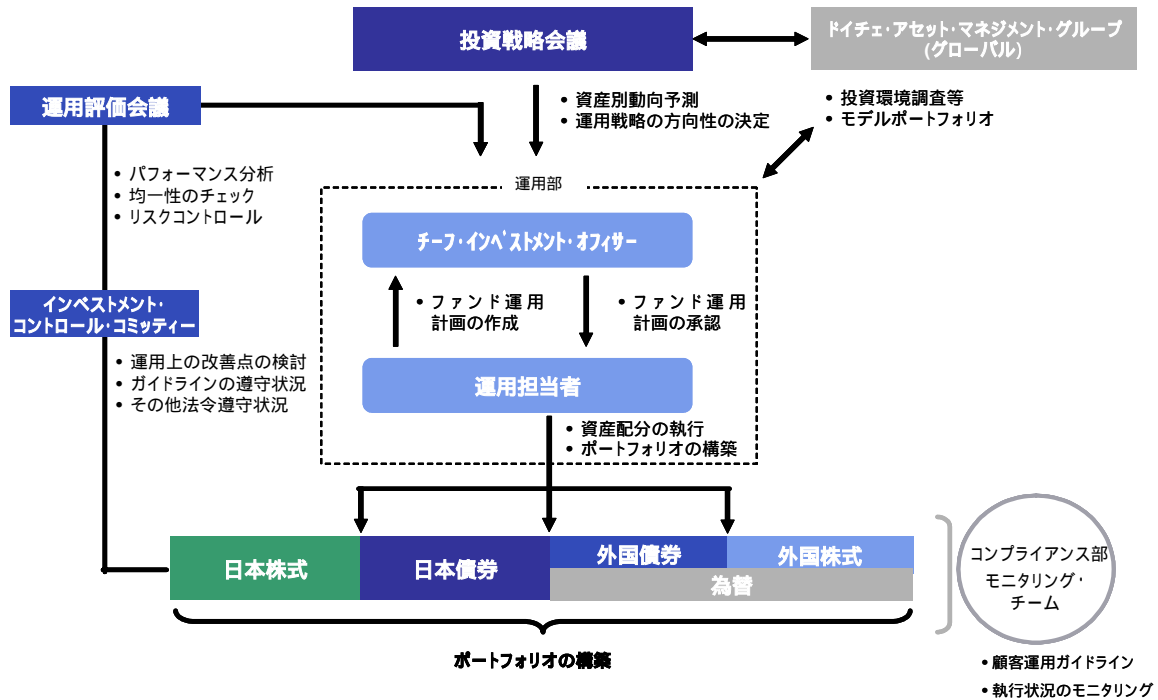
上記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

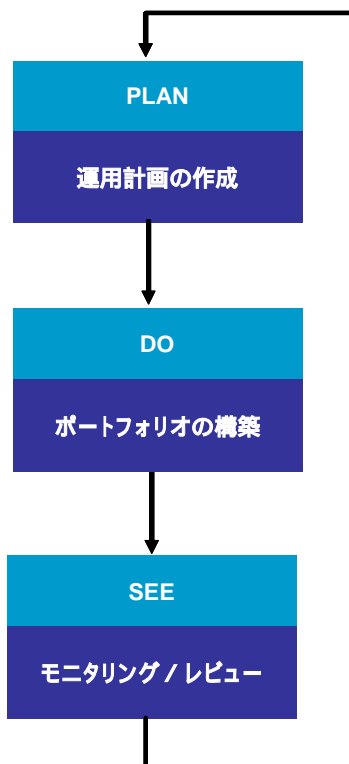
ファンドの運用体制

委託会社は、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのグローバルなリソースを活用して運用を行います。

運用体制



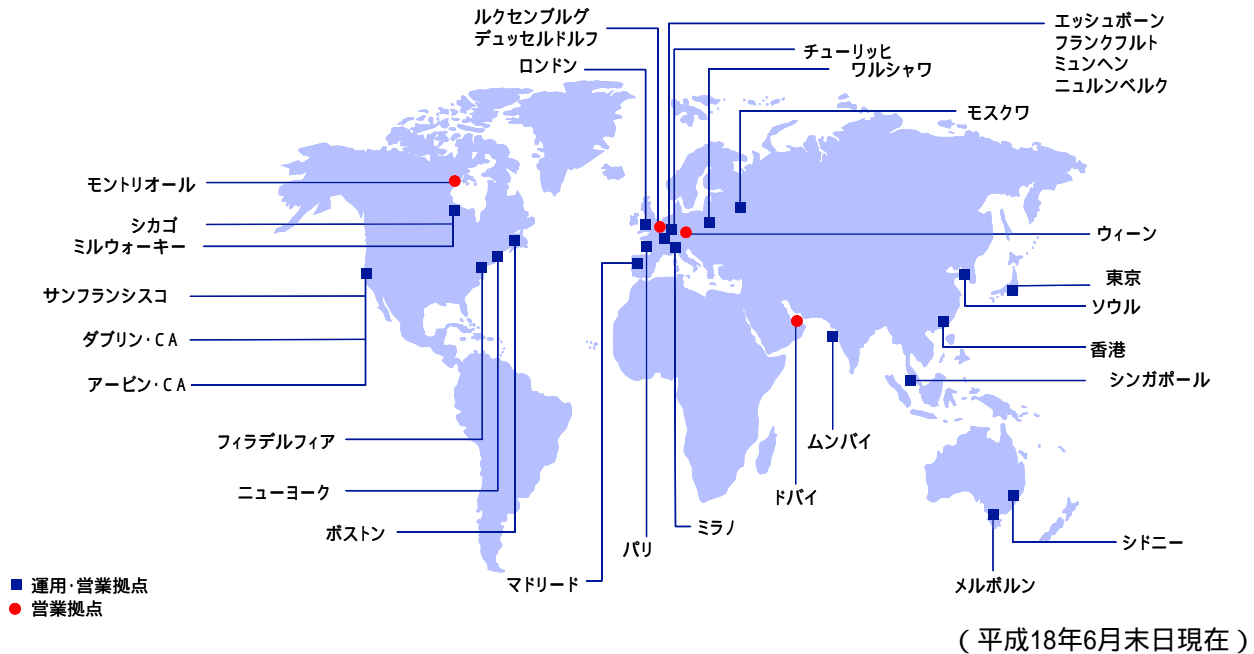
運用の流れ



- 運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開する当社の海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大きな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針に従って各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。
- 運用計画の作成に際しては、必要に応じて、グループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にすることがあります。
- 承認された運用計画に従って、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。
- 売買の執行は、運用指図を行うセクションから独立したトレーダーが行います。
- コンプライアンス部のモニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。
- 運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析すると共に、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性などについてレビューを行います。

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

- ・ ドイツ銀行グループの一員として、世界約30都市に拠点を設け、グローバルに資産運用サービスを展開しています。
- ・ ファンド・マネジャーおよびリサーチ・スペシャリストが、緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点と独自の洞察力で調査・分析、運用業務などを推進しています。



(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時(11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

株式への投資制限(信託約款「運用の基本方針」運用方法(3)投資制限、信託約款第18条第5項および第7項)

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純

資産総額の30%以下とします。ただし、有価証券の値上がり等により30%を超えることになった場合には、速やかにこれを調整します。

「実質投資割合」とは、当ファンドに属する当該資産とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドに属するとみなした額(当ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の信託財産に占める割合をいいます(以下同じ)。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(信託約款「運用の基本方針」運用方法(3)投資制限、信託約款第18条第6項および第7項)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款「運用の基本方針」運用方法(3)投資制限、信託約款第21条)

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- c. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限(信託約款「運用の基本方針」運用方法(3)投資制限、信託約款第29条)
外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲(信託約款第23条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当す

る売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第24条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . 上記 a . の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d . 上記 a . の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第25条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第26条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第27条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b . 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c . 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第28条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第31条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

資金の借入れ（信託約款第39条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 上記 a. の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内。

c. 上記 b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（参考情報）

マザーファンドの投資制限

・ドイチェ・日本株式マザー

株式への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲（信託約款第12条）

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限、信託約款第20条）

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

信用取引の指図範囲（信託約款第13条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第14条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第15条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第16条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第17条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または

異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第18条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b . 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第19条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b . 上記 a . に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第22条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b . 上記 a . の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c . 上記 b . の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとし

ます。

・ドイチェ・日本債券マザー

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限、信託約款第18条）
外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第12条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b . 上記 a . の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第13条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . 上記 a . の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d . 上記 a . の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第14条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第15条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第16条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第17条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- c. 上記b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第19条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

・ ドイツ・外国株式マザー

株式への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。投資する株式等の範囲（信託約款第12条）

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証

券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用取引の指図範囲（信託約款第13条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第14条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第15条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第16条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第17条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとしします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとしします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとしします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとしします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
- c. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとしします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額と

の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. 上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

・ ドイツ・外国債券マザー

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第12条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第13条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第14条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第15条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとしします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第16条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b . 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとしします。
- d . 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第17条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b . 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとしします。
- c . 上記b . に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
- d . 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとしします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第18条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第19条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b . 上記a . の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c . 上記b . の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとしします。

< 法令で定める投資制限 >

a . 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第16条）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

b . 先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号）

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の1 . および2 . に掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）並びに3 . 及び4 . に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

- 1 . 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
- 2 . 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- 3 . 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- 4 . 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク要因および留意点

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて株式及び公社債など値動きのある証券（また、外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は全て受益者に帰属することとなります。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。なお、以下の記載は、当ファンドに関するすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご留意下さい。

株価変動リスク

保有する株式の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式の価格は、国内及び国際的な政治・経済情勢などの影響をうけ、大きく変動します。

債券の価格変動リスク

保有する債券の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に金利が低下した場合、債券の価格は上昇傾向となりますが、逆に金利が上昇した場合には、債券価格は下落傾向となります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因のひとつとなります。

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化により大きく変動します。また、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

為替変動リスク

外国通貨建証券は、現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の下落度合によっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

各資産への投資配分に関するリスク

各資産への投資配分（各々のマザー受益証券への投資配分）は、「基本アセット・ミックス」を中立的配分とし、一定の変更限度内で調整を行いますが、相対的に収益率の劣る資産への投資配分を増やす事により中立的な投資配分をした場合より基準価額のパフォーマンスが劣る場合があります。

一部解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

一部解約代金の支払い資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、マザーファンドに投資を行っている他のベビーファンドにおける一部解約による資金の流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関するリスク

法令・税制・会計等は今後変更される可能性もあります。

その他

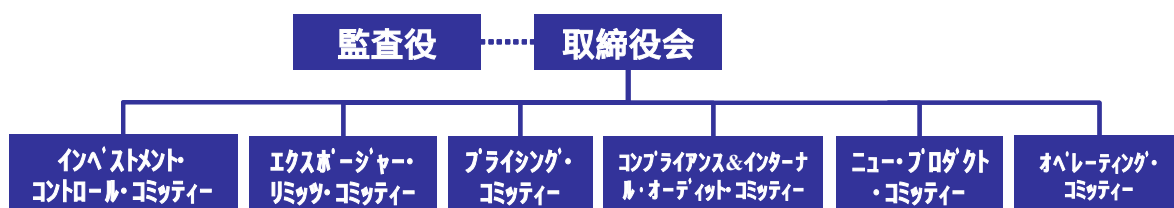
- ・ 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、追加設定・解約の申込みを中止することがあります。この場合、既にお申込みの追加設定・解約であっても取消しさせていただくこともあります。

- ・ 当ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
- ・ 予測不可能な事態（天変地異等）が起きた時など、急激な市況変動が起こる可能性があり、基準価額が変動する場合があります。
- ・ 資金動向、市況動向その他の要因により、前記「2【投資方針】(1)投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。
- ・ 当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回った場合等に必要な手続等を経て繰上償還されることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



各コミッティー等の概要

インベストメント・コントロール・コミッティー

- ・ 資産運用管理に関する内部管理の維持並びに運用状況のモニタリングを目的とします。
- ・ 毎月実施

エクスポージャー・リミッツ・コミッティー

- ・ カウンター・パーティーのクレジット・リスクをモニタリング並びに取引限度額を設定し、取引の安全を図ることを目的とします。
- ・ 3ヵ月毎に実施

プライシング・コミッティー

- ・ ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用する有価証券等の時価評価方法を定め、顧客資産の運用評価の公正な維持管理を目的とします。
- ・ 3ヵ月毎に実施

コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

- ・ ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が営む業務に影響を与えるコンプライアンスに関する問題、リスク管理体制及び内部監査の指摘事項等を検討し、望ましい対応を勧告するとともに、指摘事項の改善状況やその他の問題解決状況のモニタリングを行います。
- ・ 3ヵ月毎に実施

ニュー・プロダクト・コミッティー

- ・ 新商品、既存商品に関する重大な変更、および新規サービス等を検討、承認することを目的とします。
- ・ 適宜実施

オペレーティング・コミッティー

- ・ リスク管理や内部管理に関する問題点を把握し、それを監視する責任を負います。さらに、問題点について必要な意思決定を行うとともにその改善状況をモニターする責任を負います。
- ・ 毎月実施

コンプライアンス部

- ・ 法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部・モニタリングチームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 運用ガイドラインのモニター
 - ・ 取引の妥当性のチェック
 - ・ 利益相反取引のチェック

監査部

- ・ 監査部が定期的に内部監査を実施し、内部ルールの遵守状況や管理体制をチェックします。

(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.2915%（税抜 1.23%）を乗じて得た額とします。

その支払先および配分は、委託会社が年率0.6090%（税抜0.58%）、販売会社が年率0.5775%（税抜0.55%）および受託会社が年率0.1050%（税抜0.10%）です。

上記の信託報酬額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けとる際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等

を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

なお、本書提出日現在、上記により定める上限は、信託財産の純資産総額に年0.10%の率を乗じて得た金額とします。

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税相当額及び外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度の税制が適用されます。

個別元本方式について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については下記「c. 収益分配金の課税について」をご参照下さい。)

b. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10% (所得税7%および地方税3%)の税率による

源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

税率は平成20年4月1日から20% (所得税15%および地方税5%)となる予定です。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7% (所得税7%)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。また益金不算入制度は適用されません。

税率は平成20年4月1日から15% (所得税15%)となる予定です。

上記のほか、販売会社によっては、受益証券を買い取る場合があります。

買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券 (ドイツ・日本株式マザー)	日本	2,538,314,820	15.77
親投資信託受益証券 (ドイツ・日本債券マザー)	日本	9,552,384,034	59.36
親投資信託受益証券 (ドイツ・外国株式マザー)	日本	1,101,944,443	6.84
親投資信託受益証券 (ドイツ・外国債券マザー)	日本	2,338,202,498	14.53
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	560,697,869	3.48
合計(純資産総額)	-	16,091,543,664	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額(全銘柄)

(平成18年6月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ドイツ・日本株式マザー	1,818,667,923	1.2496 1.3957	2,272,607,437 2,538,314,820	15.77
日本	親投資信託 受益証券	ドイツ・日本債券マザー	8,621,285,230	1.1245 1.1080	9,694,635,242 9,552,384,034	59.36
日本	親投資信託 受益証券	ドイツ・外国株式マザー	927,796,955	1.1326 1.1877	1,050,822,832 1,101,944,443	6.84
日本	親投資信託 受益証券	ドイツ・外国債券マザー	1,686,284,796	1.3630 1.3866	2,298,501,106 2,338,202,498	14.53

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別投資比率

(平成18年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.51
合計	96.51

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成18年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに直近計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成11年11月15日)	4,279	4,364	1.0089	1.0289
第2期 (平成12年11月15日)	21,341	21,341	0.9781	0.9781
第3期 (平成13年11月15日)	31,372	31,372	0.9602	0.9602
第4期 (平成14年11月15日)	32,169	32,169	0.9153	0.9153
第5期 (平成15年11月17日)	28,067	28,067	0.9364	0.9364
第6期 (平成16年11月15日)	24,307	24,307	0.9765	0.9765
第7期 (平成17年11月15日)	19,809	19,809	1.0703	1.0703
平成17年6月末日	22,096	-	1.0079	-
平成17年7月末日	21,613	-	1.0193	-
平成17年8月末日	21,014	-	1.0305	-
平成17年9月末日	20,642	-	1.0551	-
平成17年10月末日	19,812	-	1.0591	-
平成17年11月末日	19,951	-	1.0866	-
平成17年12月末日	18,808	-	1.1046	-
平成18年1月末日	18,533	-	1.1163	-
平成18年2月末日	17,772	-	1.1003	-
平成18年3月末日	17,459	-	1.1118	-
平成18年4月末日	16,852	-	1.1034	-
平成18年5月末日	16,355	-	1.0816	-
平成18年6月末日	16,091	-	1.0818	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成11年11月15日	0.0200
第2期	平成12年11月15日	0.0000
第3期	平成13年11月15日	0.0000
第4期	平成14年11月15日	0.0000
第5期	平成15年11月17日	0.0000
第6期	平成16年11月15日	0.0000
第7期	平成17年11月15日	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期 (平成10年11月26日～平成11年11月15日)	2.9
第2期 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	3.1
第3期 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	1.8
第4期 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	4.7
第5期 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	2.3
第6期 (平成15年11月18日～平成16年11月15日)	4.3
第7期 (平成16年11月16日～平成17年11月15日)	9.6
第8期中間 (平成17年11月16日～平成18年5月15日)	1.7

(注1) 収益率は、各計算期間末(または当中間期末)の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して算出しています。

(注2) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

6 【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

当ファンドの取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該受付時間をすぎた場合は、翌営業日の受付分になります。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」の取得申込者が、受益証券の保護預りを希望する場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

(注)当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

受益証券の取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

当ファンドの取得申込者は、申込金額を取得申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社に支払うものとします。

確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分になります。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

解約価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に係らず、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額が個別元本¹を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた額となります。

・個人受益者の場合は、10%（所得税7%及び地方税3%）²

・法人受益者の場合は、7%（所得税7%）³

¹「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。

²「税率」は、平成20年4月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

³「税率」は、平成20年4月1日から15%（所得税15%）となる予定です。

一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社にて支払われます。

換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

これにより、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の解約価額とします。

(注) 上記のほか、販売会社によっては受益証券を買い取る場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

(注) 確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度に係る手続きに従います。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7 【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の計算方法等について

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

受益証券1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

なお、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます(略称: LP30)。

主要な運用資産の評価基準及び評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則に従って、原則として時価により評価しております。

(2) 保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管(保護預り)させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保

護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資契約」に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、受益証券の引出しを請求することはできません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

信託契約締結日(平成10年11月26日)から無期限とします。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期は平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託の終了

(イ)委託会社は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合および信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ)上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

(ホ)委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ)上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更

しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ハ)上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ)委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ)委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(イ)から(ホ)の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

関係法人との契約の更改等

< 受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書 >

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

運用報告書等

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の各計算期間の末日毎および信託終了時に運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、委託会社は、証券取引法の規定に基づき有価証券報告書および半期報告書を作成します。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の認可取消等に伴う取扱い

- (イ)委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記(ニ)に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

- (イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、毎計算期間終了日（計算期間終了が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。

上記の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了後の翌日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売り付けを行います。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、上記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(注)当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に関する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社を通じて、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の一部解約の実行の請求を受けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」に規定する「信託の終了」または「信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第30条の2の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了(口)」または「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託約款の変更(口)」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2 【財務ハイライト情報】

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- (2) 当財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

ドイチェ・ライフ・プラン30

1【貸借対照表】

科目	期別	第6期 (平成16年11月15日現在)	第7期 (平成17年11月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		847,771,658	608,306,345
親投資信託受益証券		23,683,060,779	19,418,139,495
未収利息		46	33
流動資産合計		24,530,832,483	20,026,445,873
資産合計		24,530,832,483	20,026,445,873
負債の部			
流動負債			
未払解約金		57,511,936	74,135,043
未払受託者報酬		13,053,460	11,241,116
未払委託者報酬		147,503,958	127,024,492
その他未払費用		4,972,663	4,282,201
流動負債合計		223,042,017	216,682,852
負債合計		223,042,017	216,682,852
純資産の部			
元本			
元本		24,891,647,555	18,507,985,762
剰余金			
期末剰余金又は欠損金()		583,857,089	1,301,777,259
(分配準備積立金)		(865,737,062)	(1,642,738,998)
剰余金合計		583,857,089	1,301,777,259
純資産合計		24,307,790,466	19,809,763,021
負債・純資産合計		24,530,832,483	20,026,445,873

2【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		16,359	12,305
有価証券売買等損益		1,453,225,139	2,244,778,716
営業収益合計		1,453,241,498	2,244,791,021
営業費用			
受託者報酬		27,139,747	23,379,617
委託者報酬		306,678,900	264,189,482
その他費用		10,338,806	8,906,265
営業費用合計		344,157,453	296,475,364
営業利益		1,109,084,045	1,948,315,657
経常利益		1,109,084,045	1,948,315,657
当期純利益		1,109,084,045	1,948,315,657
一部解約に伴う当期純利益分配額		161,068,360	254,497,265
期首欠損金		1,906,583,572	583,857,089
欠損金減少額		438,814,910	191,815,956
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(438,814,910)	(186,420,816)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)		-	(5,395,140)
欠損金増加額		64,104,112	-
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(64,104,112)	-
分配金		-	-
期末剰余金又は欠損金()		583,857,089	1,301,777,259

重要な会計方針

<p style="text-align: center;">第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)</p>	<p style="text-align: center;">第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他、財務諸表作成のための基本となる重要な事項 当ファンドの計算期間は、前期末及びその翌日が休日のため平成15年11月18日から平成16年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 同左</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p>

ドイチェ・ライフ・プラン30

(1) 【中間貸借対照表】

科目	期別	第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)	第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		303,631	-
コール・ローン		816,753,907	462,703,411
親投資信託受益証券		21,694,723,156	16,292,352,871
未収利息		133	25
流動資産合計		22,511,780,827	16,755,056,307
資産合計		22,511,780,827	16,755,056,307
負債の部			
流動負債			
未払解約金		85,096,640	20,994,965
未払受託者報酬		12,138,501	9,477,990
未払委託者報酬		137,164,990	107,101,298
その他未払費用		4,624,064	2,088,286
流動負債合計		239,024,195	139,662,539
負債合計		239,024,195	139,662,539
純資産の部			
元本または元本等			
1 元本		22,537,530,534	15,262,150,660
元本合計		22,537,530,534	15,262,150,660
2 剰余金			
中間剰余金又は欠損金()		264,773,902	1,353,243,108
(分配準備積立金)		(766,963,490)	(1,311,566,845)
剰余金合計		264,773,902	1,353,243,108
元本または元本等合計		-	16,615,393,768
純資産合計		22,272,756,632	16,615,393,768
負債・純資産合計		22,511,780,827	16,755,056,307

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		6,373	5,856
有価証券売買等損益		433,362,377	484,213,376
営業収益合計		433,368,750	484,219,232
営業費用			
受託者報酬		12,138,501	9,477,990
委託者報酬		137,164,990	107,101,298
その他費用		4,624,064	2,088,286
営業費用合計		153,927,555	118,667,574
営業利益		279,441,195	365,551,658
経常利益		279,441,195	365,551,658
中間純利益		279,441,195	365,551,658
一部解約に伴う中間純利益分配額		28,575,489	111,224,836
期首剰余金又は欠損金()		583,857,089	1,301,777,259
剰余金増加額又は欠損金減少額		77,531,036	63,459,530
(当中間期追加信託に伴う剰余金増加額)		-	(63,459,530)
(当中間期一部解約に伴う欠損金減少額)		(77,531,036)	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,313,555	266,320,503
(当中間期一部解約に伴う剰余金減少額)		-	(266,320,503)
(当中間期追加信託に伴う欠損金増加額)		(9,313,555)	-
分配金		-	-
中間剰余金又は欠損金()		264,773,902	1,353,243,108

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

名義書換手続および記名式から無記名式への、また無記名式から記名式への変更は、委託会社の定める手続に従い、販売会社経由で委託会社に請求することができます。ただし、自動けいぞく投資コースの場合、自動けいぞく投資契約に基づき受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

名義書換手数料は、徴収しません。

名義書換の手続きは、各計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当するものはありません。

5. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。

6. 再発行

(1) 受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。

(2) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。

(3) 受益証券を再交付するときは、委託会社は、受益者に対して実費を請求することができます。

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額（ - ）
 - 発行済数量
 - 1単位当たり純資産額（ / ）
- 第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、EDINET（エディネット）でも閲覧することもできます。

追加型証券投資信託
ドイチェ・ライフ・プラン 30
約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ドイチェ・ライフ・プラン 30
約款

運用の基本方針

約款 19 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式および債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の 30% を、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の 30% を超えない範囲で運用を行います。

各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で 1/3 程度、ポートフォリオ運用で 2/3 程度を目処とします。

各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。

1. 各々の親投資信託受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。
 - i) 3年~5年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 - ii) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 - iii) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 - iv) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化したと判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分(各々の親投資信託受益証券への投資配分)の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。
3. また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行います。

各親投資信託受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。

実質組入れ外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるかと判断した場合は、為替ヘッジを行います。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れおよび資金の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

収益分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的および金額〕

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から無期限とします。

〔受益証券の取得申込みの勧誘の種類〕

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

〔受益権の分割および再分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

〔当初の受益者〕

第6条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

〔追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法〕

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第31条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔追加日時の異なる受益権の内容〕

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第9条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は第2項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔受益証券の申込単位、価額および手数料〕

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって売却することができます。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができます。

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。

第2項の規定にかかわらず、受益者が第49条の第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受

益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

〔受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続〕

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

〔記名式受益証券譲渡の対抗要件〕

第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

〔無記名式の受益証券の再交付〕

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

〔記名式の受益証券の再交付〕

第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

〔毀損した場合等の再交付〕

第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

〔受益証券の再交付の費用〕

第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

〔運用の指図範囲〕

第18条 委託者は、信託金を、主として第1号から第4号までのドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託の受益証券および第5号から第20号までの有価証券に投資することを指図します。

1. ドイチェ・日本株式マザー受益証券
2. ドイチェ・日本債券マザー受益証券
3. ドイチェ・外国株式マザー受益証券
4. ドイチェ・外国債券マザー受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第5号から第11号までの証券の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書および第12号ならびに第17号の証券および証書のうち第5号の性質を有するものおよび第14号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第6号から第9号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第6号から第9号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用

上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることになった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔運用の基本方針〕

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔投資する株式等の範囲〕

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔同一銘柄の株式等への投資制限〕

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔信用取引の指図範囲〕

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔外貨建有価証券への投資制限〕

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託に属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第33条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第34条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国

において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第 35 条（削除）

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第 36 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔一部解約の請求および有価証券売却等の指図〕

第 37 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第 38 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔資金の借入れ〕

第 39 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% 以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

〔損益の帰属〕

第 40 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第 41 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めず。

〔信託の計算期間〕

第 42 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期は平成 10 年 11 月 26 日から平成 11 年 11 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第 44 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

〔信託報酬等の総額および支弁の方法〕

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産

総額に年 10,000 分の 123 の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

〔収益分配〕

第 46 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 47 条（削除）

〔収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第 48 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 49 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔収益分配金、償還金および一部解約金の支払い〕

第 49 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。ただし、第 50 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

〔収益分配金および償還金の時効〕

第 50 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

〔信託の一部解約〕

第 51 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる受益証券については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実

行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させる場合には、第52条の規定にしたがいます。

〔信託契約の解約〕

第52条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第54条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第55条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 49 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 2 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となること確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 26 日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

（ドイチェ・ライフ・プラン 30）

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

（重大な約款変更後の約款の内容）	（平成 18 年 8 月 15 日現在の約款の内容）
<p>（受益権の取得申込みの勧誘の種類） 第 4 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>（受益権の分割および再分割） 第 5 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>（当初の受益者） 第 6 条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。</p> <p>（信託日時の異なる受益権の内容） 第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。</p> <p>（受益権の帰属と受益証券の不発行） 第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。） <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証</u></p>	<p>（受益証券の取得申込みの勧誘の種類） 第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>（受益権の分割および再分割） 第 5 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>（当初の受益者） 第 6 条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。</p> <p>（追加日時の異なる受益権の内容） 第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。</p> <p>（受益証券の発行および種類） 第 9 条 委託者は、第 5 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。 <u>委託者が発行する受益証券は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、50 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券および 1 億口券の 8 種類とします。</u></p>

券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとし、

委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（削除）

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとし、

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価

委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとし、

別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は第2項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の申込単位、価額および手数料）

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって売却することができるものとし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとし、

（新設）

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価

<p>額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>― 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。</p> <p>― 第2項の規定にかかわらず、受益者が第49条の第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の<u>受益権の価額</u>は、取得申込日の基準価額とします。</p> <p><u>（受益権の譲渡に係る記載または記録）</u></p> <p>第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>― 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</p> <p>― 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p> <p><u>（受益権の譲渡の対抗要件）</u></p> <p>第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p>第14条（削除）</p> <p>第15条（削除）</p> <p>第16条（削除）</p> <p>第17条（削除）</p> <p><u>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</u></p> <p>第48条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第49条第3項に規定す</p>	<p>額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>― 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。</p> <p>― 第2項の規定にかかわらず、受益者が第49条の第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の<u>受益証券の価額</u>は、取得申込日の基準価額とします。</p> <p><u>（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続）</u></p> <p>第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。</p> <p>― 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。</p> <p>― 前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。</p> <p><u>（記名式受益証券譲渡の対抗要件）</u></p> <p>第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p><u>（無記名式の受益証券の再交付）</u></p> <p>第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</p> <p><u>（記名式の受益証券の再交付）</u></p> <p>第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p> <p><u>（毀損した場合等の再交付）</u></p> <p>第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。</p> <p><u>（受益証券の再交付の費用）</u></p> <p>第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</p> <p><u>（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）</u></p> <p>第48条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第49条第3項に規定</p>
--	--

る支払開始日の前日までに、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第51条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(削除)

する支払開始日の前日までに、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。ただし、第51条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し

<p>(削除)</p> <p>(収益分配金および償還金の時効) 第50条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(信託の一部解約) 第51条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 委託者は、前項の規定により、この信託契約を終了させる場合には、第52条の規定に従います。</p> <p>(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い) 第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他</p>	<p>届出印を押捺するものとします。 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。</p> <p>(収益分配金および償還金の時効) 第50条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(信託の一部解約) 第51条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。 受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。 委託者は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 委託者は、前項の規定により、この信託契約を終了させる場合には、第52条の規定に従います。</p> <p>(新設)</p>
--	--

の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)
第52条 (略)

(反対者の買取請求権)
第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(付則)
第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

(添付信託約款付則第2条を削除し、以下の内容に置き換えます。)
第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続)から第17条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

(信託契約の解約)
第52条 (同左)

(反対者の買取請求権)
第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(付則)
第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第2条 (添付信託約款付則第2条をご参照ください。)

用語の解説

目論見書	各ファンドの内容を詳しく説明している法定文書です。ファンドの申込者に必ず交付しなければならない「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用場合があります。
基準価額	ファンドの「基準価額」は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。
ベンチマーク	投資信託等の運用成果を見る際に比較の基準とするもので、投資する資産の一部または全部の銘柄の値動きを指数化した指標(インデックス)が使用されます。
基本アセット・ミックス	当ファンドにおける、「基本アセット・ミックス」とは、各資産毎(日本株式・日本債券・外国株式・外国債券)の期待収益率等をもとに決定された、投資配分比率のことをいいます。この基本アセット・ミックスを中立的配分とし、一定の範囲内で投資配分の変更が行われます。
ボトム・アップ・アプローチ	個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法をいいます。
トップ・ダウン・アプローチ	経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種配分を決定する運用手法です。
イールドカーブ	満期が異なる債券の利回りがどのような関係になっているか(金利の期間構造)を表す曲線のことです。横軸に債券の残存年数、縦軸に利回りを取り、各債券の利回りを結んだ曲線で表されます。
デュレーション	債券の平均残存期間のことで、金利の一定の変化に対する債券価格の変動の割合を表しています。一般的に満期までの期間が長いほどデュレーションが大きくなり、金利の変化に対する債券価格の変動の割合が大きくなります。
信託財産留保額	解約者と引続き受益証券を保有する受益者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。当ファンドの信託財産留保額は0.3%です。
解約価額	基準価額から信託財産留保額を差し引いた額をいいます。
個別元本	受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。
EDINET (エディネット)	Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は、EDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券報告書等を閲覧することができます。

投資信託説明書
(交付目論見書)
2006.8

ドイチェ・ライフ・プラン 50

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資可能



ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. ドイツェ・ライフ・プラン 50 の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 2 月 14 日にその効力が発生しております。また、委託会社は、同法第 7 条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 8 月 15 日に関東財務局長に提出しております。
当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
2. ドイツェ・ライフ・プラン 50 の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. ドイツェ・ライフ・プラン 50 は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
4. 登録金融機関で購入された投資信託は、投資家保護基金による支払いの対象にはなりません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ドイツェ・ライフ・プラン 50 は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。ドイツェ・ライフ・プラン 50 の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなりになります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部 証券情報(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 1 資産管理等の概要(5) その他」中の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権 を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

ドイチェ・ライフ・プラン50 投資信託説明書（交付目論見書）

目 次

項 目	主な記載内容	ページ
第一部	【証券情報】	1
第二部	【ファンド情報】	5
第1	【ファンドの状況】	5
1	【ファンドの性格】	5
	ファンドの商品性格について （ファンドの目的、仕組みなど）	
2	【投資方針】	9
	ファンドの投資方針について （投資方針、投資対象、配分方針など）	
3	【投資リスク】	32
	ファンドのリスクについて （ファンドのリスク、管理体制など）	
4	【手数料等及び税金】	35
	ファンドの手数料等・税金について （申込手数料、信託報酬、課税上の取扱いなど）	
5	【運用状況】	38
	ファンドの運用状況について （資産内容、純資産・分配・収益率の推移など）	
6	【手続等の概要】	41
	申込み、換金の手続き	
7	【管理及び運営の概要】	43
	資産管理および運営について （資産評価、計算期間、受益者の権利など）	
第2	【財務ハイライト情報】	48
	ファンドの経理状況の抜粋 （貸借対照表、損益及び剰余金計算書など）	
第3	【内国投資信託受益証券事務の概要】	54
	受益証券の事務について	
第4	【ファンドの詳細情報の項目】	56
	ファンドの詳細情報の項目	

信託約款（「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」を含みます。）
用語の解説

平成18年2月13日提出
平成18年8月15日訂正

発 行 者 名：ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 関崎 司
本店の所在の場所：東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：ドイチェ・ライフ・プラン50

募集内国投資信託受益証券の金額：2,000億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ドイチェ・ライフ・プラン50（以下「ファンド」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託であり、無記名式の受益証券（以下「受益証券」といいます。）を発行します。

格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(7) 【申込期間】

平成18年2月14日から平成19年2月15日まで（継続申込期間）
ただし、申込みの取扱いは日本における販売会社の営業日に限り行われます。
なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

お申込みは、販売会社の本・支店、営業所等において取扱います。
販売会社の詳細については、委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
なお、販売会社によっては、一部の支店等でお申込みの取扱いを行わない場合があります。また、販売会社と販売会社以外の証券会社または登録金融機関が取次契約を締結することにより、当該証券会社または当該登録金融機関がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益証券の取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日目までにお支払いいただくものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。
各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、取得申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

取得申込みの方法

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法で取得申込みを行うものとします。
収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの

取扱となる場合があります。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」の取得申込者が、受益証券の保護預りを希望する場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとしませんが、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合

当該制度に係る手続きが必要になります。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部【ファンド情報】第1【ファンドの状況】7【管理及び運営の概要】1資産管理等の概要(5)その他 信託約款の変更(へ)」の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全て

の受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

日本以外の地域での発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・バランス型 に属します。

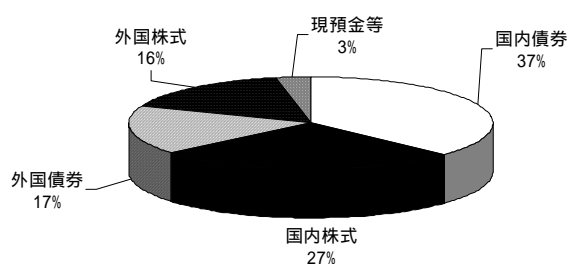
「バランス型」とは、社団法人 投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドをいいます。

ファンドの特色

- 国内債券・国内株式・外国債券・外国株式等へ投資する各マザーファンドへの分散投資により、リスクを低減しつつ中長期的な安定収益の獲得を目指します。
- 資産配分の中立的配分となる「基本アセット・ミックス」を決定し、一定の範囲内で資産の調整を行います。

<基本アセット・ミックス>

(平成18年6月末日現在)



	中立配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	37	±10
国内株式	27	±5
外国債券	17	±5
外国株式	16	±5
現預金等	3	0-8
合計	100	

注1) 国内株式と外国株式の合計は50%以下とし、外国株式と外国債券の合計は40%以下とします。

注2) 基本アセット・ミックスは変更される場合があります。

各資産の運用にはベンチマーク(運用を評価するための指標)を定め、アクティブ運用によって、ベンチマークを上回る収益を追求します。

a. ベンチマーク

項目	ベンチマーク
資産配分	基本アセット・ミックスを中立的資産配分とします。
国内債券	NOMURA - B P I 総合 ¹
国内株式	TOPIX (東証株価指数：配当込み) ²
外国債券	シティグループ世界国債インデックス (除く日本) ³
外国株式	M S C I - コクサイ指数 (配当込み) ⁴

1 NOMURA - B P I は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社はNOMURA - B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

2 東証株価指数 (TOPIX) は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIX の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX の算出もしくは公表の停止またはTOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

3 シティグループ 世界国債インデックス (除く日本) は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

4 M S C I - コクサイ指数は、M S C I が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はM S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

b. 投資対象

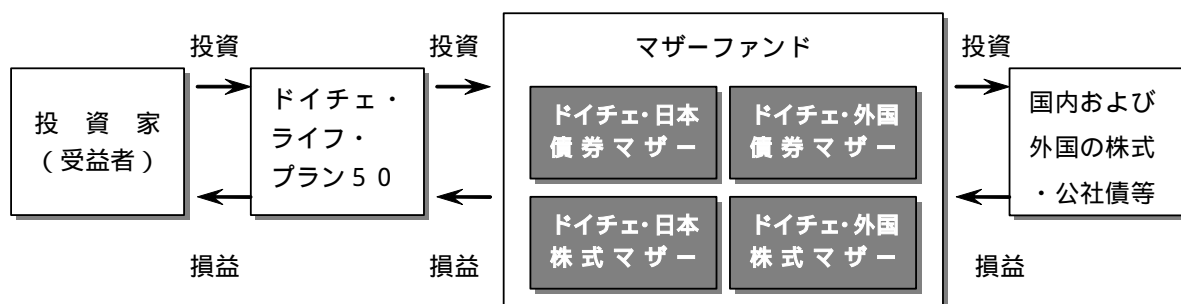
項目	投資対象
国内債券	ベンチマーク採用銘柄のうちシングルA格相当以上
国内株式	わが国証券取引所上場株式および店頭株
外国債券	ベンチマーク対象国のシングルA格相当以上の国債
外国株式	ベンチマーク採用国の上場株式中心

c. 為替政策

原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますが、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるかと判断した場合は、為替ヘッジを行います。

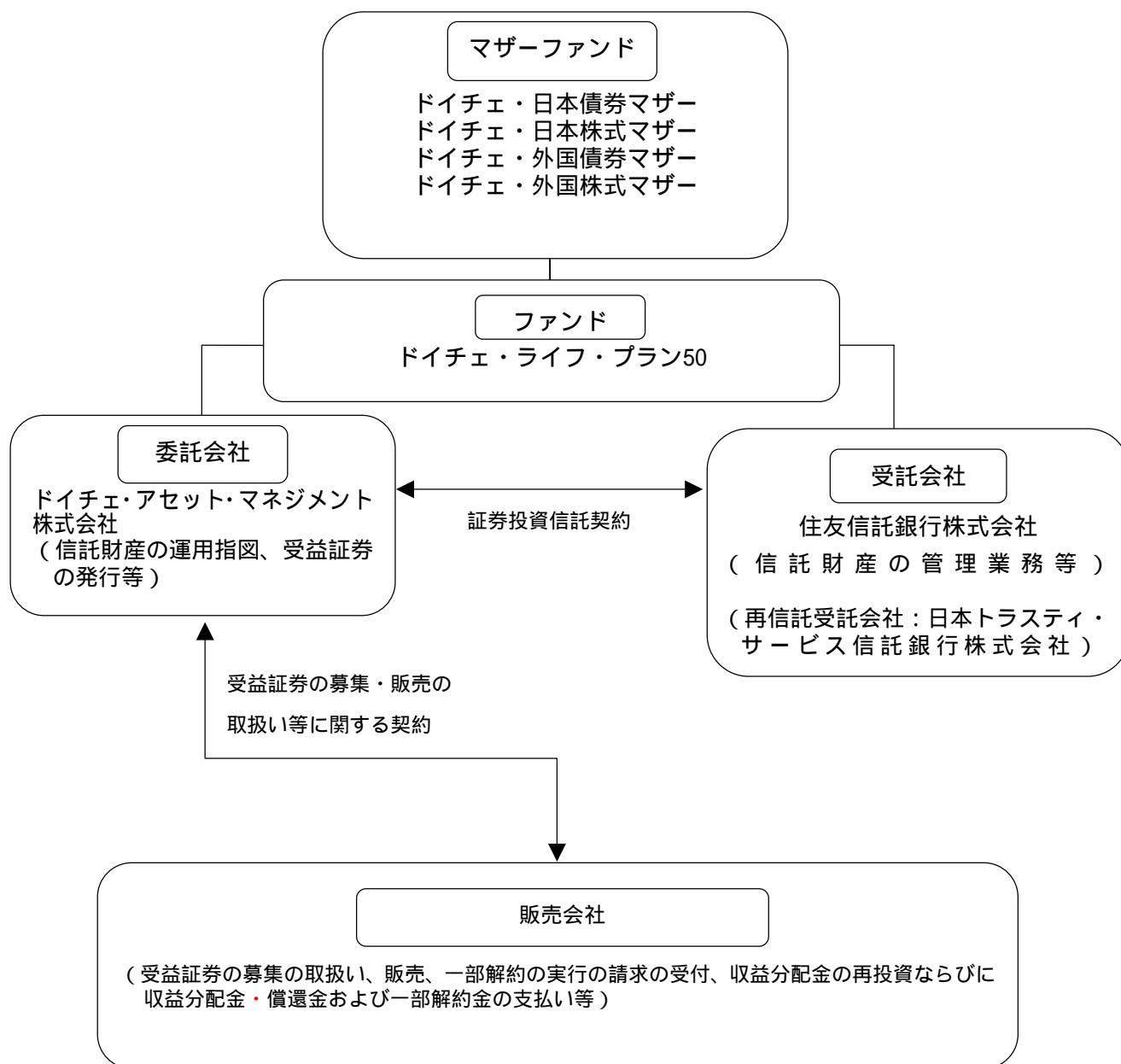
d. ドイツ銀行グループのグローバル・ネットワーク、年金運用のノウハウを活用したファンドです。ドイツ銀行グループの世界各国拠点のエコノミスト及びアナリスト情報を積極的に運用に活用します。また、基本アセット・ミックスの決定、資産配分の調整、および各資産毎の運用において、年金運用のアプローチを採用し、安定した収益の獲得を目指します。

e. 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド (当ファンド) とし、その資金をマザーファンド (ドイチェ・日本債券マザー、ドイチェ・日本株式マザー、ドイチェ・外国債券マザー、ドイチェ・外国株式マザー) の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



当ファンドの関係法人は下記の通りです。

- a. **ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社**（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、受益証券の発行、目論見書・運用報告書の作成等を行います。
- b. **住友信託銀行株式会社**（「受託会社」）（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、受益証券の認証、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- c. 「販売会社」

委託会社との間で「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

委託会社等の概況

a. 資本の額

1,998百万円（平成18年6月末日現在）

b. 委託会社の沿革

昭和60年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント株式会社設立
昭和62年 投資顧問業登録、投資一任業務認可
平成 2年 ドイツ銀投資顧問株式会社と合併、社名をディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント株式会社に改称
平成 7年 投信業務兼営のため、社名をディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
平成 7年 証券投資信託委託会社免許取得
平成 8年 社名をドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
平成11年 バンカース・トラスト投信投資顧問株式会社と合併、社名をドイチェ・アセット・マネジメント株式会社に改称
平成14年 チューリッヒ・スカダー投資顧問株式会社と合併

c. 大株主の状況

平成18年6月末日現在の株主の状況

名称： ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住所： シンガポール 038985 サンテックタワーファイブ#12-08テマセックブルーバード5
所有株式： 39,960株
所有比率： 100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

(参考情報)マザーファンドの基本方針

- ・ ドイツ・日本株式マザー
この投資信託は、主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。
- ・ ドイツ・日本債券マザー
この投資信託は、主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。
- ・ ドイツ・外国株式マザー
この投資信託は、主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。
- ・ ドイツ・外国債券マザー
この投資信託は、主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

ドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券、ドイツ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

- 1) 主に、ドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券、ドイツ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式および債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の50%を、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の40%を超えない範囲で運用を行います。
- 2) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で1/3程度、ポートフォリオ運用で2/3程度を目処とします。
- 3) 各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。
 1. 各々のマザー受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。
 -) 3年～5年の中期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 -) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 -) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 -) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化すると判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
 2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分(各々のマザー受益証券への投資配分)の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。
 3. また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行い

ます。

- 4) 各マザー受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 5) 実質組入れ外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるとは判断した場合は、為替ヘッジを行います。
- 6) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 7) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れおよび資金の借入れを行うことがあります。

(参考情報)

マザーファンドの概要（詳細については、各マザーファンドの信託約款をご参照下さい。）

なお、各マザーファンドは、信託約款に基づき、以下の概要の通りの運用を行っています。

・ドイチェ・日本株式マザー

- 1) 主にわが国の上場株式および店頭登録株式に積極的に投資を行い、東証株価指数(配当込)を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析、将来の成長性などを吟味した上で投資対象を絞り込み、銘柄選択を行います。
- 3) 業種および銘柄の分散を行い、ポートフォリオ全体として意図せざるリスクをとることを抑制します。
- 4) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組み入れ比率を引き下げることがあります。
- 5) 上記の運用を補完する目的でわが国の企業が発行する外貨建の転換社債、新株引受権証券、外国の取引所におけるわが国の株価指数先物等を行い、外貨建資産を保有することがあります。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため転換社債、新株引受権証券、新株予約権証券、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借り入れを行うことがあります。
- 7) ただし、市況動向や資金動向によっては上記の運用ができない場合があります。

・ドイチェ・日本債券マザー

- 1) 主にNOMURA-BPI総合に採用されている公社債に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションやイールド・カーブの調整を行います。
- 3) 上記の運用を補完する目的で、外国の証券取引所におけるわが国の有価証券先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

・ドイツ・外国株式マザー

- 1) 主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。なお、市況動向などによっては、MSCIコクサイ指数に採用されていない国の株式を信託財産の最大10%まで組入れることがあります。
- 2) 付加価値を高めるために、個々の企業のファンダメンタルズおよびバリュエーションを考慮して銘柄選択を行います。
- 3) 株式の組み入れはフルインベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組み入れ比率を引き下げることがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

・ドイツ・外国債券マザー

- 1) 主にシティグループ世界国債インデックス(除く日本)に採用されている国債を中心に投資を行い、同インデックスを上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションや国別配分の調整を行います。
- 3) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として下記1. から下記4. までのドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託（以下「マザーファンド」または「マザー」という場合があります。）の受益証券および下記5. から下記20. までの有価証券に投資することを指図します。

1. ドイチェ・日本株式マザー受益証券
2. ドイチェ・日本債券マザー受益証券
3. ドイチェ・外国株式マザー受益証券
4. ドイチェ・外国債券マザー受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記5. から上記11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で上記19. の権利の性質を有するもの

なお、上記5. の証券または証書および上記12. ならびに上記17. の証券および証書のうち上記5. の性質を有するものおよび上記14. の証券のうちクローズド・エンド型のを以下「株式」といい、上記6. から上記9. までの証券および上記12. ならびに上記17. の証券または証書のうち上記6. から上記9. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13. の証券および上記14. の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券に

より運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考情報)

マザーファンドの投資対象

・ドイチェ・日本株式マザー

委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。))および新株予約権証券
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
13. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人に対する権利で上記15.の権利の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書および上記8.ならびに上記14.の証券および証書のうち上記1.の性質を有するものおよび上記10.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券および上記8.ならびに上記14.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券および上記10.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

・ドイチェ・日本債券マザー

委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. クローズド・エンド型以外の投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人に対する権利で上記12.の権利の性質を有するもの

なお、上記1.から上記5.までの証券および上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券および上記9.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

・ドイチェ・外国株式マザー

委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。))および新株予約権証券
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
13. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人に対する権利で上記15.の権利の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書および上記8.ならびに上記14.の証券および証書のうち上記1.の性質を有するものおよび上記10.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券および上記8.ならびに上記14.の証券または証書のうち上記2.

から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券および上記10.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

・ドイチェ・外国債券マザー

委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. クローズド・エンド型以外の投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人に対する権利で上記12.の権利の性質を有するもの

なお、上記1.から上記5.までの証券および上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券および上記9.の証券を以

下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

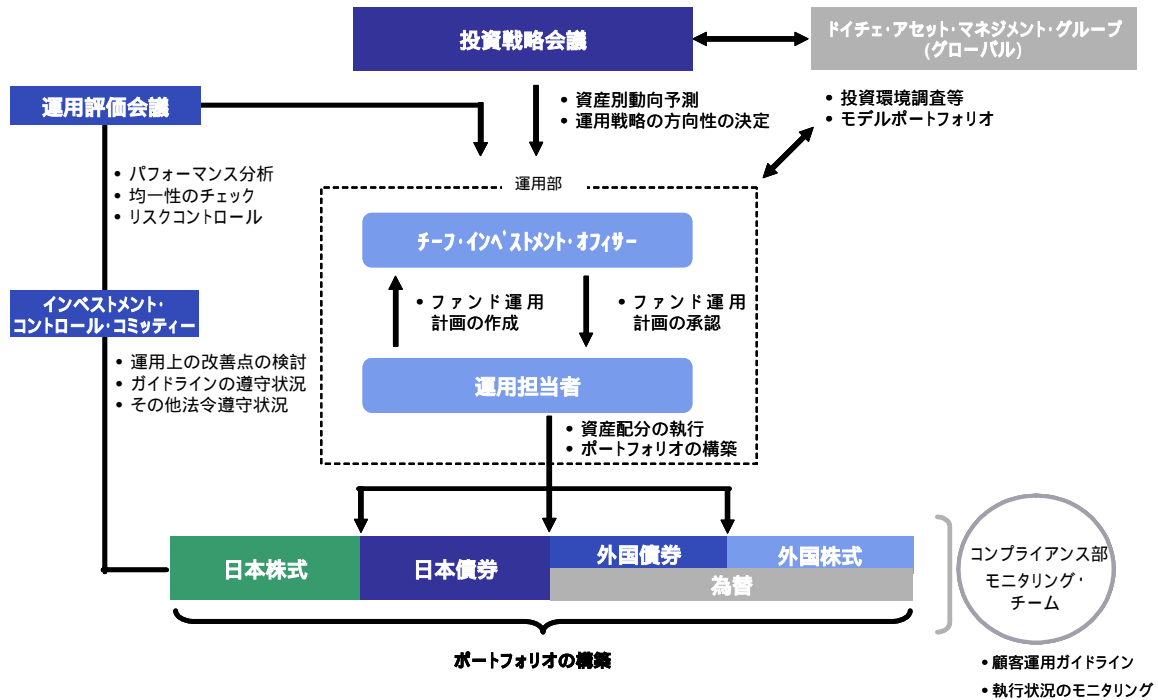
上記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

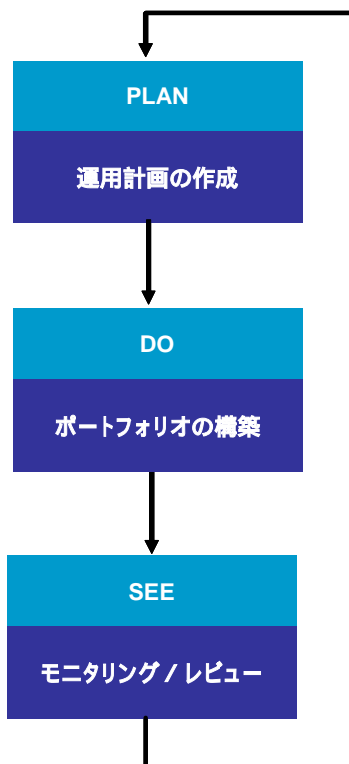
ファンドの運用体制

委託会社は、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのグローバルなリソースを活用して運用を行います。

運用体制



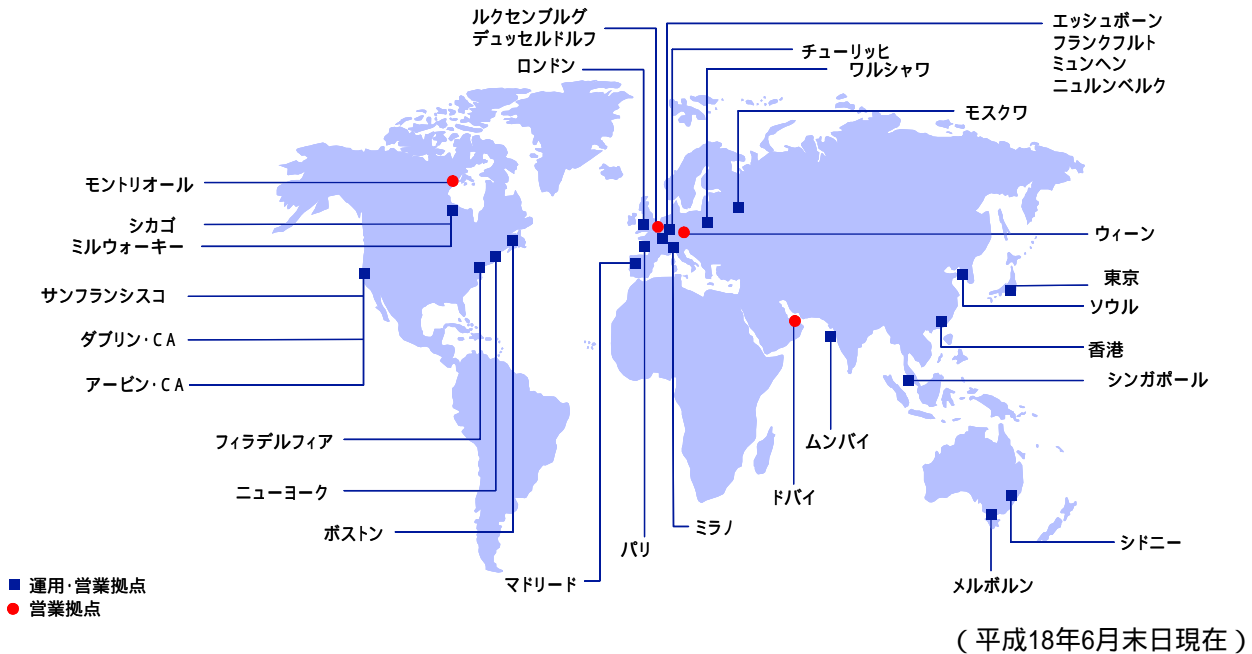
運用の流れ



- 運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開する当社の海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大きな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針に従って各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。
- 運用計画の作成に際しては、必要に応じて、グループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にすることがあります。
- 承認された運用計画に従って、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。
- 売買の執行は、運用指図を行うセクションから独立したトレーダーが行います。
- コンプライアンス部のモニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。
- 運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析すると共に、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性などについてレビューを行います。

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

- ・ ドイツ銀行グループの一員として、世界約30都市に拠点を設け、グローバルに資産運用サービスを展開しています。
- ・ ファンド・マネジャーおよびリサーチ・スペシャリストが、緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点と独自の洞察力で調査・分析、運用業務などを推進しています。



(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時(11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

株式への投資制限 (信託約款「運用の基本方針」運用方法(3)投資制限、信託約款第18条第5項および第7項)

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純

資産総額の50%以下とします。ただし、有価証券の値上がり等により50%を超えることになった場合には、速やかにこれを調整します。

「実質投資割合」とは、当ファンドに属する当該資産とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドに属するとみなした額(当ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の信託財産に占める割合をいいます(以下同じ)。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(信託約款「運用の基本方針」運用方法(3)投資制限、信託約款第18条第6項および第7項)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款「運用の基本方針」運用方法(3)投資制限、信託約款第21条)

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- c. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限(信託約款「運用の基本方針」運用方法(3)投資制限、信託約款第29条)
外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲(信託約款第23条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当す

る売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第24条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . 上記 a . の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d . 上記 a . の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第25条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第26条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第27条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b . 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c . 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第28条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第31条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

資金の借入れ（信託約款第39条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 上記 a. の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

c. 上記 b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（参考情報）

マザーファンドの投資制限

・ドイチェ・日本株式マザー

株式への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲（信託約款第12条）

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限、信託約款第20条）

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

信用取引の指図範囲（信託約款第13条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第14条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第15条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第16条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第17条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または

異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとす

ます。

・ドイチェ・日本債券マザー

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限、信託約款第18条）
外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第12条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b . 上記 a . の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第13条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . 上記 a . の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d . 上記 a . の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第14条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第15条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第16条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第17条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- c. 上記b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第19条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

・ ドイツ・外国株式マザー

株式への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。投資する株式等の範囲（信託約款第12条）

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証

券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用取引の指図範囲（信託約款第13条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第14条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第15条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第16条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第17条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額と

の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. 上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

・ドイチェ・外国債券マザー

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第12条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第13条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第14条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第15条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとしします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第16条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b . 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとしします。
- d . 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第17条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b . 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとしします。
- c . 上記b . に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
- d . 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとしします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第18条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第19条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b . 上記a . の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c . 上記b . の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとしします。

< 法令で定める投資制限 >

a . 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第16条）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

b . 先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号）

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の1 . および2 . に掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）並びに3 . 及び4 . に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

- 1 . 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
- 2 . 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- 3 . 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- 4 . 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク要因および留意点

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて株式及び公社債など値動きのある証券（また、外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は全て受益者に帰属することとなります。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。なお、以下の記載は、当ファンドに関するすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご留意下さい。

株価変動リスク

保有する株式の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式の価格は、国内及び国際的な政治・経済情勢などの影響をうけ、大きく変動します。

債券の価格変動リスク

保有する債券の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に金利が低下した場合、債券の価格は上昇傾向となりますが、逆に金利が上昇した場合には、債券価格は下落傾向となります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因のひとつとなります。

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化により大きく変動します。また、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

為替変動リスク

外国通貨建証券は、現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の下落度合によっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

各資産への投資配分に関するリスク

各資産への投資配分（各々のマザー受益証券への投資配分）は、「基本アセット・ミックス」を中立的配分とし、一定の変更限度内で調整を行いますが、相対的に収益率の劣る資産への投資配分を増やす事により中立的な投資配分をした場合より基準価額のパフォーマンスが劣る場合があります。

一部解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

一部解約代金の支払い資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、マザーファンドに投資を行っている他のベビーファンドにおける一部解約による資金の流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関するリスク

法令・税制・会計等は今後変更される可能性もあります。

その他

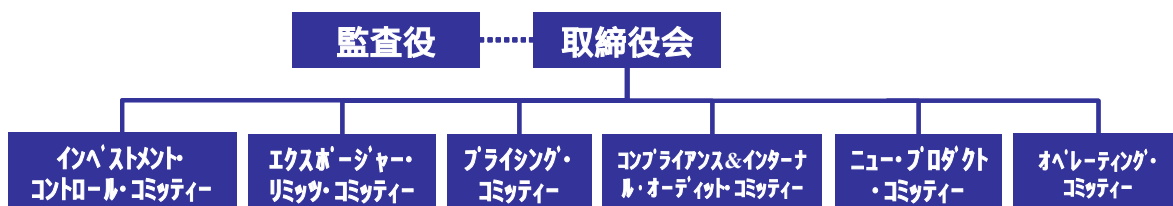
- ・ 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、追加設定・解約の申込みを中止することがあります。この場合、既にお申込みの追加設定・解約であっても取消しさせていただくこともあります。

- ・ 当ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
- ・ 予測不可能な事態（天変地異等）が起きた時など、急激な市況変動が起こる可能性があり、基準価額が変動する場合があります。
- ・ 資金動向、市況動向その他の要因により、前記「2【投資方針】(1)投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。
- ・ 当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回った場合等に必要な手続等を経て繰上償還されることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



各コミッティー等の概要

インベストメント・コントロール・コミッティー

- ・ 資産運用管理に関する内部管理の維持並びに運用状況のモニタリングを目的とします。
- ・ 毎月実施

エクスポージャー・リミッツ・コミッティー

- ・ カウンター・パーティーのクレジット・リスクをモニタリング並びに取引限度額を設定し、取引の安全を図ることを目的とします。
- ・ 3ヵ月毎に実施

プライシング・コミッティー

- ・ ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用する有価証券等の時価評価方法を定め、顧客資産の運用評価の公正な維持管理を目的とします。
- ・ 3ヵ月毎に実施

コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

- ・ ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が営む業務に影響を与えるコンプライアンスに関する問題、リスク管理体制及び内部監査の指摘事項等を検討し、望ましい対応を勧告するとともに、指摘事項の改善状況やその他の問題解決状況のモニタリングを行います。
- ・ 3ヵ月毎に実施

ニュー・プロダクト・コミッティー

- ・ 新商品、既存商品に関する重大な変更、および新規サービス等を検討、承認することを目的とします。
- ・ 適宜実施

オペレーティング・コミッティー

- ・ リスク管理や内部管理に関する問題点を把握し、それを監視する責任を負います。さらに、問題点について必要な意思決定を行うとともにその改善状況をモニターする責任を負います。
- ・ 毎月実施

コンプライアンス部

- ・ 法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部・モニタリングチームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 運用ガイドラインのモニター
 - ・ 取引の妥当性のチェック
 - ・ 利益相反取引のチェック

監査部

- ・ 監査部が定期的に内部監査を実施し、内部ルールの遵守状況や管理体制をチェックします。

(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.5015%（税抜 1.43%）を乗じて得た額とします。

その支払先および配分は、委託会社が年率0.7140%（税抜0.68%）、販売会社が年率0.6825%（税抜0.65%）および受託会社が年率0.1050%（税抜0.10%）です。

上記の信託報酬額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けとる際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等

を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

なお、本書提出日現在、上記により定める上限は、信託財産の純資産総額に年0.10%の率を乗じて得た金額とします。

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税相当額及び外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度の税制が適用されます。

個別元本方式について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については下記「c. 収益分配金の課税について」をご参照下さい。)

b. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10% (所得税7%および地方税3%)の税率による

源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

税率は平成20年4月1日から20% (所得税15%および地方税5%)となる予定です。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7% (所得税7%)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。また益金不算入制度は適用されません。

税率は平成20年4月1日から15% (所得税15%)となる予定です。

上記のほか、販売会社によっては、受益証券を買い取る場合があります。

買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券 (ドイツ・日本株式マザー)	日本	3,566,982,492	27.03
親投資信託受益証券 (ドイツ・日本債券マザー)	日本	5,029,146,892	38.12
親投資信託受益証券 (ドイツ・外国株式マザー)	日本	2,123,197,779	16.09
親投資信託受益証券 (ドイツ・外国債券マザー)	日本	2,041,805,332	15.47
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	430,657,646	3.26
合計(純資産総額)	-	13,191,790,141	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額(全銘柄)

(平成18年6月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ドイツ・日本株式マザー	2,555,694,270	1.2496 1.3957	3,193,595,560 3,566,982,492	27.03
日本	親投資信託 受益証券	ドイツ・日本債券マザー	4,538,941,239	1.1244 1.1080	5,103,908,575 5,029,146,892	38.12
日本	親投資信託 受益証券	ドイツ・外国株式マザー	1,787,654,946	1.1196 1.1877	2,001,458,478 2,123,197,779	16.09
日本	親投資信託 受益証券	ドイツ・外国債券マザー	1,472,526,563	1.3633 1.3866	2,007,565,348 2,041,805,332	15.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別投資比率

(平成18年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.73
合計	96.73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成18年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに直近計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成11年11月15日)	318	341	1.0065	1.0765
第2期 (平成12年11月15日)	16,423	16,423	0.9678	0.9678
第3期 (平成13年11月15日)	29,899	29,899	0.8986	0.8986
第4期 (平成14年11月15日)	27,073	27,073	0.8067	0.8067
第5期 (平成15年11月17日)	23,085	23,085	0.8396	0.8396
第6期 (平成16年11月15日)	20,940	20,940	0.8969	0.8969
第7期 (平成17年11月15日)	16,448	16,448	1.0398	1.0398
平成17年6月末日	18,298	-	0.9353	-
平成17年7月末日	18,108	-	0.9560	-
平成17年8月末日	17,725	-	0.9731	-
平成17年9月末日	17,381	-	1.0155	-
平成17年10月末日	16,583	-	1.0220	-
平成17年11月末日	16,367	-	1.0643	-
平成17年12月末日	15,742	-	1.0942	-
平成18年1月末日	15,499	-	1.1167	-
平成18年2月末日	14,680	-	1.0946	-
平成18年3月末日	14,476	-	1.1179	-
平成18年4月末日	13,977	-	1.1095	-
平成18年5月末日	13,360	-	1.0700	-
平成18年6月末日	13,191	-	1.0741	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成11年11月15日	0.0700
第2期	平成12年11月15日	0.0000
第3期	平成13年11月15日	0.0000
第4期	平成14年11月15日	0.0000
第5期	平成15年11月17日	0.0000
第6期	平成16年11月15日	0.0000
第7期	平成17年11月15日	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期 (平成10年11月26日～平成11年11月15日)	7.7
第2期 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	3.8
第3期 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	7.2
第4期 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	10.2
第5期 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	4.1
第6期 (平成15年11月18日～平成16年11月15日)	6.8
第7期 (平成16年11月16日～平成17年11月15日)	15.9
第8期中間 (平成17年11月16日～平成18年5月15日)	4.7

(注1) 収益率は、各計算期間末(または当中間期末)の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して算出しています。

(注2) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

6 【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

当ファンドの取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該受付時間をすぎた場合は、翌営業日の受付分になります。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」の取得申込者が、受益証券の保護預りを希望する場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

(注)当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

受益証券の取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

当ファンドの取得申込者は、申込金額を取得申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社に支払うものとします。

確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分になります。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

解約価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に係らず、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額が個別元本¹を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた額となります。

・個人受益者の場合は、10%（所得税7%及び地方税3%）²

・法人受益者の場合は、7%（所得税7%）³

¹「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。

²「税率」は、平成20年4月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

³「税率」は、平成20年4月1日から15%（所得税15%）となる予定です。

一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社にて支払われます。

換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

これにより、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の解約価額とします。

(注) 上記のほか、販売会社によっては受益証券を買い取る場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

(注) 確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度に係る手続きに従います。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7 【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の計算方法等について

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

受益証券1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

なお、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます(略称: LP50)。

主要な運用資産の評価基準及び評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則に従って、原則として時価により評価しております。

(2) 保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管(保護預り)させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保

護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資契約」に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、受益証券の引出しを請求することはできません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

信託契約締結日(平成10年11月26日)から無期限とします。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期は平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託の終了

(イ)委託会社は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合および信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ)上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

(ホ)委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ)上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更

しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ハ)上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ)委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ)委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(イ)から(ホ)の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

関係法人との契約の更改等

< 受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書 >

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

運用報告書等

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の各計算期間の末日毎および信託終了時に運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、委託会社は、証券取引法の規定に基づき有価証券報告書および半期報告書を作成します。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の認可取消等に伴う取扱い

- (イ)委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記(二)に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

- (イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、毎計算期間終了日（計算期間終了が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。

上記の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了後の翌日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売り付けを行います。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、上記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(注)当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に関する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社を通じて、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の一部解約の実行の請求を受けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」に規定する「信託の終了」または「信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第30条の2の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了(口)」または「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託約款の変更(口)」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2 【財務ハイライト情報】

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- (2) 当財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

1 【財務諸表】

ドイチェ・ライフ・プラン50

1【貸借対照表】

科目	期別	第6期 (平成16年11月15日現在)	第7期 (平成17年11月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		766,950,728	442,666,069
親投資信託受益証券		20,407,143,074	16,237,888,623
未収利息		42	24
流動資産合計		21,174,093,844	16,680,554,716
資産合計		21,174,093,844	16,680,554,716
負債の部			
流動負債			
未払解約金		67,868,551	93,927,764
未払受託者報酬		11,237,965	9,359,251
未払委託者報酬		149,464,831	124,477,960
その他未払費用		5,351,339	4,456,651
流動負債合計		233,922,686	232,221,626
負債合計		233,922,686	232,221,626
純資産の部			
元本			
元本		23,347,820,392	15,818,621,668
剰余金			
期末剰余金又は欠損金()		2,407,649,234	629,711,422
(分配準備積立金)		(672,959,345)	(1,309,467,061)
剰余金合計		2,407,649,234	629,711,422
純資産合計		20,940,171,158	16,448,333,090
負債・純資産合計		21,174,093,844	16,680,554,716

2【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		14,033	10,611
有価証券売買等損益		1,844,674,505	2,910,345,549
営業収益合計		1,844,688,538	2,910,356,160
営業費用			
受託者報酬		23,322,618	19,539,720
委託者報酬		310,190,635	259,878,116
その他費用		11,105,878	9,304,378
営業費用合計		344,619,131	288,722,214
営業利益		1,500,069,407	2,621,633,946
経常利益		1,500,069,407	2,621,633,946
当期純利益		1,500,069,407	2,621,633,946
一部解約に伴う当期純利益分配額		204,306,233	398,037,959
期首欠損金		4,411,907,149	2,407,649,234
欠損金減少額		837,887,068	871,942,136
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(837,887,068)	(871,942,136)
欠損金増加額		129,392,327	58,177,467
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(129,392,327)	(58,177,467)
分配金		-	-
期末剰余金又は欠損金()		2,407,649,234	629,711,422

重要な会計方針

<p style="text-align: center;">第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)</p>	<p style="text-align: center;">第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他、財務諸表作成のための基本となる重要な事項 当ファンドの計算期間は、前期末及びその翌日が休日のため、平成15年11月18日から平成16年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 同左</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p>

ドイチェ・ライフ・プラン5.0

(1) 【中間貸借対照表】

科目	期別	第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)	第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		29,383	-
コール・ローン		639,554,983	420,454,877
親投資信託受益証券		17,912,906,998	13,404,319,126
未収利息		105	23
流動資産合計		18,552,491,469	13,824,774,026
資産合計		18,552,491,469	13,824,774,026
負債の部			
流動負債			
未払解約金		79,215,563	45,588,866
未払受託者報酬		10,180,469	7,858,330
未払委託者報酬		135,400,156	104,515,678
その他未払費用		4,847,727	2,040,932
流動負債合計		229,643,915	160,003,806
負債合計		229,643,915	160,003,806
純資産の部			
元本または元本等			
1 元本		20,177,844,068	12,550,822,355
元本合計		20,177,844,068	12,550,822,355
2 剰余金			
中間剰余金又は欠損金()		1,854,996,514	1,113,947,865
(分配準備積立金)		(575,250,134)	(1,008,933,685)
剰余金合計		1,854,996,514	1,113,947,865
元本または元本等合計		-	13,664,770,220
純資産合計		18,322,847,554	13,664,770,220
負債・純資産合計		18,552,491,469	13,824,774,026

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		5,487	4,838
有価証券売買等損益		398,363,924	882,430,503
営業収益合計		398,369,411	882,435,341
営業費用			
受託者報酬		10,180,469	7,858,330
委託者報酬		135,400,156	104,515,678
その他費用		4,847,727	2,040,932
営業費用合計		150,428,352	114,414,940
営業利益		247,941,059	768,020,401
経常利益		247,941,059	768,020,401
中間純利益		247,941,059	768,020,401
一部解約に伴う中間純利益分配額		33,739,879	184,285,290
期首剰余金又は欠損金()		2,407,649,234	629,711,422
剰余金増加額又は欠損金減少額		381,758,370	45,901,108
(当中間期追加信託に伴う剰余金増加額)		-	(45,901,108)
(当中間期一部解約に伴う欠損金減少額)		(381,758,370)	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		43,306,830	145,399,776
(当中間期一部解約に伴う剰余金減少額)		-	(145,399,776)
(当中間期追加信託に伴う欠損金増加額)		(43,306,830)	-
分配金		-	-
中間剰余金又は欠損金()		1,854,996,514	1,113,947,865

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

名義書換手続および記名式から無記名式への、また無記名式から記名式への変更は、委託会社の定める手続に従い、販売会社経由で委託会社に請求することができます。ただし、自動けいぞく投資コースの場合、自動けいぞく投資契約に基づき受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

名義書換手数料は、徴収しません。

名義書換の手続きは、各計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当するものはありません。

5. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。

6. 再発行

(1) 受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。

(2) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。

(3) 受益証券を再交付するときは、委託会社は、受益者に対して実費を請求することができます。

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額（ - ）
 - 発行済数量
 - 1単位当たり純資産額（ / ）
- 第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、EDINET（エディネット）でも閲覧することもできます。

追加型証券投資信託
ドイチェ・ライフ・プラン 50
約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ドイチェ・ライフ・プラン 50
約款

運用の基本方針

約款 19 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式および債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の 50%を、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の 40%を超えない範囲で運用を行います。

各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で 1/3 程度、ポートフォリオ運用で 2/3 程度を目処とします。

各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。

1. 各々の親投資信託受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。
 - i) 3年~5年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 - ii) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 - iii) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 - iv) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化すると判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。

2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分(各々の親投資信託受益証券への投資配分)の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。

3. また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行います。

各親投資信託受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。

実質組入れ外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れおよび資金の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 40%以下とします。

収益分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的および金額〕

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から無期限とします。

〔受益証券の取得申込みの勧誘の種類〕

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

〔受益権の分割および再分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

〔当初の受益者〕

第6条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

〔追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法〕

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第31条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔追加日時の異なる受益権の内容〕

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第9条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は第2項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔受益証券の申込単位、価額および手数料〕

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。

第2項の規定にかかわらず、受益者が第49条の第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の

受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

〔受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続〕

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

〔記名式受益証券譲渡の対抗要件〕

第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

〔無記名式の受益証券の再交付〕

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

〔記名式の受益証券の再交付〕

第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

〔毀損した場合等の再交付〕

第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

〔受益証券の再交付の費用〕

第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

〔運用の指図範囲〕

第18条 委託者は、信託金を、主として第1号から第4号までのドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託の受益証券および第5号から第20号までの有価証券に投資することを指図します。

1. ドイチェ・日本株式マザー受益証券
2. ドイチェ・日本債券マザー受益証券
3. ドイチェ・外国株式マザー受益証券
4. ドイチェ・外国債券マザー受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第5号から第11号までの証券の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書および第12号ならびに第17号の証券および証書のうち第5号の性質を有するものおよび第14号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第6号から第9号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第6号から第9号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用

上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることになった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー信託に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔運用の基本方針〕

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔投資する株式等の範囲〕

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔同一銘柄の株式等への投資制限〕

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔信用取引の指図範囲〕

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔外貨建有価証券への投資制限〕

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託に属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の40を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第33条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第34条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国

において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第 35 条 （削除）

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第 36 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔一部解約の請求および有価証券売却等の指図〕

第 37 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第 38 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔資金の借入れ〕

第 39 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% 以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

〔損益の帰属〕

第 40 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第 41 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めず。

〔信託の計算期間〕

第 42 条 この信託の計算期間は、毎 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期は平成 10 年 11 月 26 日から平成 11 年 11 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第 44 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

〔信託報酬等の総額および支弁の方法〕

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産

総額に年 10,000 分の 143 の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

〔収益分配〕

第 46 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 47 条（削除）

〔収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第 48 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 49 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔収益分配金、償還金および一部解約金の支払い〕

第 49 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。ただし、第 50 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとし、

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとし、

〔収益分配金および償還金の時効〕

第 50 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

〔信託の一部解約〕

第 51 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる受益証券については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、委託者の指定する証券会社に対し、受益証券をもって行うものとし、

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実

行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させる場合には、第52条の規定に従います。

〔信託契約の解約〕

第52条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第54条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第55条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 49 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第 2 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)、当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 26 日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

（ドイチェ・ライフ・プラン 50）

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成 18 年 8 月 15 日現在の約款の内容)
<p>(受益権の取得申込みの勧誘の種類) 第 4 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 5 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>(当初の受益者) 第 6 条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。</p> <p>(信託日時の異なる受益権の内容) 第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。</p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。） <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証</u></p>	<p>(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 5 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(当初の受益者) 第 6 条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。</p> <p>(追加日時の異なる受益権の内容) 第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。</p> <p>(受益証券の発行および種類) 第 9 条 委託者は、第 5 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。 <u>委託者が発行する受益証券は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、50 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券および 1 億口券の 8 種類とします。</u></p>

券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとし、

委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（削除）

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとし、ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとし、

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価

委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとし、

別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は第2項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の申込単位、価額および手数料）

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって売却することができるものとし、ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとし、

（新設）

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価

<p>額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>― 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。</p> <p>― 第2項の規定にかかわらず、受益者が第49条の第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の<u>受益権の価額</u>は、取得申込日の基準価額とします。</p> <p>（受益権の譲渡に係る記載または記録）</p> <p>第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>― 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</p> <p>― 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p> <p>（受益権の譲渡の対抗要件）</p> <p>第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p>第14条（削除）</p> <p>第15条（削除）</p> <p>第16条（削除）</p> <p>第17条（削除）</p> <p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第48条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第49条第3項に規定す</p>	<p>額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>― 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。</p> <p>― 第2項の規定にかかわらず、受益者が第49条の第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の<u>受益証券の価額</u>は、取得申込日の基準価額とします。</p> <p>（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続）</p> <p>第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。</p> <p>― 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。</p> <p>― 前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。</p> <p>（記名式受益証券譲渡の対抗要件）</p> <p>第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p>（無記名式の受益証券の再交付）</p> <p>第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</p> <p>（記名式の受益証券の再交付）</p> <p>第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p> <p>（毀損した場合等の再交付）</p> <p>第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。</p> <p>（受益証券の再交付の費用）</p> <p>第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</p> <p>（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第48条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第49条第3項に規定</p>
---	---

る支払開始日の前日までに、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第51条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(削除)

する支払開始日の前日までに、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。ただし、第51条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し

<p>(削除)</p> <p>(収益分配金および償還金の時効) 第50条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(信託の一部解約) 第51条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 委託者は、前項の規定により、この信託契約を終了させる場合には、第52条の規定に従います。</p> <p>(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い) 第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他</p>	<p>届出印を押捺するものとします。 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。</p> <p>(収益分配金および償還金の時効) 第50条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(信託の一部解約) 第51条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。 受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。 委託者は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 委託者は、前項の規定により、この信託契約を終了させる場合には、第52条の規定に従います。</p> <p>(新設)</p>
---	--

の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)
第52条 (略)

(反対者の買取請求権)
第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(付則)
第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金 (信託金総額を総口数で除して得た額) とみなすものとします。

(添付信託約款付則第2条を削除し、以下の内容に置き換えます。)
第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条 (受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続) から第17条 (受益証券の再交付の費用) の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

(信託契約の解約)
第52条 (同左)

(反対者の買取請求権)
第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(付則)
第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金 (信託金総額を総口数で除して得た額) とみなすものとします。

第2条 (添付信託約款付則第2条をご参照ください。)

用語の解説

目論見書	各ファンドの内容を詳しく説明している法定文書です。ファンドの申込者に必ず交付しなければならない「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用場合があります。
基準価額	ファンドの「基準価額」は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。
ベンチマーク	投資信託等の運用成果を見る際に比較の基準とするもので、投資する資産の一部または全部の銘柄の値動きを指数化した指標(インデックス)が使用されます。
基本アセット・ミックス	当ファンドにおける、「基本アセット・ミックス」とは、各資産毎(日本株式・日本債券・外国株式・外国債券)の期待収益率等をもとに決定された、投資配分比率のことをいいます。この基本アセット・ミックスを中立的配分とし、一定の範囲内で投資配分の変更が行われます。
ボトム・アップ・アプローチ	個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法をいいます。
トップ・ダウン・アプローチ	経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種配分を決定する運用手法です。
イールドカーブ	満期が異なる債券の利回りがどのような関係になっているか(金利の期間構造)を表す曲線のことです。横軸に債券の残存年数、縦軸に利回りを取り、各債券の利回りを結んだ曲線で表されます。
デュレーション	債券の平均残存期間のことで、金利の一定の変化に対する債券価格の変動の割合を表しています。一般的に満期までの期間が長いほどデュレーションが大きくなり、金利の変化に対する債券価格の変動の割合が大きくなります。
信託財産留保額	解約者と引続き受益証券を保有する受益者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。当ファンドの信託財産留保額は0.3%です。
解約価額	基準価額から信託財産留保額を差し引いた額をいいます。
個別元本	受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。
EDINET (エディネット)	Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は、EDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券報告書等を閲覧することができます。

投資信託説明書
(交付目論見書)
2006.8

ドイチェ・ライフ・プラン 70

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資可能



ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. ドイツェ・ライフ・プラン 70 の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 2 月 14 日にその効力が発生しております。また、委託会社は、同法第 7 条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 8 月 15 日に関東財務局長に提出しております。
当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
2. ドイツェ・ライフ・プラン 70 の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. ドイツェ・ライフ・プラン 70 は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
4. 登録金融機関で購入された投資信託は、投資家保護基金による支払いの対象にはなりません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ドイツェ・ライフ・プラン 70 は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。ドイツェ・ライフ・プラン 70 の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなりになります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部 証券情報(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 1 資産管理等の概要(5) その他」中の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権 を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

ドイチェ・ライフ・プラン70 投資信託説明書（交付目論見書）

目 次

項 目	主な記載内容	ページ
第一部	【証券情報】	1
第二部	【ファンド情報】	5
第1	【ファンドの状況】	5
1	【ファンドの性格】 ファンドの商品性格について （ファンドの目的、仕組みなど）	5
2	【投資方針】 ファンドの投資方針について （投資方針、投資対象、配分方針など）	9
3	【投資リスク】 ファンドのリスクについて （ファンドのリスク、管理体制など）	32
4	【手数料等及び税金】 ファンドの手数料等・税金について （申込手数料、信託報酬、課税上の取扱いなど）	35
5	【運用状況】 ファンドの運用状況について （資産内容、純資産・分配・収益率の推移など）	38
6	【手続等の概要】 申込み、換金の手続き	41
7	【管理及び運営の概要】 資産管理および運営について （資産評価、計算期間、受益者の権利など）	43
第2	【財務ハイライト情報】 ファンドの経理状況の抜粋 （貸借対照表、損益及び剰余金計算書など）	48
第3	【内国投資信託受益証券事務の概要】 受益証券の事務について	54
第4	【ファンドの詳細情報の項目】 ファンドの詳細情報の項目	56

信託約款（「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」を含みます。）
用語の解説

平成18年2月13日提出
平成18年8月15日訂正

発 行 者 名：ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 関崎 司
本店の所在の場所：東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：ドイチェ・ライフ・プラン70

募集内国投資信託受益証券の金額：2,000億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ドイチェ・ライフ・プラン70 (以下「ファンド」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託であり、無記名式の受益証券 (以下「受益証券」といいます。) を発行します。

格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律 (政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。) の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります (以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行 (売出) 価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4) 【発行 (売出) 価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産 (受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く) を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (以下「純資産総額」といいます。) を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1% (税抜2.0%) を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

(注) 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(7)【申込期間】

平成18年2月14日から平成19年2月15日まで（継続申込期間）
ただし、申込みの取扱いは日本における販売会社の営業日に限り行われます。
なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

お申込みは、販売会社の本・支店、営業所等において取扱います。
販売会社の詳細については、委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
なお、販売会社によっては、一部の支店等でお申込みの取扱いを行わない場合があります。また、販売会社と販売会社以外の証券会社または登録金融機関が取次契約を締結することにより、当該証券会社または当該登録金融機関がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9)【払込期日】

当ファンドの受益証券の取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日目までにお支払いいただくものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。
各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、取得申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法で取得申込みを行うものとします。
収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの

取扱となる場合があります。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」の取得申込者が、受益証券の保護預りを希望する場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとしませんが、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合

当該制度に係る手続きが必要になります。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部【ファンド情報】第1【ファンドの状況】7【管理及び運営の概要】1資産管理等の概要(5)その他 信託約款の変更(へ)」の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全て

の受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

日本以外の地域での発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・バランス型 に属します。

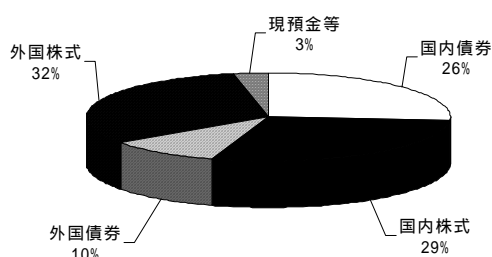
「バランス型」とは、社団法人 投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドをいいます。

ファンドの特色

- a. 国内債券・国内株式・外国債券・外国株式等へ投資する各マザーファンドへの分散投資により、リスクを低減しつつ中長期的な安定収益の獲得を目指します。
- b. 資産配分の中立的配分となる「基本アセット・ミックス」を決定し、一定の範囲内で資産の調整を行います。

<基本アセット・ミックス>

(平成18年6月末日現在)



	中立配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	26	±10
国内株式	29	±5
外国債券	10	±5
外国株式	32	±5
現預金等	3	0-8
合計	100	

注1) 国内株式と外国株式の合計は70%未満とし、外国株式と外国債券の合計は50%以下とします。

注2) 基本アセット・ミックスは変更される場合があります。

各資産の運用にはベンチマーク(運用を評価するための指標)を定め、アクティブ運用によって、ベンチマークを上回る収益を追求します。

a. ベンチマーク

項目	ベンチマーク
資産配分	基本アセット・ミックスを中立的資産配分とします。
国内債券	NOMURA - B P I 総合 ¹
国内株式	TOPIX (東証株価指数：配当込み) ²
外国債券	シティグループ世界国債インデックス (除く日本) ³
外国株式	M S C I - コクサイ指数 (配当込み) ⁴

1 NOMURA - B P I は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社はNOMURA - B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

2 東証株価指数 (TOPIX) は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIX の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX の算出もしくは公表の停止またはTOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

3 シティグループ 世界国債インデックス (除く日本) は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

4 M S C I - コクサイ指数は、M S C I が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はM S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

b. 投資対象

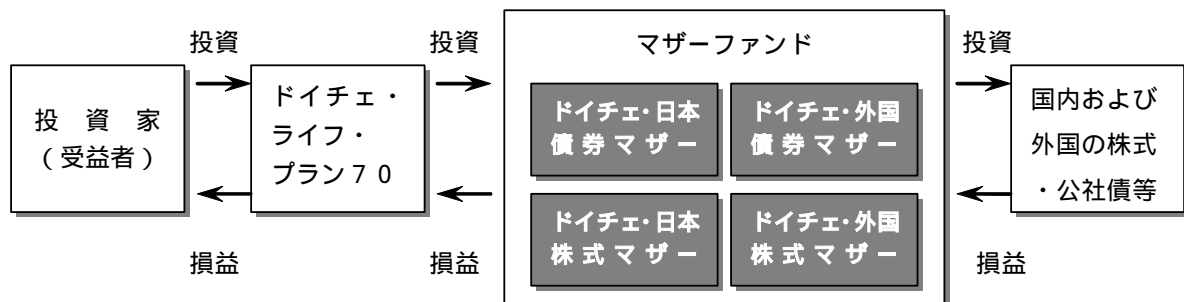
項目	投資対象
国内債券	ベンチマーク採用銘柄のうちシングルA格相当以上
国内株式	わが国証券取引所上場株式および店頭株
外国債券	ベンチマーク対象国のシングルA格相当以上の国債
外国株式	ベンチマーク採用国の上場株式中心

c. 為替政策

原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますが、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

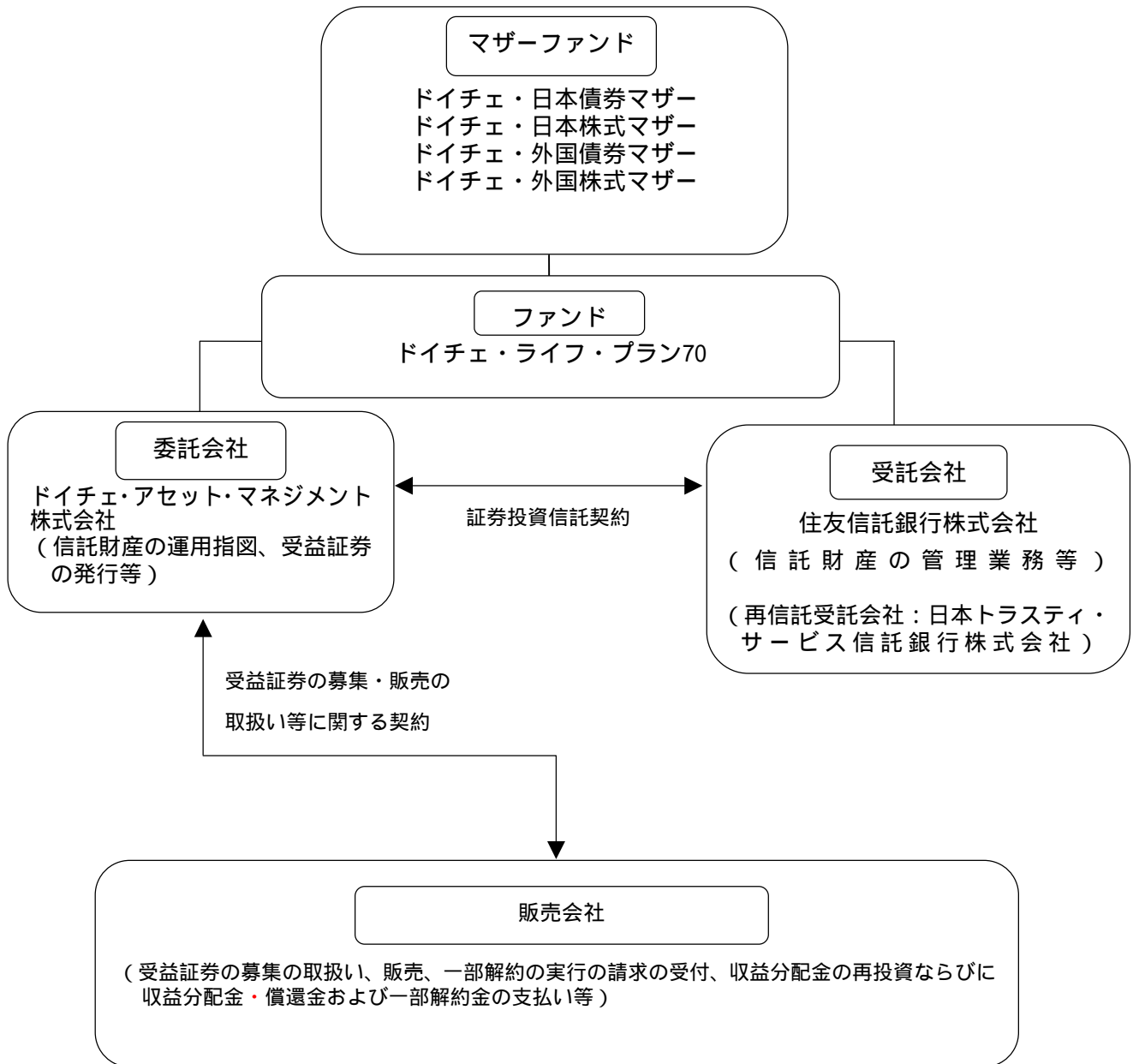
d. ドイツ銀行グループのグローバル・ネットワーク、年金運用のノウハウを活用したファンドです。ドイツ銀行グループの世界各国拠点のエコノミスト及びアナリスト情報を積極的に運用に活用します。また、基本アセット・ミックスの決定、資産配分の調整、および各資産毎の運用において、年金運用のアプローチを採用し、安定した収益の獲得を目指します。

e. 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド (当ファンド) とし、その資金をマザーファンド (ドイチェ・日本債券マザー、ドイチェ・日本株式マザー、ドイチェ・外国債券マザー、ドイチェ・外国株式マザー) の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



当ファンドの関係法人は下記の通りです。

- a. ドイツ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、受益証券の発行、目論見書・運用報告書の作成等を行います。
- b. 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、受益証券の認証、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- c. 「販売会社」

委託会社との間で「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

委託会社等の概況

a. 資本の額

1,998百万円（平成18年6月末日現在）

b. 委託会社の沿革

昭和60年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント株式会社設立
昭和62年 投資顧問業登録、投資一任業務認可
平成 2年 ドイツ銀投資顧問株式会社と合併、社名をディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント株式会社に改称
平成 7年 投信業務兼営のため、社名をディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
平成 7年 証券投資信託委託会社免許取得
平成 8年 社名をドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
平成11年 バンカース・トラスト投信投資顧問株式会社と合併、社名をドイチェ・アセット・マネジメント株式会社に改称
平成14年 チューリッヒ・スカダー投資顧問株式会社と合併

c. 大株主の状況

平成18年6月末日現在の大株主の状況

名称： ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住所： シンガポール 038985 サンテックタワーファイブ#12-08テマセックブルーバード5
所有株式： 39,960株
所有比率： 100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

(参考情報)マザーファンドの基本方針

- ・ ドイツ・日本株式マザー
この投資信託は、主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。
- ・ ドイツ・日本債券マザー
この投資信託は、主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。
- ・ ドイツ・外国株式マザー
この投資信託は、主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。
- ・ ドイツ・外国債券マザー
この投資信託は、主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

ドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券、ドイツ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

- 1) 主に、ドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券、ドイツ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式および債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の70%未満の範囲で、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の50%を超えない範囲で運用を行います。
- 2) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で1/3程度、ポートフォリオ運用で2/3程度を目処とします。
- 3) 各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。
 1. 各々のマザー受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。
 -) 3年～5年の中期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 -) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 -) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 -) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化すると判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
 2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分(各々のマザー受益証券への投資配分)の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。
 3. また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行い

ます。

- 4) 各マザー受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 5) 実質組入れ外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性がある判断した場合は、為替ヘッジを行います。
- 6) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 7) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れおよび資金の借入れを行うことがあります。

(参考情報)

マザーファンドの概要（詳細については、各マザーファンドの信託約款をご参照下さい。）

なお、各マザーファンドは、信託約款に基づき、以下の概要の通りの運用を行っています。

・ドイチェ・日本株式マザー

- 1) 主にわが国の上場株式および店頭登録株式に積極的に投資を行い、東証株価指数(配当込)を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析、将来の成長性などを吟味した上で投資対象を絞り込み、銘柄選択を行います。
- 3) 業種および銘柄の分散を行い、ポートフォリオ全体として意図せざるリスクをとることを抑制します。
- 4) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組み入れ比率を引き下げることがあります。
- 5) 上記の運用を補完する目的でわが国の企業が発行する外貨建の転換社債、新株引受権証券、外国の取引所におけるわが国の株価指数先物等を行い、外貨建資産を保有することがあります。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため転換社債、新株引受権証券、新株予約権証券、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借り入れを行うことがあります。
- 7) ただし、市況動向や資金動向によっては上記の運用ができない場合があります。

・ドイチェ・日本債券マザー

- 1) 主にNOMURA-BPI総合に採用されている公社債に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションやイールド・カーブの調整を行います。
- 3) 上記の運用を補完する目的で、外国の証券取引所におけるわが国の有価証券先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

・ドイツ・外国株式マザー

- 1) 主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。なお、市況動向などによっては、MSCIコクサイ指数に採用されていない国の株式を信託財産の最大10%まで組入れることがあります。
- 2) 付加価値を高めるために、個々の企業のファンダメンタルズおよびバリュエーションを考慮して銘柄選択を行います。
- 3) 株式の組み入れはフルインベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組み入れ比率を引き下げることがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

・ドイツ・外国債券マザー

- 1) 主にシティグループ世界国債インデックス(除く日本)に採用されている国債を中心に投資を行い、同インデックスを上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションや国別配分の調整を行います。
- 3) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として下記1. から下記4. までのドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託（以下「マザーファンド」または「マザー」という場合があります。）の受益証券および下記5. から下記20. までの有価証券に投資することを指図します。

1. ドイチェ・日本株式マザー受益証券
2. ドイチェ・日本債券マザー受益証券
3. ドイチェ・外国株式マザー受益証券
4. ドイチェ・外国債券マザー受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記5. から上記11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で上記19. の権利の性質を有するもの

なお、上記5. の証券または証書および上記12. ならびに上記17. の証券および証書のうち上記5. の性質を有するものおよび上記14. の証券のうちクローズド・エンド型のを以下「株式」といい、上記6. から上記9. までの証券および上記12. ならびに上記17. の証券または証書のうち上記6. から上記9. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13. の証券および上記14. の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券に

より運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考情報)

マザーファンドの投資対象

・ドイチェ・日本株式マザー

委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。))および新株予約権証券
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
13. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人に対する権利で上記15.の権利の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書および上記8.ならびに上記14.の証券および証書のうち上記1.の性質を有するものおよび上記10.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券および上記8.ならびに上記14.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券および上記10.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

・ドイツ・日本債券マザー

委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. クローズド・エンド型以外の投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人に対する権利で上記12.の権利の性質を有するもの

なお、上記1.から上記5.までの証券および上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券および上記9.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

・ドイチェ・外国株式マザー

委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。))および新株予約権証券
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
13. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人に対する権利で上記15.の権利の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書および上記8.ならびに上記14.の証券および証書のうち上記1.の性質を有するものおよび上記10.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券および上記8.ならびに上記14.の証券または証書のうち上記2.

から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券および上記10.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

・ドイチェ・外国債券マザー

委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. クローズド・エンド型以外の投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人に対する権利で上記12.の権利の性質を有するもの

なお、上記1.から上記5.までの証券および上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券および上記9.の証券を以

下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

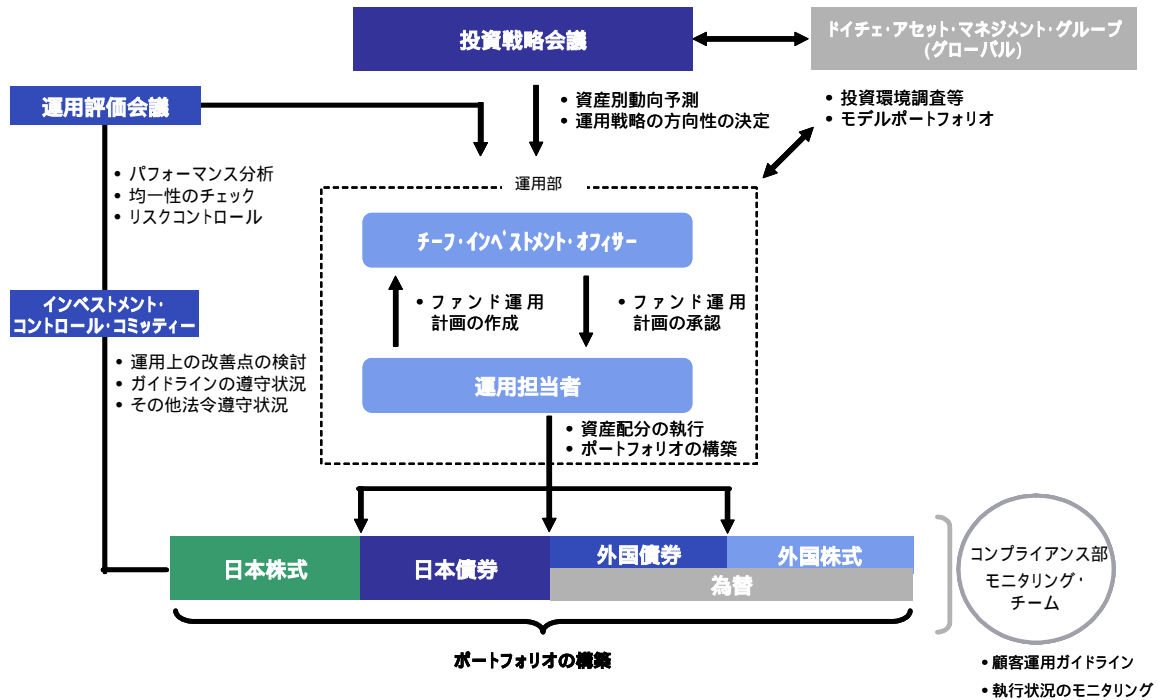
上記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

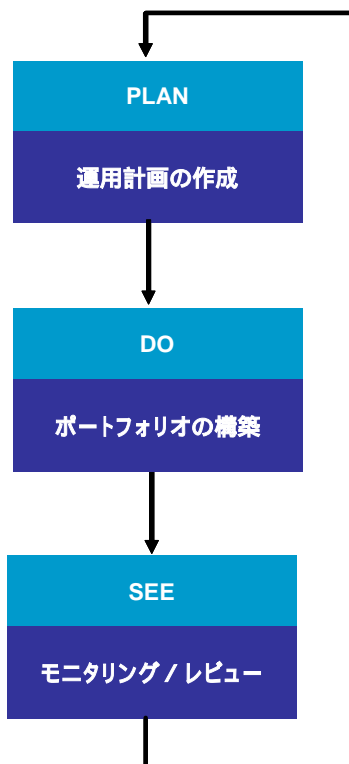
ファンドの運用体制

委託会社は、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのグローバルなリソースを活用して運用を行います。

運用体制



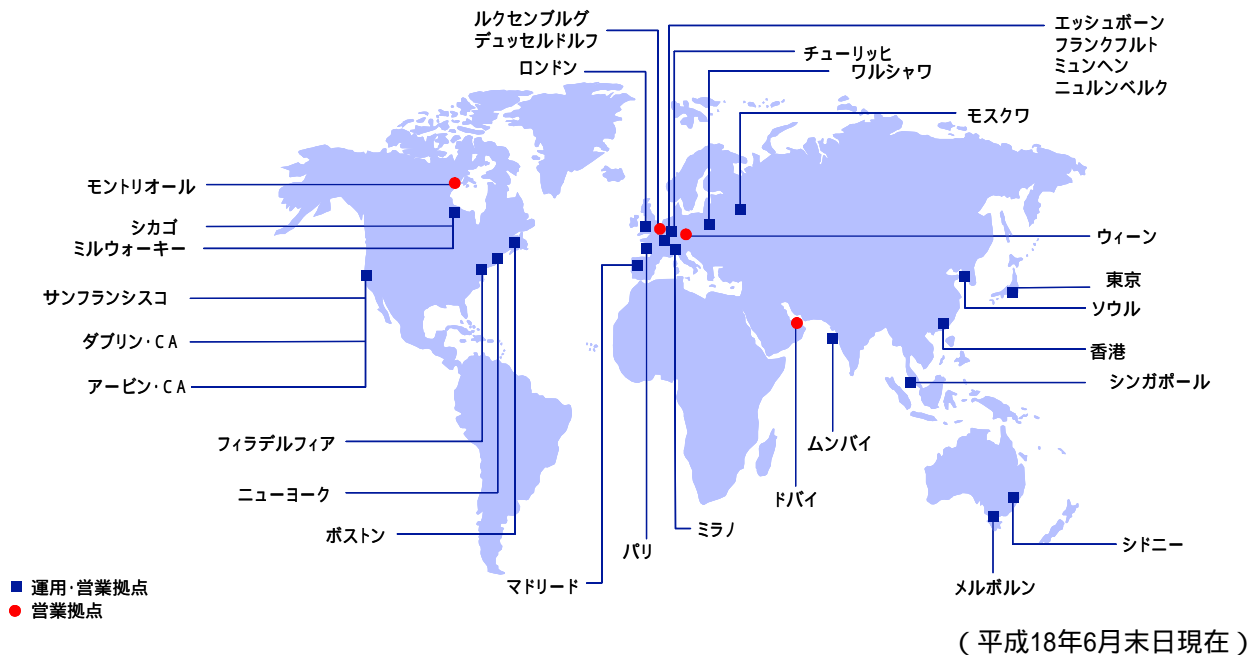
運用の流れ



- 運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開する当社の海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大きな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針に従って各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。
- 運用計画の作成に際しては、必要に応じて、グループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にすることがあります。
- 承認された運用計画に従って、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。
- 売買の執行は、運用指図を行うセクションから独立したトレーダーが行います。
- コンプライアンス部のモニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。
- 運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析すると共に、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性などについてレビューを行います。

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

- ・ ドイツ銀行グループの一員として、世界約30都市に拠点を設け、グローバルに資産運用サービスを展開しています。
- ・ ファンド・マネジャーおよびリサーチ・スペシャリストが、緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点と独自の洞察力で調査・分析、運用業務などを推進しています。



(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時(11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

- (注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

株式への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限、信託約款第18条第5項および第7項）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。ただし、有価証券の値上がり等により70%を超えることになった場合には、速やかにこれを調整します。

「実質投資割合」とは、当ファンドに属する当該資産とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドに属するとみなした額（当ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産に占める割合をいいます（以下同じ）。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限、信託約款第18条第6項および第7項）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資する株式等の範囲（信託約款第20条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限、信託約款第21条）

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- c. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限、信託約款第29条）
外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

信用取引の指図範囲（信託約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総

額の範囲内とします。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第24条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第25条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第26条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第28条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次

の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第31条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

資金の借入れ（信託約款第39条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 上記 a. の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内。
- c. 上記 b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（参考情報）

マザーファンドの投資制限

・ドイチェ・日本株式マザー

株式への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲（信託約款第12条）

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社

債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限、信託約款第20条）
外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

信用取引の指図範囲（信託約款第13条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第14条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第15条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第16条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行

うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第17条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図につ

いては、この限りではありません。

- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

・ドイチェ・日本債券マザー

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限、信託約款第18条）
外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第12条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第13条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第14条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第15条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」とい

います。)を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第16条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第17条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- c. 上記b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第19条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

・ドイチェ・外国株式マザー

株式への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。投資する株式等の範囲（信託約款第12条）

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用取引の指図範囲（信託約款第13条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第14条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第15条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第16条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、

オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第17条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第21条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b . 上記 a . の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c . 上記 b . の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

・ ドイツ・外国債券マザー

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

公社債の空売りの指図範囲（信託約款第12条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b . 上記 a . の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（信託約款第13条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . 上記 a . の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d . 上記 a . の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（信託約款第14条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- b . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（信託約款第15条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第16条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b . 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第17条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b . 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- c . 上記b . に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d . 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第18条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第19条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b . 上記a . の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図につ

いては、この限りではありません。

- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

< 法令で定める投資制限 >

- a. 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第16条）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- b. 先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号）

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の1. および2. に掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）並びに3. 及び4. に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

1. 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
2. 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
3. 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
4. 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク要因および留意点

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて株式及び公社債など値動きのある証券（また、外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は全て受益者に帰属することとなります。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。なお、以下の記載は、当ファンドに関するすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご留意下さい。

株価変動リスク

保有する株式の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式の価格は、国内及び国際的な政治・経済情勢などの影響をうけ、大きく変動します。

債券の価格変動リスク

保有する債券の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に金利が低下した場合、債券の価格は上昇傾向となりますが、逆に金利が上昇した場合には、債券価格は下落傾向となります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因のひとつとなります。

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化により大きく変動します。また、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

為替変動リスク

外国通貨建証券は、現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の下落度合によっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

各資産への投資配分に関するリスク

各資産への投資配分（各々のマザー受益証券への投資配分）は、「基本アセット・ミックス」を中立的配分とし、一定の変更限度内で調整を行いますが、相対的に収益率の劣る資産への投資配分を増やす事により中立的な投資配分をした場合より基準価額のパフォーマンスが劣る場合があります。

一部解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

一部解約代金の支払い資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、マザーファンドに投資を行っている他のベビーファンドにおける一部解約による資金の流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関するリスク

法令・税制・会計等は今後変更される可能性もあります。

その他

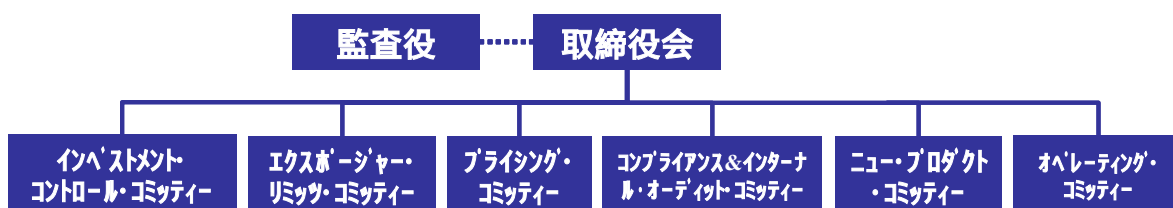
- ・ 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、追加設定・解約の申込みを中止することがあります。この場合、既にお申込みの追加設定・解約であっても取消しさせていただくこともあります。

- ・ 当ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
- ・ 予測不可能な事態（天変地異等）が起きた時など、急激な市況変動が起こる可能性があり、基準価額が変動する場合があります。
- ・ 資金動向、市況動向その他の要因により、前記「2【投資方針】(1)投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。
- ・ 当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回った場合等に必要な手続等を経て繰上償還されることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



各コミッティー等の概要

インベストメント・コントロール・コミッティー

- ・ 資産運用管理に関する内部管理の維持並びに運用状況のモニタリングを目的とします。
- ・ 毎月実施

エクスポージャー・リミッツ・コミッティー

- ・ カウンター・パーティーのクレジット・リスクをモニタリング並びに取引限度額を設定し、取引の安全を図ることを目的とします。
- ・ 3ヵ月毎に実施

プライシング・コミッティー

- ・ ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用する有価証券等の時価評価方法を定め、顧客資産の運用評価の公正な維持管理を目的とします。
- ・ 3ヵ月毎に実施

コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

- ・ ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が営む業務に影響を与えるコンプライアンスに関する問題、リスク管理体制及び内部監査の指摘事項等を検討し、望ましい対応を勧告するとともに、指摘事項の改善状況やその他の問題解決状況のモニタリングを行います。
- ・ 3ヵ月毎に実施

ニュー・プロダクト・コミッティー

- ・ 新商品、既存商品に関する重大な変更、および新規サービス等を検討、承認することを目的とします。
- ・ 適宜実施

オペレーティング・コミッティー

- ・ リスク管理や内部管理に関する問題点を把握し、それを監視する責任を負います。さらに、問題点について必要な意思決定を行うとともにその改善状況をモニターする責任を負います。
- ・ 毎月実施

コンプライアンス部

- ・ 法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部・モニタリングチームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 運用ガイドラインのモニター
 - ・ 取引の妥当性のチェック
 - ・ 利益相反取引のチェック

監査部

- ・ 監査部が定期的に内部監査を実施し、内部ルール of 遵守状況や管理体制をチェックします。

(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.7115%（税抜 1.63%）を乗じて得た額とします。

その支払先および配分は、委託会社が年率0.8190%（税抜0.78%）、販売会社が年率0.7875%（税抜0.75%）および受託会社が年率0.1050%（税抜0.10%）です。

上記の信託報酬額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けとる際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等

を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

なお、本書提出日現在、上記により定める上限は、信託財産の純資産総額に年0.10%の率を乗じて得た金額とします。

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税相当額及び外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度の税制が適用されます。

個別元本方式について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については下記「c. 収益分配金の課税について」をご参照下さい。)

b. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10% (所得税7%および地方税3%)の税率による

源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

税率は平成20年4月1日から20% (所得税15%および地方税5%)となる予定です。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7% (所得税7%)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。また益金不算入制度は適用されません。

税率は平成20年4月1日から15% (所得税15%)となる予定です。

上記のほか、販売会社によっては、受益証券を買い取る場合があります。

買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券 (ドイツ・日本株式マザー)	日本	659,669,452	28.61
親投資信託受益証券 (ドイツ・日本債券マザー)	日本	611,228,294	26.51
親投資信託受益証券 (ドイツ・外国株式マザー)	日本	736,120,373	31.92
親投資信託受益証券 (ドイツ・外国債券マザー)	日本	191,988,825	8.32
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	106,625,486	4.62
合計(純資産総額)	-	2,305,632,430	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額(全銘柄)

(平成18年6月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ドイツ・日本株式マザー	472,644,159	1.2496 1.3957	590,616,142 659,669,452	28.61
日本	親投資信託 受益証券	ドイツ・日本債券マザー	551,650,085	1.1239 1.1080	620,045,057 611,228,294	26.51
日本	親投資信託 受益証券	ドイツ・外国株式マザー	619,786,456	1.1177 1.1877	692,735,322 736,120,373	31.92
日本	親投資信託 受益証券	ドイツ・外国債券マザー	138,460,137	1.3636 1.3866	188,812,743 191,988,825	8.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別投資比率

(平成18年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	95.37
合計	95.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成18年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに直近計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成11年11月15日)	974	1,057	1.0072	1.0922
第2期 (平成12年11月15日)	1,832	1,832	0.9663	0.9663
第3期 (平成13年11月15日)	2,684	2,684	0.8622	0.8622
第4期 (平成14年11月15日)	2,243	2,243	0.7389	0.7389
第5期 (平成15年11月17日)	2,437	2,437	0.7743	0.7743
第6期 (平成16年11月15日)	2,523	2,523	0.8363	0.8363
第7期 (平成17年11月15日)	2,470	2,470	1.0043	1.0043
平成17年6月末日	2,487	-	0.8815	-
平成17年7月末日	2,472	-	0.9104	-
平成17年8月末日	2,429	-	0.9250	-
平成17年9月末日	2,504	-	0.9744	-
平成17年10月末日	2,447	-	0.9783	-
平成17年11月末日	2,503	-	1.0317	-
平成17年12月末日	2,493	-	1.0637	-
平成18年1月末日	2,527	-	1.0934	-
平成18年2月末日	2,453	-	1.0708	-
平成18年3月末日	2,426	-	1.0985	-
平成18年4月末日	2,406	-	1.0925	-
平成18年5月末日	2,291	-	1.0403	-
平成18年6月末日	2,305	-	1.0487	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成11年11月15日	0.0850
第2期	平成12年11月15日	0.0000
第3期	平成13年11月15日	0.0000
第4期	平成14年11月15日	0.0000
第5期	平成15年11月17日	0.0000
第6期	平成16年11月15日	0.0000
第7期	平成17年11月15日	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期 (平成10年11月26日～平成11年11月15日)	9.2
第2期 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	4.1
第3期 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	10.8
第4期 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	14.3
第5期 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	4.8
第6期 (平成15年11月18日～平成16年11月15日)	8.0
第7期 (平成16年11月16日～平成17年11月15日)	20.1
第8期中間 (平成17年11月16日～平成18年5月15日)	6.2

(注1) 収益率は、各計算期間末(または当中間期末)の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して算出しています。

(注2) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

6 【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

当ファンドの取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該受付時間をすぎた場合は、翌営業日の受付分になります。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」の取得申込者が、受益証券の保護預りを希望する場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

(注)当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

受益証券の取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

当ファンドの取得申込者は、申込金額を取得申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社に支払うものとします。

確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分になります。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

解約価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に係らず、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額が個別元本¹を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた額となります。

・個人受益者の場合は、10%（所得税7%及び地方税3%）²

・法人受益者の場合は、7%（所得税7%）³

¹「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。

²「税率」は、平成20年4月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

³「税率」は、平成20年4月1日から15%（所得税15%）となる予定です。

一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社にて支払われます。

換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

これにより、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の解約価額とします。

(注) 上記のほか、販売会社によっては受益証券を買い取る場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

(注) 確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度に係る手続きに従います。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7 【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の計算方法等について

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

受益証券1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

なお、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます(略称: LP70)。

主要な運用資産の評価基準及び評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則に従って、原則として時価により評価しております。

(2) 保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管(保護預り)させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保

護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資契約」に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、受益証券の引出しを請求することはできません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

信託契約締結日(平成10年11月26日)から無期限とします。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期は平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託の終了

(イ)委託会社は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合および信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ)上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

(ホ)委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ)上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更

しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ハ)上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ)委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ)委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(イ)から(ホ)の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

関係法人との契約の更改等

< 受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書 >

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

運用報告書等

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の各計算期間の末日毎および信託終了時に運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、委託会社は、証券取引法の規定に基づき有価証券報告書および半期報告書を作成します。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の認可取消等に伴う取扱い

- (イ)委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記(ニ)に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

- (イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、毎計算期間終了日（計算期間終了が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。

上記の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了後の翌日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売り付けを行います。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、上記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(注)当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に関する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社を通じて、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の一部解約の実行の請求を受けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」に規定する「信託の終了」または「信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第30条の2の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了(口)」または「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託約款の変更(口)」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2 【財務ハイライト情報】

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- (2) 当財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

1 【財務諸表】

ドイチェ・ライフ・プラン70

1【貸借対照表】

科目	期別	第6期 (平成16年11月15日現在)	第7期 (平成17年11月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		102,288,717	79,970,203
親投資信託受益証券		2,449,001,109	2,426,585,737
未収利息		5	4
流動資産合計		2,551,289,831	2,506,555,944
資産合計		2,551,289,831	2,506,555,944
負債の部			
流動負債			
未払解約金		5,154,765	13,492,276
未払受託者報酬		1,314,339	1,301,463
未払委託者報酬		20,109,263	19,912,347
その他未払費用		1,251,669	1,239,372
流動負債合計		27,830,036	35,945,458
負債合計		27,830,036	35,945,458
純資産の部			
元本			
元本		3,017,534,010	2,459,966,486
剰余金			
期末剰余金又は欠損金()		494,074,215	10,644,000
(分配準備積立金)		(64,232,849)	(272,728,321)
剰余金合計		494,074,215	10,644,000
純資産合計		2,523,459,795	2,470,610,486
負債・純資産合計		2,551,289,831	2,506,555,944

2【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		1,697	1,482
有価証券売買等損益		238,983,478	494,084,628
営業収益合計		238,985,175	494,086,110
営業費用			
受託者報酬		2,653,689	2,596,354
委託者報酬		40,601,300	39,724,181
その他費用		2,527,180	2,472,487
営業費用合計		45,782,169	44,793,022
営業利益		193,203,006	449,293,088
経常利益		193,203,006	449,293,088
当期純利益		193,203,006	449,293,088
一部解約に伴う当期純利益分配額		22,647,452	52,582,367
期首欠損金		710,547,376	494,074,215
欠損金減少額		119,172,622	148,100,884
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(119,172,622)	(148,100,884)
欠損金増加額		73,255,015	40,093,390
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(73,255,015)	(40,093,390)
分配金		-	-
期末剰余金又は欠損金()		494,074,215	10,644,000

重要な会計方針

<p style="text-align: center;">第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)</p>	<p style="text-align: center;">第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他、財務諸表作成のための基本となる重要な事項 当ファンドの計算期間は、前期末及びその翌日が休日のため平成15年11月18日から平成16年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 同左</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p>

ドイチェ・ライフ・プラン70

(1) 【中間貸借対照表】

科目	期別	第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)	第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		9,795	-
コール・ローン		97,107,221	86,438,643
親投資信託受益証券		2,357,758,891	2,288,758,607
未収利息		15	4
流動資産合計		2,454,875,922	2,375,197,254
資産合計		2,454,875,922	2,375,197,254
負債の部			
流動負債			
未払解約金		7,633,782	8,519,813
未払受託者報酬		1,294,891	1,280,134
未払委託者報酬		19,811,834	19,585,977
その他未払費用		1,233,115	1,219,060
流動負債合計		29,973,622	30,604,984
負債合計		29,973,622	30,604,984
純資産の部			
元本または元本等			
1 元本		2,863,003,648	2,197,898,747
元本合計		2,863,003,648	2,197,898,747
2 剰余金			
中間剰余金又は欠損金()		438,101,348	146,693,523
(分配準備積立金)		(57,983,244)	(221,084,097)
剰余金合計		438,101,348	146,693,523
元本または元本等合計		-	2,344,592,270
純資産合計		2,424,902,300	2,344,592,270
負債・純資産合計		2,454,875,922	2,375,197,254

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		733	845
有価証券売買等損益		54,257,782	173,172,870
営業収益合計		54,258,515	173,173,715
営業費用			
受託者報酬		1,294,891	1,280,134
委託者報酬		19,811,834	19,585,977
その他費用		1,233,115	1,219,060
営業費用合計		22,339,840	22,085,171
営業利益		31,918,675	151,088,544
経常利益		31,918,675	151,088,544
中間純利益		31,918,675	151,088,544
一部解約に伴う中間純利益分配額		3,704,893	28,965,275
期首剰余金又は欠損金()		494,074,215	10,644,000
剰余金増加額又は欠損金減少額		53,403,697	16,306,323
(当中間期追加信託に伴う剰余金増加額)		-	(16,306,323)
(当中間期一部解約に伴う欠損金減少額)		(53,403,697)	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		25,644,612	2,380,069
(当中間期一部解約に伴う剰余金減少額)		-	(2,380,069)
(当中間期追加信託に伴う欠損金増加額)		(25,644,612)	-
分配金		-	-
中間剰余金又は欠損金()		438,101,348	146,693,523

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

名義書換手続および記名式から無記名式への、また無記名式から記名式への変更は、委託会社の定める手続に従い、販売会社経由で委託会社に請求することができます。ただし、自動けいぞく投資コースの場合、自動けいぞく投資契約に基づき受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

名義書換手数料は、徴収しません。

名義書換の手続きは、各計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当するものはありません。

5. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。

6. 再発行

(1) 受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。

(2) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。

(3) 受益証券を再交付するときは、委託会社は、受益者に対して実費を請求することができます。

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額（ - ）
 - 発行済数量
 - 1単位当たり純資産額（ / ）
- 第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、EDINET（エディネット）でも閲覧することもできます。

追加型証券投資信託
ドイチェ・ライフ・プラン 70
約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ドイチェ・ライフ・プラン 70
約款

運用の基本方針

約款 19 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式および債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の 70%未滿の範囲で、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の 50%を超えない範囲で運用を行います。

各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で 1/3 程度、ポートフォリオ運用で 2/3 程度を目処とします。

各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。

1. 各々の親投資信託受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。
 - i) 3年~5年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 - ii) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 - iii) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 - iv) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化すると判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分(各々の親投資信託受益証券への投資配分)の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。
3. また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行います。

各親投資信託受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。

実質組入れ外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるかと判断した場合は、為替ヘッジを行います。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れおよび資金の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産

総額の70%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

収益分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的および金額〕

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から無期限とします。

〔受益証券の取得申込みの勧誘の種類〕

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

〔受益権の分割および再分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

〔当初の受益者〕

第6条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

〔追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法〕

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第30条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔追加日時異なる受益権の内容〕

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第9条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は第2項に定めるも

ののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔受益証券の申込単位、価額および手数料〕

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。

第2項の規定にかかわらず、受益者が第49条の第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

〔受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続〕

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

〔記名式受益証券譲渡の対抗要件〕

第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

〔無記名式の受益証券の再交付〕

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

〔記名式の受益証券の再交付〕

第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

〔毀損した場合等の再交付〕

第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

〔受益証券の再交付の費用〕

第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

〔運用の指図範囲〕

第18条 委託者は、信託金を、主として第1号から第4号までのドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託の受益証券および第5号から第20号までの有価証券に投資することを指図します。

1. ドイチェ・日本株式マザー受益証券
2. ドイチェ・日本債券マザー受益証券
3. ドイチェ・外国株式マザー受益証券
4. ドイチェ・外国債券マザー受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権

付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第5号から第11号までの証券の性質を有するもの

13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)

17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)

20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書および第12号ならびに第17号の証券および証書のうち第5号の性質を有するものおよび第14号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第6号から第9号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第6号から第9号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の70以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔運用の基本方針〕

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔投資する株式等の範囲〕

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株

式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔同一銘柄の株式等への投資制限〕

第 21 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 5 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 5 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 10 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前 3 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔信用取引の指図範囲〕

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、

有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔外貨建有価証券への投資制限〕

第 29 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託に属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 50 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨

建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第33条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第34条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第35条 (削除)

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第36条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔一部解約の請求および有価証券売却等の指図〕

第37条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔資金の借入れ〕

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

〔損益の帰属〕

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第42条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期は平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第 44 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

〔信託報酬等の総額および支弁の方法〕

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 163 の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

〔収益分配〕

第 46 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 47 条 (削除)

〔収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第 48 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 49 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔収益分配金、償還金および一部解約金の支払い〕

第 49 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。ただし、第 51 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

〔収益分配金および償還金の時効〕

第 50 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

〔信託の一部解約〕

第 51 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる受益証券については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより 10 億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させる場合には、第 52 条の規定にしたがいます。

〔信託契約の解約〕

第 52 条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得

ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第54条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第55条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第 58 条 第 52 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 52 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1 条 第 49 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 2 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがい、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金

の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 26 日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

（ドイチェ・ライフ・プラン 70）

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。
 なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成 18 年 8 月 15 日現在の約款の内容)
<p>(受益権の取得申込みの勧誘の種類) 第 4 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 5 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>(当初の受益者) 第 6 条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。</p> <p>(信託日時の異なる受益権の内容) 第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。</p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。） <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証</u></p>	<p>(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 5 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(当初の受益者) 第 6 条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。</p> <p>(追加日時の異なる受益権の内容) 第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。</p> <p>(受益証券の発行および種類) 第 9 条 委託者は、第 5 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。 <u>委託者が発行する受益証券は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、50 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券および 1 億口券の 8 種類とします。</u></p>

券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとし、

委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）
第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（削除）

（受益権の申込単位、価額および手数料）
第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとし、ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとし、

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価

委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとし、

別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は第2項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

（受益証券の発行についての受託者の認証）
第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の申込単位、価額および手数料）
第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって売却することができるものとし、ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとし、

（新設）

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価

額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

― 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。

― 第2項の規定にかかわらず、受益者が第49条の第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

― 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

― 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条（削除）

第15条（削除）

第16条（削除）

第17条（削除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第48条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第49条第3項に規定す

額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

― 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。

― 第2項の規定にかかわらず、受益者が第49条の第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続）

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

― 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

― 前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

（記名式受益証券譲渡の対抗要件）

第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

（記名式の受益証券の再交付）

第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

（毀損した場合等の再交付）

第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第48条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第49条第3項に規定

る支払開始日の前日までに、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第51条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(削除)

する支払開始日の前日までに、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。ただし、第51条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し

<p>(削除)</p> <p>(収益分配金および償還金の時効) 第50条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(信託の一部解約) 第51条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 委託者は、前項の規定により、この信託契約を終了させる場合には、第52条の規定に従います。</p> <p>(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い) 第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他</p>	<p>届出印を押捺するものとします。 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。</p> <p>(収益分配金および償還金の時効) 第50条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(信託の一部解約) 第51条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。 受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。 委託者は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 委託者は、前項の規定により、この信託契約を終了させる場合には、第52条の規定に従います。</p> <p>(新設)</p>
---	--

の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)
第52条 (略)

(反対者の買取請求権)
第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(付則)
第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

(添付信託約款付則第2条を削除し、以下の内容に置き換えます。)
第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続)から第17条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

(信託契約の解約)
第52条 (同左)

(反対者の買取請求権)
第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(付則)
第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第2条 (添付信託約款付則第2条をご参照ください。)

用語の解説

目論見書	各ファンドの内容を詳しく説明している法定文書です。ファンドの申込者に必ず交付しなければならない「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
基準価額	ファンドの「基準価額」は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。
ベンチマーク	投資信託等の運用成果を見る際に比較の基準とするもので、投資する資産の一部または全部の銘柄の値動きを指数化した指標(インデックス)が使用されます。
基本アセット・ミックス	当ファンドにおける、「基本アセット・ミックス」とは、各資産毎(日本株式・日本債券・外国株式・外国債券)の期待収益率等をもとに決定された、投資配分比率のことをいいます。この基本アセット・ミックスを中立的配分とし、一定の範囲内で投資配分の変更が行われます。
ボトム・アップ・アプローチ	個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法をいいます。
トップ・ダウン・アプローチ	経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種配分を決定する運用手法です。
イールドカーブ	満期が異なる債券の利回りがどのような関係になっているか(金利の期間構造)を表す曲線のことです。横軸に債券の残存年数、縦軸に利回りを取り、各債券の利回りを結んだ曲線で表されます。
デュレーション	債券の平均残存期間のことで、金利の一定の変化に対する債券価格の変動の割合を表しています。一般的に満期までの期間が長いほどデュレーションが大きくなり、金利の変化に対する債券価格の変動の割合が大きくなります。
信託財産留保額	解約者と引続き受益証券を保有する受益者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。当ファンドの信託財産留保額は0.3%です。
解約価額	基準価額から信託財産留保額を差し引いた額をいいます。
個別元本	受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。
EDINET (エディネット)	Electronic Disclosure for Investors'NETworkの略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は、EDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券報告書等を閲覧することができます。

(参考情報 交付目論見書)

マザーファンドの運用状況

(1) 各マザーファンドの投資状況

「ドイチェ・日本株式マザー」

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	9,270,302,200	98.45
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	145,019,283	1.54
合計(純資産総額)	-	9,415,321,483	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

「ドイチェ・日本債券マザー」

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	13,928,295,100	66.89
特殊債券	日本	1,518,922,000	7.29
社債券	日本	3,988,950,000	19.15
	アメリカ	496,236,000	2.38
	フランス	195,474,000	0.93
	小計	4,680,660,000	22.48
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	692,726,493	3.32
合計(純資産総額)	-	20,820,603,593	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

「ドイチェ・外国株式マザー」

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	3,110,552,573	54.35
	カナダ	113,529,060	1.98
	ドイツ	440,075,957	7.69
	イタリア	117,694,417	2.05
	フランス	300,357,017	5.24
	オーストラリア	150,402,761	2.62
	イギリス	726,759,752	12.70
	スイス	352,460,327	6.15
	バミューダ	89,282,420	1.56
	シンガポール	64,661,625	1.13
	ノルウェー	85,451,301	1.49
	ギリシャ	47,532,767	0.83
	小計	5,598,759,977	97.84
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	123,488,334	2.15
合計(純資産総額)	-	5,722,248,311	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

「ドイチェ・外国債券マザー」

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	1,621,156,795	25.80
	カナダ	172,823,398	2.75
	ドイツ	1,416,983,071	22.55
	イタリア	282,347,903	4.49
	フランス	952,485,713	15.15
	イギリス	435,985,033	6.93
	オランダ	370,686,700	5.89
	スペイン	166,558,260	2.65
	ベルギー	219,927,100	3.50
	ギリシャ	161,026,451	2.56
	小計	5,799,980,424	92.30
特殊債券	国際機関	229,811,608	3.65
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	253,523,039	4.03
合計(純資産総額)	-	6,283,315,071	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引			
買 建			
オーストラリアドル	日本	83,471,930	1.32
スイスフラン	日本	72,686,900	1.15
スウェーデンクローネ	日本	68,705,100	1.09
ユーロ	日本	234,852,700	3.73
売 建			
アメリカドル	日本	329,858,120	5.24
カナダドル	日本	15,940,200	0.25
ユーロ	日本	319,418,100	5.08

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の評価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

(2) 各マザーファンドの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

「ドイチェ・日本株式マザー」

評価額上位30銘柄

(平成18年6月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	220	1,530,570.64 1,600,000.00	336,725,540 352,000,000	3.73
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	359	816,000.00 969,000.00	292,944,000 347,871,000	3.69
日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	66,600	3,860.00 4,850.00	257,076,000 323,010,000	3.43
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	249	1,269,037.13 1,210,000.00	315,990,245 301,290,000	3.20
日本	株式	日本触媒	化学	195,000	1,275.84 1,399.00	248,790,676 272,805,000	2.89
日本	株式	キヤノン	電気機器	45,300	4,812.32 5,610.00	217,998,096 254,133,000	2.69
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	40,100	5,350.00 5,990.00	214,535,000 240,199,000	2.55
日本	株式	小松製作所	機械	99,000	1,589.00 2,275.00	157,311,000 225,225,000	2.39
日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品 先物取引業	101,200	2,249.93 2,145.00	227,692,916 217,074,000	2.30
日本	株式	三井不動産	不動産業	82,000	1,937.00 2,485.00	158,834,000 203,770,000	2.16
日本	株式	三菱商事	卸売業	81,500	2,275.00 2,285.00	185,412,500 186,227,500	1.97
日本	株式	デンソー	輸送用機器	49,200	3,618.29 3,740.00	178,019,868 184,008,000	1.95
日本	株式	住友商事	卸売業	121,000	1,395.45 1,509.00	168,849,450 182,589,000	1.93
日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	60,500	2,699.48 2,990.00	163,318,540 180,895,000	1.92
日本	株式	大林組	建設業	218,000	864.73 787.00	188,511,140 171,566,000	1.82
日本	株式	マキタ	機械	46,500	3,169.02 3,620.00	147,359,430 168,330,000	1.78
日本	株式	松下電器産業	電気機器	69,000	2,209.19 2,415.00	152,434,110 166,635,000	1.76
日本	株式	新日鉱ホールディングス	石油・石炭 製品	168,000	785.37 963.00	131,942,160 161,784,000	1.71
日本	株式	HOYA	精密機器	37,900	4,023.94 4,070.00	152,507,326 154,253,000	1.63
日本	株式	大日本スクリーン製造	電気機器	146,000	804.00 1,048.00	117,384,000 153,008,000	1.62
日本	株式	日立金属	鉄鋼	131,000	1,089.00 1,125.00	142,659,000 147,375,000	1.56
日本	株式	ケネディクス	サービス業	296	579,920.70 497,000.00	171,656,527 147,112,000	1.56
日本	株式	クボタ	機械	134,000	1,064.06 1,085.00	142,585,172 145,390,000	1.54
日本	株式	第一興商	卸売業	106,000	1,200.00 1,280.00	127,200,000 135,680,000	1.44
日本	株式	凸版印刷	その他製品	102,000	1,479.48 1,294.00	150,907,773 131,988,000	1.40
日本	株式	日本電気硝子	ガラス・土 石製品	57,000	2,406.89 2,295.00	137,192,975 130,815,000	1.38

日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	761	191,200.20 168,000.00	145,503,352 127,848,000	1.35
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	147	712,000.00 850,000.00	104,664,000 124,950,000	1.32
日本	株式	アサヒブリテック	非鉄金属	34,000	3,956.54 3,650.00	134,522,639 124,100,000	1.31
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	32,800	4,823.87 3,770.00	158,222,936 123,656,000	1.31

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類及び業種別投資比率

		(平成18年6月30日現在)	
種類		投資比率(%)	
株式			98.45
	内	建設業	2.76
	内	化学	7.87
	内	医薬品	1.29
	内	石油・石炭製品	1.71
	内	ゴム製品	0.90
	内	ガラス・土石製品	1.38
	内	鉄鋼	6.64
	内	非鉄金属	2.33
	内	機械	7.77
	内	電気機器	12.94
	内	輸送用機器	9.28
	内	精密機器	1.63
	内	その他製品	2.30
	内	陸運業	2.07
	内	情報・通信業	4.47
	内	卸売業	5.35
	内	小売業	4.36
	内	銀行業	11.90
	内	証券・商品先物取引業	2.30
内	その他金融業	3.11	
内	不動産業	2.16	
内	サービス業	3.79	
合計			98.45

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(注2) 株式の内書きは、当該業種別の内訳です。

「ドイチェ・日本債券マザー」

評価額上位30銘柄

(平成18年6月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(額面)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第64回 利付国債(20年)	1,900,000,000	100.00 95.30	1,900,000,000 1,810,738,000	1.9 2023/9/20	8.69
日本	国債証券	第197回 利付国債(10年)	1,700,000,000	103.93 102.36	1,766,848,000 1,740,239,000	2.6 2007/9/20	8.35
日本	国債証券	第250回 利付国債(10年)	1,160,000,000	94.55 92.18	1,096,780,000 1,069,380,800	0.5 2013/6/20	5.13
日本	特殊債券	政府保証第776回 公営企業債券	1,000,000,000	103.54 101.39	1,035,410,000 1,013,950,000	1.6 2009/5/21	4.86
日本	国債証券	第196回 利付国債(10年)	900,000,000	103.99 102.08	935,910,000 918,756,000	2.7 2007/6/20	4.41
日本	国債証券	第202回 利付国債(10年)	800,000,000	104.16 102.24	833,280,000 817,920,000	2.1 2008/3/20	3.92
日本	国債証券	第266回 利付国債(10年)	710,000,000	99.95 96.60	709,708,900 685,874,200	1.4 2014/12/20	3.29
日本	国債証券	第59回 利付国債(20年)	660,000,000	97.60 93.16	644,212,800 614,915,400	1.7 2022/12/20	2.95
日本	国債証券	第72回 利付国債(20年)	622,000,000	102.49 97.80	637,487,800 608,371,980	2.1 2024/9/20	2.92
日本	国債証券	第237回 利付国債(10年)	600,000,000	102.79 99.89	616,764,000 599,364,000	1.5 2012/3/20	2.87
日本	国債証券	第195回 利付国債(10年)	550,000,000	103.51 101.79	569,354,500 559,889,000	2.4 2007/6/20	2.68
日本	国債証券	第203回 利付国債(10年)	520,000,000	103.70 101.90	539,240,000 529,926,800	1.8 2008/6/20	2.54
日本	社債券	第17回アコム	500,000,000	102.53 101.01	512,695,000 505,090,000	2.09 2007/5/10	2.42
日本	社債券	第51回三菱商事	500,000,000	99.77 98.92	498,895,000 494,630,000	0.35 2008/3/28	2.37
日本	国債証券	第240回 利付国債(10年)	500,000,000	101.38 98.55	506,915,000 492,775,000	1.3 2012/6/20	2.36
日本	国債証券	第42回 利付国債(20年)	400,000,000	107.97 105.81	431,913,000 423,244,000	2.6 2019/3/20	2.03
日本	社債券	第3回 トヨタファイナンス	400,000,000	100.31 100.01	401,268,000 400,068,000	0.52 2006/9/20	1.92
日本	社債券	第5回 日興コーディ アルグループ	400,000,000	100.82 99.53	403,308,000 398,144,000	0.92 2008/8/5	1.91
日本	社債券	第3回 ホンダファイナンス	400,000,000	100.15 99.38	400,608,000 397,540,000	0.47 2007/12/20	1.90
日本	国債証券	第27回 利付国債(20年)	300,000,000	130.48 124.50	391,458,000 373,527,000	5.0 2014/9/22	1.79
日本	国債証券	第218回 利付国債(10年)	328,000,000	105.04 102.63	344,541,040 336,639,520	1.9 2009/12/21	1.61
日本	国債証券	第221回 利付国債(10年)	300,000,000	105.24 102.64	315,723,000 307,941,000	1.9 2010/6/21	1.47
日本	国債証券	第220回 利付国債(10年)	300,000,000	104.29 101.94	312,897,000 305,820,000	1.7 2010/3/22	1.46
日本	特殊債券	政府保証第781回 公営企業債券	300,000,000	104.02 101.64	312,072,000 304,920,000	1.7 2009/10/21	1.46
日本	社債券	第8回 エヌ・ティ・ ティ・ドコモ	300,000,000	102.43 99.63	307,302,000 298,911,000	1.43 2011/3/21	1.43
日本	社債券	第8回 トヨタファイナンス	300,000,000	100.65 99.26	301,971,000 297,789,000	0.76 2008/12/22	1.43
日本	国債証券	第22回 利付国債(20年)	240,000,000	129.20 123.38	310,092,000 296,114,400	5.3 2013/3/20	1.42
アメリカ	社債券	第8回 GEキャピタ ルコーポレーション	300,000,000	100.42 98.68	301,281,000 296,064,000	0.82 2009/6/2	1.42

日本	国債証券	第244回 利付国債(10年)	300,000,000	98.98	296,952,000	1.0	1.38
				96.17	288,531,000	2012/12/20	
日本	国債証券	第249回 利付国債(10年)	300,000,000	95.79	287,379,000	0.6	1.34
				93.29	279,879,000	2013/3/20	

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別比率

(平成18年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	66.89
特殊債券	7.29
社債券	22.48
合計	96.67

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

「ドイチェ・外国株式マザー」

評価額上位30銘柄

(平成18年6月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオ テクノ・ライフ	24,236	5,937.52 6,830.89	143,901,880 165,553,546	2.89
アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	資本財	18,300	6,425.78 7,293.53	117,591,817 133,471,774	2.33
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSSCHEIN	医薬品・バイオ テクノ・ライフ	7,082	17,992.19 18,600.72	127,420,712 131,730,327	2.30
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パー ソナル用品	18,020	6,500.68 6,567.52	117,142,404 118,346,847	2.06
イギリス	株式	MARKS AND SPENCER PLC	小売	94,693	967.11 1,237.86	91,578,831 117,216,912	2.04
ドイツ	株式	E.ON AG	公益事業	8,928	11,434.71 12,722.43	102,089,180 113,585,944	1.98
カナダ	株式	SHOPPERS DRUG MART CORP	食品・生活必需 品小売り	27,200	4,361.65 4,173.86	118,636,880 113,529,060	1.98
アメリカ	株式	THE COCA-COLA COMPANY	食品・飲料・タ バコ	22,400	4,893.09 4,962.23	109,605,224 111,154,050	1.94
アメリカ	株式	MILLENNIUM PHARMACEUTICALS	医薬品・バイオ テクノ・ライフ	92,900	1,193.88 1,136.26	110,912,046 105,559,148	1.84
イギリス	株式	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC	銀行	28,546	3,548.18 3,689.35	101,286,574 105,316,384	1.84
アメリカ	株式	GOODRICH CORP	資本財	22,900	4,326.10 4,573.87	99,067,909 104,741,751	1.83
フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	9,660	9,881.27 10,738.30	95,453,164 103,731,978	1.81
アメリカ	株式	NORTH FORK BANCORPORATION	銀行	29,000	3,073.45 3,506.75	89,130,073 101,695,842	1.77
アメリカ	株式	KERR-MCGEE	エネルギー	12,600	4,745.58 8,003.41	59,794,348 100,843,066	1.76
アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	12,300	7,225.54 7,767.17	88,874,240 95,536,264	1.66
アメリカ	株式	ALLSTATE CORPORATION	保険	15,000	6,526.04 6,300.17	97,890,618 94,502,562	1.65
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	12,804	7,654.77 7,321.89	98,011,803 93,749,607	1.63
アメリカ	株式	MICROSOFT CORPORATION	ソフトウェア・ サービス	33,300	3,134.52 2,712.74	104,379,782 90,334,561	1.57
バミューダ	株式	TYCO INTERNATIONAL LTD	資本財	28,400	3,124.15 3,143.74	88,726,041 89,282,420	1.56
アメリカ	株式	TRANSOCEAN SEDCO FOREX INC	エネルギー	9,700	6,935.14 9,158.12	67,270,889 88,833,791	1.55
アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	各種金融	4,900	14,962.76 17,539.52	73,317,531 85,943,687	1.50
アメリカ	株式	TARGET CORP	小売	15,090	6,627.45 5,683.63	100,008,256 85,766,079	1.49
スイス	株式	UBS AG-REGISTERED	各種金融	6,972	11,348.67 12,291.76	79,122,984 85,698,157	1.49
ノルウェー	株式	NORSK HYDRO ASA	エネルギー	27,450	2,477.48 3,112.98	68,007,100 85,451,301	1.49
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	42,277	1,959.50 2,013.23	82,842,204 85,113,683	1.48
アメリカ	株式	METLIFE INC	保険	14,400	6,037.42 5,846.12	86,938,899 84,184,202	1.47
アメリカ	株式	OMNICARE INC	ヘルスケア機 器・サービス	15,300	6,233.33 5,409.36	95,369,973 82,763,293	1.44
アメリカ	株式	HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	保険	8,400	10,116.91 9,738.93	84,982,124 81,807,032	1.42

スイス	株式	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオ テクノ・ライフ	13,000	6,641.65 6,127.24	86,341,466 79,654,152	1.39
アメリカ	株式	CITIGROUP INC	各種金融	13,980	5,544.19 5,630.62	77,507,865 78,716,157	1.37

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類及び業種別投資比率

(平成18年6月30日現在)

種類		投資比率(%)
株式		97.84
	内 エネルギー	10.84
	内 素材	4.11
	内 資本財	7.90
	内 自動車・自動車部品	2.35
	内 耐久消費財・アパレル	1.07
	内 メディア	1.68
	内 小売	5.43
	内 食品・生活必需品小売り	1.98
	内 食品・飲料・タバコ	4.26
	内 家庭用品・パーソナル用品	2.06
	内 ヘルスケア機器・サービス	1.44
	内 医薬品・バイオテクノ・ライフ	10.37
	内 銀行	14.33
	内 各種金融	4.89
	内 保険	7.45
	内 ソフトウェア・サービス	3.99
	内 テクノロジ・ハードウェア・機器	2.57
	内 電気通信サービス	4.00
内 公益事業	3.76	
内 半導体・半導体製造装置	3.26	
合計		97.84

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(注2) 株式の内書きは、当該業種別の内訳です。

「ドイチェ・外国債券マザー」

評価額上位30銘柄

(平成18年6月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(額面)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	UST 7% 07/15/06	5,600,000	11,708.38 11,529.40	655,669,504 645,646,505	7.0 2006/7/15	10.27
イギリス	国債証券	UKT 5% 09/07/14	1,380,000	21,912.80 21,417.65	302,396,640 295,563,639	5.0 2014/9/7	4.70
オランダ	国債証券	NETHER 5.25% 07/15/08	1,700,000	15,480.38 15,077.42	263,166,460 256,316,140	5.25 2008/7/15	4.07
ドイツ	国債証券	DBR 4.125% 07/04/08	1,695,000	15,063.54 14,754.76	255,327,172 250,093,182	4.125 2008/7/4	3.98
フランス	国債証券	FRTR 4% 04/25/13	1,650,000	15,217.58 14,661.32	251,090,070 241,911,780	4.0 2013/4/25	3.85
国際機関	特殊債券	IBRD 4.375% 09/28/06	2,000,000	11,504.40 11,490.58	230,088,184 229,811,608	4.375 2006/9/28	3.65
ドイツ	国債証券	DBR 5.25% 01/04/08	1,400,000	15,332.92 14,954.78	214,660,880 209,366,920	5.25 2008/1/4	3.33
アメリカ	国債証券	UST 7.25% 05/15/16	1,470,000	13,710.28 13,279.60	201,541,219 195,210,256	7.25 2016/5/15	3.10
フランス	国債証券	FRTR 8.5% 04/25/23	880,000	23,374.60 22,009.50	205,696,480 193,683,600	8.5 2023/4/25	3.08
アメリカ	国債証券	UST 3.5% 11/15/06	1,665,000	11,415.06 11,447.47	190,060,785 190,600,432	3.5 2006/11/15	3.03
フランス	国債証券	FRTR 8.5% 10/25/19	850,000	21,958.96 20,805.00	186,651,218 176,842,500	8.5 2019/10/25	2.81
スペイン	国債証券	SPGB 6% 01/31/08	1,100,000	15,438.96 15,141.66	169,828,660 166,558,260	6.0 2008/1/31	2.65
ドイツ	国債証券	DBR 6.25% 01/04/24	900,000	19,293.75 18,143.42	173,643,786 163,290,780	6.25 2024/1/4	2.59
アメリカ	国債証券	UST 7.125% 02/15/23	1,160,000	14,489.12 13,681.14	168,073,852 158,701,325	7.125 2023/2/15	2.52
ドイツ	国債証券	DBR 4.75% 07/04/08	1,000,000	15,292.04 14,934.34	152,920,400 149,343,400	4.75 2008/7/4	2.37
ベルギー	国債証券	BGB 4.25% 09/28/13	960,000	15,454.10 14,855.50	148,359,360 142,612,800	4.25 2013/9/28	2.26
イタリア	国債証券	BTPS 5.5% 11/01/10	910,000	16,134.46 15,541.70	146,823,586 141,429,470	5.5 2010/11/1	2.25
イギリス	国債証券	UKT 5% 03/07/25	630,000	24,474.91 22,289.11	154,191,945 140,421,394	5.0 2025/3/7	2.23
ドイツ	国債証券	DBR 6% 06/20/16	750,000	17,736.08 16,908.26	133,020,600 126,811,950	6.0 2016/6/20	2.01
アメリカ	国債証券	UST 9% 11/15/18	795,000	16,139.00 15,312.51	128,305,064 121,734,494	9.0 2018/11/15	1.93
カナダ	国債証券	CAN 6% 06/01/11	1,077,000	11,400.04 11,050.41	122,778,538 119,012,942	6.0 2011/6/1	1.89
フランス	国債証券	FRTR 6% 10/25/25	650,000	19,088.04 17,863.10	124,072,260 116,110,150	6.0 2025/10/25	1.84
フランス	国債証券	FRTR 4.75% 10/25/12	757,500	15,911.08 15,275.97	120,526,431 115,715,548	4.75 2012/10/25	1.84
オランダ	国債証券	NETHER 2.75% 01/15/09	800,000	14,497.80 14,296.32	115,982,400 114,370,560	2.75 2009/1/15	1.82
ギリシャ	国債証券	GGB 5.25% 05/18/12	705,000	16,154.90 15,455.56	113,892,045 108,961,698	5.25 2012/5/18	1.73
フランス	国債証券	FRTR 4% 04/25/09	735,000	15,102.24 14,724.10	111,001,464 108,222,135	4.0 2009/4/25	1.72
ドイツ	国債証券	DBR 4.5% 07/04/09	675,000	15,341.68 14,925.58	103,556,340 100,747,665	4.5 2009/7/4	1.60
イタリア	国債証券	BTPS 6% 11/01/07	645,000	15,494.98 15,075.22	99,942,621 97,235,233	6.0 2007/11/1	1.54

ドイツ	国債証券	DBR 4.75% 07/04/34	600,000	17,138.94 15,476.00	102,833,640 92,856,000	4.75 2034/7/4	1.47
アメリカ	国債証券	UST 6.375% 08/15/27	657,000	13,792.78 12,962.69	90,618,613 85,164,934	6.375 2027/8/15	1.35

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別比率

(平成18年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	92.30
特殊債券	3.65
合計	95.96

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

「ドイチェ・日本株式マザー」

該当事項はありません。

「ドイチェ・日本債券マザー」

該当事項はありません。

「ドイチェ・外国株式マザー」

該当事項はありません。

「ドイチェ・外国債券マザー」

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

「ドイチェ・日本株式マザー」

該当事項はありません。

「ドイチェ・日本債券マザー」

該当事項はありません。

「ドイチェ・外国株式マザー」

該当事項はありません。

「ドイチェ・外国債券マザー」

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	国/ 地域	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引					
買 建					
オーストラリアドル	日本	991,000.00	83,430,308	83,471,930	1.32
スイスフラン	日本	782,000.00	72,155,843	72,686,900	1.15
スウェーデンクローネ	日本	4,365,000.00	67,822,060	68,705,100	1.09
ユーロ	日本	1,618,000.00	232,674,317	234,852,700	3.73
売 建					
アメリカドル	日本	2,894,000.00	326,919,886	329,858,120	5.24
カナダドル	日本	155,000.00	15,809,070	15,940,200	0.25
ユーロ	日本	1,530,000.00	319,798,450	319,418,100	5.08

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の評価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

親投資信託
ドイチェ・日本株式マザー
約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

親投資信託
ドイチェ・日本株式マザー
約款

運用の基本方針

約款 11 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にわが国の上場株式および店頭登録株式に積極的に投資を行い、東証株価指数(配当込)を年率で 3% 程度上回る投資成果を目指します。

付加価値を高めるために、トップ・ダウンおよびボトムアップの両方を活用した運用を行います。業種配分に関しては、マクロ経済・産業分析等によるトップダウン・アプローチで決定します。銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析等によるボトムアップ・アプローチで決定します。付加価値の源泉に関しては、業種配分で 1/3 程度、銘柄選択で 2/3 程度を目処としますが、市況動向等により見直されることがあります。

業種および銘柄の分散化を図り、過度なリスクを避けます。組入銘柄数は、原則として、40～80 銘柄程度とします。

原則として、株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、投資環境の悪化等により下落リスクが高まったと判断した場合または解約に備えての株式の売却により、一時的に株式組入率を引き下げることがあります。

上記の運用を補完する目的で、わが国の企業が発行する外貨建の転換社債および新株引受権証券への投資のため、または外国の証券取引所におけるわが国の株価指数先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的、金額および追加信託の限度額〕

第2条 委託者は、金64万円を受益者のために利殖目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。
委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条、第42条、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

〔受益証券の取得申込みの勧誘の種類〕

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

〔受益者〕

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である住友信託銀行株式会社とします。

〔受益権の分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については64万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

〔追加信託金の計算方法〕

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第22条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔信託日時の異なる受益権の内容〕

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔運用の指図範囲〕

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー

7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。)および新株予約権証券
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第1号から第7号までの証券の性質を有するもの
9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
13. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第8号ならびに第14号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第10号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号ならびに第14号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔運用の基本方針〕

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔投資する株式等の範囲〕

第12条 委託者が受託者に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔信用取引の指図範囲〕

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔外貨建有価証券への投資制限〕

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動り

スクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第24条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第25条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースナル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第26条 (削除)

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第27条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔有価証券売却等の指図〕

第28条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第29条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔損益の帰属〕

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第32条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

〔信託報酬〕

第35条 委託者および受託者は、この信託に関し、信託報酬を収受しません。

〔利益の留保〕

第36条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

〔追加信託金および一部解約金の計理処理〕

第37条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

〔一部解約〕

第38条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

〔信託契約の解約〕

第39条 委託者は、第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

〔償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔償還金の支払いの時期〕

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいま

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第43条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を

付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第47条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成10年11月26日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

親投資信託
ドイチェ・日本債券マザー
約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

親投資信託
ドイチェ・日本債券マザー
約款

運用の基本方針

約款 11 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に NOMURA-BPI 総合に採用されている銘柄で格付けがシングル A 格相当以上の格付（S&P、ムーディーズ、日本格付投資情報センター、日本格付研究所のうちいずれかから取得）の公社債に投資を行い、同指数を年率で 1%程度上回る投資成果を目指します。NOMURA-BPI 総合は、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

マクロ分析に基づく市場予測から判断するトップダウン・アプローチでアクティブ運用を行います。付加価値の源泉に関しては、デュレーション・コントロールで 50%、イールド・カーブの形状予測で 25%、債券の種別配分で 15%、個別債券の割高割安入替で 10%を目処としますが、市況動向等によっては見直されることがあります。

デュレーションの調整は、原則として NOMURA-BPI 総合のデュレーション±1 年の範囲で行います。ただし、市況動向等によりデュレーションの調整範囲は見直されることがあります。

上記の運用を補完する目的で、外国の証券取引所におけるわが国の有価証券先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的、金額および追加信託の限度額〕

第2条 委託者は、金129万円を受益者のために利殖目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。
委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第36条、第39条、第40条第1項および第42条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

〔受益証券の取得申込みの勧誘の種類〕

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

〔受益者〕

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である住友信託銀行株式会社とします。

〔受益権の分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については129万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

〔追加信託金の計算方法〕

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第13条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第20条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔信託日時異なる受益権の内容〕

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔運用の指図範囲〕

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. クローズド・エンド型以外の投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔運用の基本方針〕

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第12条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をす

ることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔外貨建有価証券への投資制限〕

第 18 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第 19 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第 21 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第 22 条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第 23 条 (削除)

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第 24 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔有価証券売却等の指図〕

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔損益の帰属〕

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第29条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

〔信託報酬〕

第32条 委託者および受託者は、この信託に関し、信託報酬を収受しません。

〔利益の留保〕

第33条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

〔追加信託金および一部解約金の計理処理〕

第34条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

〔一部解約〕

第35条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

〔信託契約の解約〕

第36条 委託者は、第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはのやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

〔償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔償還金の支払いの時期〕

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第40条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第44条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 26 日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

親投資信託
ドイチェ・外国株式マザー
約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

親投資信託
ドイチェ・外国株式マザー
約款

運用の基本方針

約款 11 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数（以下、「MSCI コクサイ指数」という。）に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を年率で 3% 程度上回る投資成果を目指します。MSCI コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く 21 カ国（1998 年 10 月末現在）を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）が開発した株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行われますので変動することがあります。

市況動向などによっては、MSCI コクサイ指数に採用されていない国の株式に信託財産の最大 10% まで組入れることがあります。

国別配分に関しては、グローバルな景気サイクル、金融政策、企業収益などをベースとするトップダウンにより決定します。

業種別配分に関しては、グローバルおよび地域レベルでの投資テーマに合った業種を中心にセミ・トップダウンにより決定します。

銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズおよびバリュエーションを考慮したボトムアップにより決定します。

付加価値の源泉に関しては、国別配分で 20% 程度、業種別配分および個別銘柄選択で 80% 程度の目処としますが、市況動向等によっては見直されることがあります。

原則として、株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、投資環境の悪化等により下落リスクが高まったと判断した場合または解約に備えての株式の売却により、一時的に株式組入率を引き下げることがあります。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者としてします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的、金額および追加信託の限度額〕

第2条 委託者は、金66万円を受益者のために利殖目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。
委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意の上、第2項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条、第41条、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

〔受益証券の取得申込みの勧誘の種類〕

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

〔受益者〕

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である住友信託銀行株式会社とします。

〔受益権の分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については66万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

〔追加信託金の計算方法〕

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第21条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔信託日時の異なる受益権の内容〕

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔運用の指図範囲〕

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー

7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。)および新株予約権証券
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第1号から第7号までの証券の性質を有するもの
9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
13. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第8号ならびに第14号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第10号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号ならびに第14号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔運用の基本方針〕

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔投資する株式等の範囲〕

第12条 委託者が受託者に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔信用取引の指図範囲〕

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第23条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第24条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第25条 (削除)

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第26条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔有価証券売却等の指図〕

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔損益の帰属〕

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第31条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

〔信託報酬〕

第34条 委託者および受託者は、この信託に関し、信託報酬を収受しません。

〔利益の留保〕

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

〔追加信託金および一部解約金の計理処理〕

第36条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、一部解約にあつては解約差金として処理します。

〔一部解約〕

第37条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

〔信託契約の解約〕

第38条 委託者は、第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める

とき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がこの信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

〔償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔償還金の支払いの時期〕

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第42条 委託者が監督官庁より免許の認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第43条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1

項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第 46 条 第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 38 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 26 日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

親投資信託
ドイチェ・外国債券マザー
約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

親投資信託
ドイチェ・外国債券マザー
約款

運用の基本方針

約款 11 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にシティグループ世界国債インデックス(除く日本)(以下「WGBI」という。)に採用されている銘柄で格付けがシングル A 格相当以上の格付(S&P、ムーディーズのうちいずれかから取得)の国債に投資を行い、同インデックスを年率で 3%程度上回る投資成果を目指します。WGBI とは、世界各国の日本を除く 17 カ国(1998 年 8 月末現在)を投資対象国として、投資家が各国の市場で売買可能な国債の総合投資利回りを指数化したものです。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行われますので変動することがあります。

マクロ分析に基づく市場予測から判断するトップダウン・アプローチでアクティブ運用を行います。付加価値の源泉に関しては、国別配分で 50%、デュレーション・コントロールで 30%、イールド・カーブの形状予測・債券の種別配分・個別債券の割高割安入替で 20%を目処としますが、市況動向等により見直されることがあります。

デュレーションの調整は、原則として WGBI のデュレーション \pm 1 年の範囲で行います。ただし、市況動向等によりデュレーションの調整範囲は見直されることがあります。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的、金額および追加信託の限度額〕

第2条 委託者は、金30万円を受益者のために利殖目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。
委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

〔受益証券の取得申込みの勧誘の種類〕

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

〔受益者〕

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である住友信託銀行株式会社とします。

〔受益権の分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については30万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

〔追加信託金の計算方法〕

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第13条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第19条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔信託日時の異なる受益権の内容〕

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔運用の指図範囲〕

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. クローズド・エンド型以外の投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔運用の基本方針〕

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第12条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をす

ることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第18条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第21条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第22条 (削除)

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第23条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔有価証券売却等の指図〕

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等ならびにその

他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔損益の帰属〕

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第28条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

〔信託報酬〕

第31条 委託者および受託者は、この信託に関し、信託報酬を収受しません。

〔利益の留保〕

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

〔追加信託金および一部解約金の計理処理〕

第33条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、一部解約にあつては解約差金として処理します。

〔一部解約〕

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

〔信託契約の解約〕

第35条 委託者は、第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がこの信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

〔償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔償還金の支払いの時期〕

第 37 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいま

す。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第 39 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この

信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐ

ことを命じたときは、この信託は、第 43 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第 40 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第 43 条 第 34 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 34 条第 4 項

または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第 44 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 26 日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

投資信託説明書
(請求目論見書)
2006.8

ドイチェ・ライフ・プラン 30

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資可能



ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. ドイツ・ライフ・プラン 30 の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 2 月 14 日にその効力が発生しております。また、委託会社は、同法第 7 条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 8 月 15 日に関東財務局長に提出しております。
2. ドイツ・ライフ・プラン 30 の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. ドイツ・ライフ・プラン 30 は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
4. 登録金融機関で購入された投資信託は、投資家保護基金による支払いの対象にはなりません。
5. 本書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ドイツ・ライフ・プラン 30 は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。ドイツ・ライフ・プラン 30 の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

ドイチェ・ライフ・プラン30 投資信託説明書（請求目論見書）

目 次

項 目	ページ
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	1
2 【換金（解約）手続等】	2
第3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	3
2 【受益者の権利等】	5
第4 【ファンドの経理状況】	7
1 【財務諸表】	10
2 【ファンドの現況】	22
第5 【設定及び解約の実績】	22

第1 【ファンドの沿革】

平成10年11月26日	信託契約締結
同	当ファンドの設定
同	当ファンドの運用開始
平成12年12月 1日	ファンド名称の変更 (「B Tライフ・プラン30」より「ドイチェ・ライフ・プラン30」へ変更)

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

当ファンドの取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該受付時間をすぎた場合は、翌営業日の受付分になります。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」の取得申込者が、受益証券の保護預りを希望する場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることが出来ます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

受益証券の取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注) 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

当ファンドの取得申込者は、申込金額を取得申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社に支払うものとします。

確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分になります。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

解約価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額が個別元本¹を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた額となります。

・個人受益者の場合は、10%（所得税7%及び地方税3%）²

・法人受益者の場合は、7%（所得税7%）³

1「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。

2「税率」は、平成20年4月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

3「税率」は、平成20年4月1日から15%（所得税15%）となる予定です。

一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社にて支払われます。

換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記による一部解約の実行請求の受付を中止することができます。

これにより、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の解約価額とします。

(注) 上記のほか、販売会社によっては受益証券を買い取る場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

(注) 確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度に係る手続きに従います。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の計算方法等について

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

受益証券1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

なお、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます(略称: L P 30)。

主要な運用資産の評価基準及び評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則に従って、原則として時価により評価しております。

(2) 保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管(保護預り)させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資契約」に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、受益証券の引出しを請求することはできません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

信託契約締結日(平成10年11月26日)から無期限とします。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期は平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託の終了

- (イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合および信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(イ)から(ホ)の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

関係法人との契約の更改等

< 受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書 >

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

運用報告書等

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の各計算期間の末日毎および信託終了時に運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、委託会社は、証券取引法の規定に基づき有価証券報告書および半期報告書を作成します。
信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、
信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の
規定にしたがいます。

委託会社の認可取消等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
は、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資
信託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記(二)に該当する場合を除き、
当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業
を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約
に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会
社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了
させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信
託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信
託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、毎計算
期間終了日(計算期間終了が休業日の場合には翌営業日)から起算して5営業日目)から収益
分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行いま
す。

上記の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者
に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了後の翌日に収益分配金を販売会社に支
払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の
売り付けを行います。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収
益分配金があるときは、上記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利
を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(注)当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決
算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算
日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計
算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録され
ている受益権については原則として取得申込者として扱います。)に、原則として決算日から起算して5営業日目
(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益
分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払い
します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます
が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に関する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社を通じて、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」に規定する「信託の終了」または「信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第30条の2の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了(口)」または「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託約款の変更(口)」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、第6期（平成15年11月18日から平成16年11月15日まで）及び第7期（平成16年11月16日から平成17年11月15日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期（平成15年11月18日から平成16年11月15日まで）及び第7期（平成16年11月16日から平成17年11月15日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 17 年 1 月 12 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員 公認会計士
関与社員

林 秀行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 30」の平成 15 年 11 月 18 日から平成 16 年 11 月 15 日までの第 6 期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 30」の平成 16 年 11 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する第 6 期計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 1 月 5 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

林 秀 行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経
理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 30」の平成 16 年 11 月 16 日から平成 17
年 11 月 15 日までの第 7 期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書
及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の
責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ
た。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を
得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその
適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討
することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得た
と判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基
準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 30」の平成 17 年 11 月 15 日現在の信託財産の状態及
び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示している
ものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との
間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

ドイチェ・ライフ・プラン30

(1) 【貸借対照表】

科目	期別	第6期 (平成16年11月15日現在)	第7期 (平成17年11月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		847,771,658	608,306,345
親投資信託受益証券		23,683,060,779	19,418,139,495
未収利息		46	33
流動資産合計		24,530,832,483	20,026,445,873
資産合計		24,530,832,483	20,026,445,873
負債の部			
流動負債			
未払解約金		57,511,936	74,135,043
未払受託者報酬		13,053,460	11,241,116
未払委託者報酬		147,503,958	127,024,492
その他未払費用		4,972,663	4,282,201
流動負債合計		223,042,017	216,682,852
負債合計		223,042,017	216,682,852
純資産の部			
元本			
元本		24,891,647,555	18,507,985,762
剰余金			
期末剰余金又は欠損金()		583,857,089	1,301,777,259
(分配準備積立金)		(865,737,062)	(1,642,738,998)
剰余金合計		583,857,089	1,301,777,259
純資産合計		24,307,790,466	19,809,763,021
負債・純資産合計		24,530,832,483	20,026,445,873

(2)【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		16,359	12,305
有価証券売買等損益		1,453,225,139	2,244,778,716
営業収益合計		1,453,241,498	2,244,791,021
営業費用			
受託者報酬		27,139,747	23,379,617
委託者報酬		306,678,900	264,189,482
その他費用		10,338,806	8,906,265
営業費用合計		344,157,453	296,475,364
営業利益		1,109,084,045	1,948,315,657
経常利益		1,109,084,045	1,948,315,657
当期純利益		1,109,084,045	1,948,315,657
一部解約に伴う当期純利益分配額		161,068,360	254,497,265
期首欠損金		1,906,583,572	583,857,089
欠損金減少額		438,814,910	191,815,956
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(438,814,910)	(186,420,816)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)		-	(5,395,140)
欠損金増加額		64,104,112	-
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(64,104,112)	-
分配金		-	-
期末剰余金又は欠損金()		583,857,089	1,301,777,259

重要な会計方針

第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他、財務諸表作成のための基本となる重要な事項 当ファンドの計算期間は、前期末及びその翌日が休日のため平成15年11月18日から平成16年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 同左</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	第6期 (平成16年11月15日現在)	第7期 (平成17年11月15日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額、期中一部解約元本額		
期首元本額	29,974,184,359円	24,891,647,555円
期中追加設定元本額	1,779,134,959円	1,358,760,530円
期中一部解約元本額	6,861,671,763円	7,742,422,323円
2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額	元本の欠損 583,857,089円	-

(損益及び剰余金計算書関係)

項目	第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	27,139,747円	23,379,617円
2. 分配金の計算方法	当該期末における分配金は ございません。	当該期末における分配金は ございません。

(有価証券関係)

第6期 (平成16年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	23,683,060,779	1,084,506,102
合計	23,683,060,779	1,084,506,102

第7期 (平成17年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	19,418,139,495	1,734,078,334
合計	19,418,139,495	1,734,078,334

(デリバティブ取引関係)

第6期 (平成16年11月15日現在)

該当事項はありません。

第7期 (平成17年11月15日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第6期 (平成16年11月15日現在)	第7期 (平成17年11月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9765円 (9,765円)	1.0703円 (10,703円)

(3) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	2,725,065,588	3,405,241,958	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	10,086,486,815	11,343,263,072	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	1,686,811,035	1,876,239,914	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	2,049,596,120	2,793,394,551	-
合計		16,547,959,558	19,418,139,495	-

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、第7期中間計算期間（平成16年11月16日から平成17年 5月15日まで）については、改正前の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第8期中間計算期間（平成17年11月16日から平成18年 5月15日まで）については、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第7期中間計算期間（平成16年11月16日から平成17年 5月15日まで）及び第8期中間計算期間（平成17年11月16日から平成18年 5月15日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書


平成 17 年 7 月 19 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

林 秀 行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 30」の平成 16 年 11 月 16 日から平成 17 年 5 月 15 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 30」の平成 17 年 5 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成 16 年 11 月 16 日から平成 17 年 5 月 15 日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上


独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 7 月 14 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

林 秀 行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経
理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 30」の平成 17 年 11 月 16 日から平成 18
年 5 月 15 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰
余金計算書及び中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者に
あり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準
は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者
の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。
中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われ
ている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な
基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務
諸表の作成基準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 30」の平成 18 年 5 月 15 日現在の信託
財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成 17 年 11 月 16 日から平成 18 年 5 月 15
日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との
間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

ドイチェ・ライフ・プラン30

(1) 【中間貸借対照表】

科目	期別	第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)	第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		303,631	-
コール・ローン		816,753,907	462,703,411
親投資信託受益証券		21,694,723,156	16,292,352,871
未収利息		133	25
流動資産合計		22,511,780,827	16,755,056,307
資産合計		22,511,780,827	16,755,056,307
負債の部			
流動負債			
未払解約金		85,096,640	20,994,965
未払受託者報酬		12,138,501	9,477,990
未払委託者報酬		137,164,990	107,101,298
その他未払費用		4,624,064	2,088,286
流動負債合計		239,024,195	139,662,539
負債合計		239,024,195	139,662,539
純資産の部			
元本または元本等			
1 元本		22,537,530,534	15,262,150,660
元本合計		22,537,530,534	15,262,150,660
2 剰余金			
中間剰余金又は欠損金()		264,773,902	1,353,243,108
(分配準備積立金)		(766,963,490)	(1,311,566,845)
剰余金合計		264,773,902	1,353,243,108
元本または元本等合計		-	16,615,393,768
純資産合計		22,272,756,632	16,615,393,768
負債・純資産合計		22,511,780,827	16,755,056,307

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		6,373	5,856
有価証券売買等損益		433,362,377	484,213,376
営業収益合計		433,368,750	484,219,232
営業費用			
受託者報酬		12,138,501	9,477,990
委託者報酬		137,164,990	107,101,298
その他費用		4,624,064	2,088,286
営業費用合計		153,927,555	118,667,574
営業利益		279,441,195	365,551,658
経常利益		279,441,195	365,551,658
中間純利益		279,441,195	365,551,658
一部解約に伴う中間純利益分配額		28,575,489	111,224,836
期首剰余金又は欠損金()		583,857,089	1,301,777,259
剰余金増加額又は欠損金減少額		77,531,036	63,459,530
(当中間期追加信託に伴う剰余金増加額)		-	(63,459,530)
(当中間期一部解約に伴う欠損金減少額)		(77,531,036)	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,313,555	266,320,503
(当中間期一部解約に伴う剰余金減少額)		-	(266,320,503)
(当中間期追加信託に伴う欠損金増加額)		(9,313,555)	-
分配金		-	-
中間剰余金又は欠損金()		264,773,902	1,353,243,108

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (自平成16年11月16日 至平成17年5月15日)	第8期中間計算期間 (自平成17年11月16日 至平成18年5月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第7期中間計算期間末 (平成17年5月15日現在)	第8期中間計算期間末 (平成18年5月15日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額、期中一部解約元本額		
期首元本額	24,891,647,555円	18,507,985,762円
期中追加設定元本額	703,314,560円	633,500,819円
期中一部解約元本額	3,057,431,581円	3,879,335,921円
2. 受益権の総数	-	15,262,150,660口
3. 元本の欠損 「投資信託財産の貸借対照表、損益及 び剰余金計算書、附属明細表並びに運 用報告書に関する規則」第41条の2ま たは「投資信託財産の計算に関する規 則」第55条の6第10号に規定する額	264,773,902円	-
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	-	1.0887円 (10,887円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (自平成16年11月16日 至平成17年5月15日)	第8期中間計算期間 (自平成17年11月16日 至平成18年5月15日)
受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	12,138,501円	損益計算書に開示しているた め、注記を省略しています。

(有価証券に関する注記)

第7期中間計算期間末(平成17年5月15日現在)

該当事項はございません。

第8期中間計算期間末(平成18年5月15日現在)

該当事項はございません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)

該当事項はございません。

第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(1口当たり情報)

項目	第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)	第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9883円 (9,883円)	-

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成18年6月30日現在)

資産総額	16,149,767,692円
負債総額	58,224,028円
純資産総額(-)	16,091,543,664円
発行済数量	14,874,889,472口
1単位当たり純資産額(/)	1.0818円

第5 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び一部解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	一部解約数量(口)
第1期 (平成10年11月26日～平成11年11月15日)	4,619,168,642	377,483,359
第2期 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	18,388,296,852	810,664,399
第3期 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	16,047,893,656	5,195,391,978
第4期 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	8,146,122,077	5,672,269,996
第5期 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	2,364,324,684	7,535,811,820
第6期 (平成15年11月18日～平成16年11月15日)	1,779,134,959	6,861,671,763
第7期 (平成16年11月16日～平成17年11月15日)	1,358,760,530	7,742,422,323
第8期中間 (平成17年11月16日～平成18年5月15日)	633,500,819	3,879,335,921

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定数量を含みます。

投資信託説明書
(請求目論見書)
2006.8

ドイチェ・ライフ・プラン 50

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資可能



ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. ドイツ・ライフ・プラン 50 の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 2 月 14 日にその効力が発生しております。また、委託会社は、同法第 7 条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 8 月 15 日に関東財務局長に提出しております。
2. ドイツ・ライフ・プラン 50 の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. ドイツ・ライフ・プラン 50 は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
4. 登録金融機関で購入された投資信託は、投資家保護基金による支払いの対象にはなりません。
5. 本書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ドイツ・ライフ・プラン 50 は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。ドイツ・ライフ・プラン 50 の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

ドイチェ・ライフ・プラン50 投資信託説明書（請求目論見書）

目 次

項 目	ページ
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	1
2 【換金（解約）手続等】	2
第3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	3
2 【受益者の権利等】	5
第4 【ファンドの経理状況】	7
1 【財務諸表】	10
2 【ファンドの現況】	22
第5 【設定及び解約の実績】	22

第1 【ファンドの沿革】

平成10年11月26日	信託契約締結
同	当ファンドの設定
同	当ファンドの運用開始
平成12年12月 1日	ファンド名称の変更 (「B Tライフ・プラン50」より「ドイチェ・ライフ・プラン50」へ変更)

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

当ファンドの取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該受付時間をすぎた場合は、翌営業日の受付分になります。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」の取得申込者が、受益証券の保護預りを希望する場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることが出来ます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

受益証券の取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注) 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

当ファンドの取得申込者は、申込金額を取得申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社に支払うものとします。

確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分になります。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

解約価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額が個別元本¹を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた額となります。

・個人受益者の場合は、10%（所得税7%及び地方税3%）²

・法人受益者の場合は、7%（所得税7%）³

1「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。

2「税率」は、平成20年4月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

3「税率」は、平成20年4月1日から15%（所得税15%）となる予定です。

一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社にて支払われます。

換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限がありません。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記による一部解約の実行請求の受付を中止することができます。

これにより、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の解約価額とします。

(注) 上記のほか、販売会社によっては受益証券を買い取る場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

(注) 確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度に係る手続きに従います。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の計算方法等について

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

受益証券1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

なお、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます(略称: L P 50)。

主要な運用資産の評価基準及び評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則に従って、原則として時価により評価しております。

(2) 保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管(保護預り)させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資契約」に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、受益証券の引出しを請求することはできません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

信託契約締結日(平成10年11月26日)から無期限とします。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期は平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託の終了

- (イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合および信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(イ)から(ホ)の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

関係法人との契約の更改等

< 受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書 >

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

運用報告書等

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の各計算期間の末日毎および信託終了時に運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、委託会社は、証券取引法の規定に基づき有価証券報告書および半期報告書を作成します。
信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の認可取消等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記(二)に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、毎計算期間終了日(計算期間終了が休業日の場合には翌営業日)から起算して5営業日目)から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。

上記の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了後の翌日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売り付けを行います。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、上記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(注)当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に関する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社を通じて、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」に規定する「信託の終了」または「信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第30条の2の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了(口)」または「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託約款の変更(口)」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、第6期（平成15年11月18日から平成16年11月15日まで）及び第7期（平成16年11月16日から平成17年11月15日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期（平成15年11月18日から平成16年11月15日まで）及び第7期（平成16年11月16日から平成17年11月15日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成17年1月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員 公認会計士
関与社員

林 秀行 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 50」の平成15年11月18日から平成16年11月15日までの第6期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 50」の平成16年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する第6期計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


独立監査人の監査報告書

平成 18 年 1 月 5 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士
業 務 執 行 社 員

林 秀 行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経
理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 50」の平成 16 年 11 月 16 日から平成 17
年 11 月 15 日までの第 7 期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書
及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の
責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ
た。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を
得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその
適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討
することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得た
と判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基
準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 50」の平成 17 年 11 月 15 日現在の信託財産の状態及
び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示している
ものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との
間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

ドイチェ・ライフ・プラン50

(1) 【貸借対照表】

科目	期別	第6期 (平成16年11月15日現在)	第7期 (平成17年11月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		766,950,728	442,666,069
親投資信託受益証券		20,407,143,074	16,237,888,623
未収利息		42	24
流動資産合計		21,174,093,844	16,680,554,716
資産合計		21,174,093,844	16,680,554,716
負債の部			
流動負債			
未払解約金		67,868,551	93,927,764
未払受託者報酬		11,237,965	9,359,251
未払委託者報酬		149,464,831	124,477,960
その他未払費用		5,351,339	4,456,651
流動負債合計		233,922,686	232,221,626
負債合計		233,922,686	232,221,626
純資産の部			
元本			
元本		23,347,820,392	15,818,621,668
剰余金			
期末剰余金又は欠損金()		2,407,649,234	629,711,422
(分配準備積立金)		(672,959,345)	(1,309,467,061)
剰余金合計		2,407,649,234	629,711,422
純資産合計		20,940,171,158	16,448,333,090
負債・純資産合計		21,174,093,844	16,680,554,716

(2)【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		14,033	10,611
有価証券売買等損益		1,844,674,505	2,910,345,549
営業収益合計		1,844,688,538	2,910,356,160
営業費用			
受託者報酬		23,322,618	19,539,720
委託者報酬		310,190,635	259,878,116
その他費用		11,105,878	9,304,378
営業費用合計		344,619,131	288,722,214
営業利益		1,500,069,407	2,621,633,946
経常利益		1,500,069,407	2,621,633,946
当期純利益		1,500,069,407	2,621,633,946
一部解約に伴う当期純利益分配額		204,306,233	398,037,959
期首欠損金		4,411,907,149	2,407,649,234
欠損金減少額		837,887,068	871,942,136
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(837,887,068)	(871,942,136)
欠損金増加額		129,392,327	58,177,467
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(129,392,327)	(58,177,467)
分配金		-	-
期末剰余金又は欠損金()		2,407,649,234	629,711,422

重要な会計方針

第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他、財務諸表作成のための基本となる重要な事項 当ファンドの計算期間は、前期末及びその翌日が休日のため、平成15年11月18日から平成16年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 同左</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	第6期 (平成16年11月15日現在)	第7期 (平成17年11月15日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額、期中一部解約元本額		
期首元本額	27,497,466,342円	23,347,820,392円
期中追加設定元本額	1,077,792,775円	894,837,362円
期中一部解約元本額	5,227,438,725円	8,424,036,086円
2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額	元本の欠損 2,407,649,234円	-

(損益及び剰余金計算書関係)

項目	第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	23,322,618円	19,539,720円
2. 分配金の計算方法	当該期末における分配金はございません。	当該期末における分配金はございません。

(有価証券関係)

第6期 (平成16年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	20,407,143,074	1,420,284,460
合計	20,407,143,074	1,420,284,460

第7期 (平成17年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	16,237,888,623	2,267,540,065
合計	16,237,888,623	2,267,540,065

(デリバティブ取引関係)

第6期 (平成16年11月15日現在)

該当事項はありません。

第7期 (平成17年11月15日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第6期 (平成16年11月15日現在)	第7期 (平成17年11月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8969円 (8,969円)	1.0398円 (10,398円)

(3) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	3,702,034,814	4,626,062,703	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	5,304,897,343	5,965,887,551	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	2,809,470,378	3,124,973,901	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	1,849,706,118	2,520,964,468	-
合計		13,666,108,653	16,237,888,623	-

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、第7期中間計算期間（平成16年11月16日から平成17年 5月15日まで）については、改正前の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第8期中間計算期間（平成17年11月16日から平成18年 5月15日まで）については、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第7期中間計算期間（平成16年11月16日から平成17年 5月15日まで）及び第8期中間計算期間（平成17年11月16日から平成18年 5月15日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。


独立監査人の中間監査報告書

平成 17 年 7 月 19 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

林 秀 行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 50」の平成 16 年 11 月 16 日から平成 17 年 5 月 15 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 50」の平成 17 年 5 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成 16 年 11 月 16 日から平成 17 年 5 月 15 日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書


平成 18 年 7 月 14 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

林 秀 行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 50」の平成 17 年 11 月 16 日から平成 18 年 5 月 15 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書及び中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 50」の平成 18 年 5 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成 17 年 11 月 16 日から平成 18 年 5 月 15 日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

ドイチェ・ライフ・プラン50

(1) 【中間貸借対照表】

科目	期別	第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)	第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		29,383	-
コール・ローン		639,554,983	420,454,877
親投資信託受益証券		17,912,906,998	13,404,319,126
未収利息		105	23
流動資産合計		18,552,491,469	13,824,774,026
資産合計		18,552,491,469	13,824,774,026
負債の部			
流動負債			
未払解約金		79,215,563	45,588,866
未払受託者報酬		10,180,469	7,858,330
未払委託者報酬		135,400,156	104,515,678
その他未払費用		4,847,727	2,040,932
流動負債合計		229,643,915	160,003,806
負債合計		229,643,915	160,003,806
純資産の部			
元本または元本等			
1 元本		20,177,844,068	12,550,822,355
元本合計		20,177,844,068	12,550,822,355
2 剰余金			
中間剰余金又は欠損金()		1,854,996,514	1,113,947,865
(分配準備積立金)		(575,250,134)	(1,008,933,685)
剰余金合計		1,854,996,514	1,113,947,865
元本または元本等合計		-	13,664,770,220
純資産合計		18,322,847,554	13,664,770,220
負債・純資産合計		18,552,491,469	13,824,774,026

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		5,487	4,838
有価証券売買等損益		398,363,924	882,430,503
営業収益合計		398,369,411	882,435,341
営業費用			
受託者報酬		10,180,469	7,858,330
委託者報酬		135,400,156	104,515,678
その他費用		4,847,727	2,040,932
営業費用合計		150,428,352	114,414,940
営業利益		247,941,059	768,020,401
経常利益		247,941,059	768,020,401
中間純利益		247,941,059	768,020,401
一部解約に伴う中間純利益分配額		33,739,879	184,285,290
期首剰余金又は欠損金()		2,407,649,234	629,711,422
剰余金増加額又は欠損金減少額		381,758,370	45,901,108
(当中間期追加信託に伴う剰余金増加額)		-	(45,901,108)
(当中間期一部解約に伴う欠損金減少額)		(381,758,370)	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		43,306,830	145,399,776
(当中間期一部解約に伴う剰余金減少額)		-	(145,399,776)
(当中間期追加信託に伴う欠損金増加額)		(43,306,830)	-
分配金		-	-
中間剰余金又は欠損金()		1,854,996,514	1,113,947,865

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)	第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額、期中一部解約元本額		
期首元本額	23,347,820,392円	15,818,621,668円
期中追加設定元本額	472,971,720円	487,526,109円
期中一部解約元本額	3,642,948,044円	3,755,325,422円
2. 受益権の総数	-	12,550,822,355口
3. 元本の欠損 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び 剰余金計算書、附属明細表並びに運用 報告書に関する規則」第41条の2また は「投資信託財産の計算に関する規 則」第55条の6第10号に規定する額	1,854,996,514円	-
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	-	1.0888円 (10,888円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	10,180,469円	損益計算書に開示しているた め、注記を省略しています。

(有価証券に関する注記)

第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)

該当事項はございません。

第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)

該当事項はございません。

第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(1口当たり情報)

項目	第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)	第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9081円 (9,081円)	-

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成18年6月30日現在)

資産総額	13,306,624,628円
負債総額	114,834,487円
純資産総額(-)	13,191,790,141円
発行済数量	12,282,174,796口
1単位当たり純資産額(/)	1.0741円

第5 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び一部解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	一部解約数量(口)
第1期 (平成10年11月26日～平成11年11月15日)	349,772,958	32,824,594
第2期 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	16,859,499,661	206,669,211
第3期 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	17,736,321,464	1,431,514,587
第4期 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	4,114,259,596	3,830,415,233
第5期 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	1,537,382,796	7,598,346,508
第6期 (平成15年11月18日～平成16年11月15日)	1,077,792,775	5,227,438,725
第7期 (平成16年11月16日～平成17年11月15日)	894,837,362	8,424,036,086
第8期中間 (平成17年11月16日～平成18年5月15日)	487,526,109	3,755,325,422

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定数量を含みます。

投資信託説明書
(請求目論見書)
2006.8

ドイチェ・ライフ・プラン 70

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資可能



ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. ドイツ・ライフ・プラン 70 の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 2 月 14 日にその効力が発生しております。また、委託会社は、同法第 7 条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 8 月 15 日に関東財務局長に提出しております。
2. ドイツ・ライフ・プラン 70 の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. ドイツ・ライフ・プラン 70 は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
4. 登録金融機関で購入された投資信託は、投資家保護基金による支払いの対象にはなりません。
5. 本書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ドイツ・ライフ・プラン 70 は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。ドイツ・ライフ・プラン 70 の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

ドイチェ・ライフ・プラン70 投資信託説明書（請求目論見書）

目 次

項 目	ページ
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	1
2 【換金（解約）手続等】	2
第3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	3
2 【受益者の権利等】	5
第4 【ファンドの経理状況】	7
1 【財務諸表】	10
2 【ファンドの現況】	22
第5 【設定及び解約の実績】	22

第1 【ファンドの沿革】

平成10年11月26日	信託契約締結
同	当ファンドの設定
同	当ファンドの運用開始
平成12年12月 1日	ファンド名称の変更 (「B Tライフ・プラン70」より「ドイチェ・ライフ・プラン70」へ変更)

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

当ファンドの取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該受付時間をすぎた場合は、翌営業日の受付分になります。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」の取得申込者が、受益証券の保護預りを希望する場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることが出来ます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

（注）当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

受益証券の取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

当ファンドの取得申込者は、申込金額を取得申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社に支払うものとします。

確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分になります。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

解約価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額が個別元本¹を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた額となります。

・個人受益者の場合は、10%（所得税7%及び地方税3%）²

・法人受益者の場合は、7%（所得税7%）³

1「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。

2「税率」は、平成20年4月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

3「税率」は、平成20年4月1日から15%（所得税15%）となる予定です。

一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社にて支払われます。

換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記による一部解約の実行請求の受付を中止することができます。

これにより、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の解約価額とします。

(注) 上記のほか、販売会社によっては受益証券を買い取る場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

(注) 確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度に係る手続きに従います。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の計算方法等について

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

受益証券1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 5156 5247 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

なお、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます(略称: L P70)。

主要な運用資産の評価基準及び評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則に従って、原則として時価により評価しております。

(2) 保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管(保護預り)させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資契約」に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、受益証券の引出しを請求することはできません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

信託契約締結日(平成10年11月26日)から無期限とします。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期は平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託の終了

- (イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合および信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(イ)から(ホ)の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

関係法人との契約の更改等

< 受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書 >

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

運用報告書等

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の各計算期間の末日毎および信託終了時に運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、委託会社は、証券取引法の規定に基づき有価証券報告書および半期報告書を作成します。
信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の認可取消等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記(二)に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、毎計算期間終了日(計算期間終了が休業日の場合には翌営業日)から起算して5営業日目)から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。

上記の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了後の翌日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売り付けを行います。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、上記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(注)当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に関する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社を通じて、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」に規定する「信託の終了」または「信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第30条の2の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了(口)」または「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託約款の変更(口)」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、第6期（平成15年11月18日から平成16年11月15日まで）及び第7期（平成16年11月16日から平成17年11月15日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期（平成15年11月18日から平成16年11月15日まで）及び第7期（平成16年11月16日から平成17年11月15日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 17 年 1 月 12 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員 公認会計士
関与社員

林 秀 行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 70」の平成 15 年 11 月 18 日から平成 16 年 11 月 15 日までの第 6 期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 70」の平成 16 年 11 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する第 6 期計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 1 月 5 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

林 秀 行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経
理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 70」の平成 16 年 11 月 16 日から平成 17
年 11 月 15 日までの第 7 期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書
及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の
責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ
た。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を
得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその
適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討
することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得た
と判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基
準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 70」の平成 17 年 11 月 15 日現在の信託財産の状態及
び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示している
ものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との
間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

ドイチェ・ライフ・プラン70

(1) 【貸借対照表】

科目	期別	第6期 (平成16年11月15日現在)	第7期 (平成17年11月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		102,288,717	79,970,203
親投資信託受益証券		2,449,001,109	2,426,585,737
未収利息		5	4
流動資産合計		2,551,289,831	2,506,555,944
資産合計		2,551,289,831	2,506,555,944
負債の部			
流動負債			
未払解約金		5,154,765	13,492,276
未払受託者報酬		1,314,339	1,301,463
未払委託者報酬		20,109,263	19,912,347
その他未払費用		1,251,669	1,239,372
流動負債合計		27,830,036	35,945,458
負債合計		27,830,036	35,945,458
純資産の部			
元本			
元本		3,017,534,010	2,459,966,486
剰余金			
期末剰余金又は欠損金()		494,074,215	10,644,000
(分配準備積立金)		(64,232,849)	(272,728,321)
剰余金合計		494,074,215	10,644,000
純資産合計		2,523,459,795	2,470,610,486
負債・純資産合計		2,551,289,831	2,506,555,944

(2)【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		1,697	1,482
有価証券売買等損益		238,983,478	494,084,628
営業収益合計		238,985,175	494,086,110
営業費用			
受託者報酬		2,653,689	2,596,354
委託者報酬		40,601,300	39,724,181
その他費用		2,527,180	2,472,487
営業費用合計		45,782,169	44,793,022
営業利益		193,203,006	449,293,088
経常利益		193,203,006	449,293,088
当期純利益		193,203,006	449,293,088
一部解約に伴う当期純利益分配額		22,647,452	52,582,367
期首欠損金		710,547,376	494,074,215
欠損金減少額		119,172,622	148,100,884
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(119,172,622)	(148,100,884)
欠損金増加額		73,255,015	40,093,390
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(73,255,015)	(40,093,390)
分配金		-	-
期末剰余金又は欠損金()		494,074,215	10,644,000

重要な会計方針

第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他、財務諸表作成のための基本となる重要な事項 当ファンドの計算期間は、前期末及びその翌日が休日のため平成15年11月18日から平成16年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 同左</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	第6期 (平成16年11月15日現在)	第7期 (平成17年11月15日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額、期中一部解約元本額		
期首元本額	3,148,469,427円	3,017,534,010円
期中追加設定元本額	402,651,328円	352,967,409円
期中一部解約元本額	533,586,745円	910,534,933円
2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額	元本の欠損 494,074,215円	-

(損益及び剰余金計算書関係)

項目	第6期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	第7期 (自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	2,653,689 円	2,596,354 円
2. 分配金の計算方法	当該期末における分配金はございません。	当該期末における分配金はございません。

(有価証券関係)

第6期 (平成16年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,449,001,109	198,398,989
合計	2,449,001,109	198,398,989

第7期 (平成17年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,426,585,737	420,023,420
合計	2,426,585,737	420,023,420

(デリバティブ取引関係)

第6期 (平成16年11月15日現在)

該当事項はありません。

第7期 (平成17年11月15日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第6期 (平成16年11月15日現在)	第7期 (平成17年11月15日現在)
1口当たり純資産額	0.8363円	1.0043円
(1万口当たり純資産額)	(8,363円)	(10,043円)

(3)【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	591,274,306	738,856,372	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	547,135,468	615,308,547	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	781,990,655	869,808,205	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	148,662,861	202,612,613	-
合計		2,069,063,290	2,426,585,737	-

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、第7期中間計算期間（平成16年11月16日から平成17年 5月15日まで）については、改正前の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第8期中間計算期間（平成17年11月16日から平成18年 5月15日まで）については、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第7期中間計算期間（平成16年11月16日から平成17年 5月15日まで）及び第8期中間計算期間（平成17年11月16日から平成18年 5月15日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 17 年 7 月 19 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

林 秀 行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 70」の平成 16 年 11 月 16 日から平成 17 年 5 月 15 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 70」の平成 17 年 5 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成 16 年 11 月 16 日から平成 17 年 5 月 15 日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上


独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 7 月 14 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

林 秀 行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 70」の平成 17 年 11 月 16 日から平成 18 年 5 月 15 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書及び中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 70」の平成 18 年 5 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成 17 年 11 月 16 日から平成 18 年 5 月 15 日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

ドイチェ・ライフ・プラン70

(1) 【中間貸借対照表】

科目	期別	第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)	第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		9,795	-
コール・ローン		97,107,221	86,438,643
親投資信託受益証券		2,357,758,891	2,288,758,607
未収利息		15	4
流動資産合計		2,454,875,922	2,375,197,254
資産合計		2,454,875,922	2,375,197,254
負債の部			
流動負債			
未払解約金		7,633,782	8,519,813
未払受託者報酬		1,294,891	1,280,134
未払委託者報酬		19,811,834	19,585,977
その他未払費用		1,233,115	1,219,060
流動負債合計		29,973,622	30,604,984
負債合計		29,973,622	30,604,984
純資産の部			
元本または元本等			
1 元本		2,863,003,648	2,197,898,747
元本合計		2,863,003,648	2,197,898,747
2 剰余金			
中間剰余金又は欠損金()		438,101,348	146,693,523
(分配準備積立金)		(57,983,244)	(221,084,097)
剰余金合計		438,101,348	146,693,523
元本または元本等合計		-	2,344,592,270
純資産合計		2,424,902,300	2,344,592,270
負債・純資産合計		2,454,875,922	2,375,197,254

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		733	845
有価証券売買等損益		54,257,782	173,172,870
営業収益合計		54,258,515	173,173,715
営業費用			
受託者報酬		1,294,891	1,280,134
委託者報酬		19,811,834	19,585,977
その他費用		1,233,115	1,219,060
営業費用合計		22,339,840	22,085,171
営業利益		31,918,675	151,088,544
経常利益		31,918,675	151,088,544
中間純利益		31,918,675	151,088,544
一部解約に伴う中間純利益分配額		3,704,893	28,965,275
期首剰余金又は欠損金()		494,074,215	10,644,000
剰余金増加額又は欠損金減少額		53,403,697	16,306,323
(当中間期追加信託に伴う剰余金増加額)		-	(16,306,323)
(当中間期一部解約に伴う欠損金減少額)		(53,403,697)	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		25,644,612	2,380,069
(当中間期一部解約に伴う剰余金減少額)		-	(2,380,069)
(当中間期追加信託に伴う欠損金増加額)		(25,644,612)	-
分配金		-	-
中間剰余金又は欠損金()		438,101,348	146,693,523

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)	第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額、期中一部解約元本額		
期首元本額	3,017,534,010円	2,459,966,486円
期中追加設定元本額	169,182,868円	232,287,715円
期中一部解約元本額	323,713,230円	494,355,454円
2. 受益権の総数	-	2,197,898,747口
3. 元本の欠損 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び 剰余金計算書、附属明細表並びに運用 報告書に関する規則」第41条の2また は「投資信託財産の計算に関する規 則」第55条の6第10号に規定する額	438,101,348円	-
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	-	1.0667円 (10,667円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	第8期中間計算期間 (自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	1,294,891円	損益計算書に開示しているた め、注記を省略しております。

(有価証券に関する注記)

第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)

該当事項はございません。

第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)

該当事項はございません。

第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(1口当たり情報)

項目	第7期中間計算期間末 (平成17年 5月15日現在)	第8期中間計算期間末 (平成18年 5月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8470円 (8,470円)	-

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成18年6月30日現在)

資産総額	2,315,627,125円
負債総額	9,994,695円
純資産総額(-)	2,305,632,430円
発行済数量	2,198,570,105口
1単位当たり純資産額(/)	1.0487円

第5 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び一部解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	一部解約数量(口)
第1期 (平成10年11月26日～平成11年11月15日)	973,224,823	5,292,429
第2期 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	1,025,781,963	97,639,054
第3期 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	1,343,867,742	126,539,373
第4期 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	954,611,399	1,032,322,473
第5期 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	558,558,317	445,781,488
第6期 (平成15年11月18日～平成16年11月15日)	402,651,328	533,586,745
第7期 (平成16年11月16日～平成17年11月15日)	352,967,409	910,534,933
第8期中間 (平成17年11月16日～平成18年5月15日)	232,287,715	494,355,454

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定数量を含みます。

(参考情報 請求目論見書)

(参考情報)

当ファンドは「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・外国株式マザー」及び「ドイチェ・外国債券マザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

尚、当ファンドの各計算期間末日における同マザーファンドの状況は次の通りです。

1. 「ドイチェ・日本株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成16年11月15日現在)	(平成17年11月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		35,792,941	274,815,640
株式		13,062,573,300	11,341,222,900
未収入金		142,863,637	287,621,998
未収配当金		46,340,955	43,686,405
未収利息		1	15
流動資産合計		13,287,570,834	11,947,346,958
資産合計		13,287,570,834	11,947,346,958
負債の部			
流動負債			
未払金		77,508,883	288,639,802
流動負債合計		77,508,883	288,639,802
負債合計		77,508,883	288,639,802
純資産の部			
元本			
元本		14,697,738,611	9,330,282,154
剰余金			
期末剰余金又は欠損金()		1,487,676,660	2,328,425,002
剰余金合計		1,487,676,660	2,328,425,002
純資産合計		13,210,061,951	11,658,707,156
負債・純資産合計		13,287,570,834	11,947,346,958

重要な会計方針

(自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	(自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。 計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>2. 費用・収益の計上基準</p> <p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成16年11月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>2. 費用・収益の計上基準</p> <p>(1) 受取配当金の計上基準 同左</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p> <p>3. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成17年11月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	(平成16年11月15日現在)	(平成17年11月15日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当マザーファンドの元本額	21,190,400,342円	14,697,738,611円
期中追加設定元本額	601,565,885円	3,059,593,692円
期中解約元本額	7,094,227,616円	8,427,050,149円
元本の内訳*		
ドイチェ・ライフ・プラン30	4,174,965,565円	2,725,065,588円
ドイチェ・ライフ・プラン50	6,186,123,117円	3,702,034,814円
ドイチェ・ライフ・プラン70	799,659,384円	591,274,306円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	10,371,096円	9,160,895円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	21,003,642円	18,443,590円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	11,403,062円	10,563,548円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	833,854,805円	385,948,019円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	1,185,445,116円	627,811,097円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	513,905,202円	320,393,075円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	421,638,796円	428,484,243円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	381,710,125円	352,633,520円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	157,658,701円	158,469,459円

(注)*は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券関係)

(平成16年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	13,062,573,300	843,129,989
合計	13,062,573,300	843,129,989

(平成17年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	11,341,222,900	2,556,684,729
合計	11,341,222,900	2,556,684,729

(デリバティブ取引関係)

(自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)

該当事項はありません。

(自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(平成16年11月15日現在)	(平成17年11月15日現在)
1口当たり純資産額	0.8988円	1.2496円
(1万口当たり純資産額)	(8,988円)	(12,496円)

(2) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	大林組	234,000	843	197,262,000	
		清水建設	113,000	754	85,202,000	
		前田建設工業	144,000	742	106,848,000	
		大和ハウス工業	58,000	1,565	90,770,000	
		旭化成	206,000	628	129,368,000	
		日本触媒	152,000	1,197	181,944,000	
		J S R	137,700	2,705	372,478,500	
		日立化成工業	47,200	2,520	118,944,000	
		アステラス製薬	39,800	4,290	170,742,000	
		新日鉱ホールディングス	240,000	752	180,480,000	
		新日本製鐵	110,000	408	44,880,000	
		ジェイ エフ イー ホールディングス	110,300	3,860	425,758,000	
		日立金属	199,000	1,089	216,711,000	
		同和鉱業	133,000	925	123,025,000	
		日本発條	153,000	938	143,514,000	
		S M C	7,600	14,750	112,100,000	
		小松製作所	223,000	1,589	354,347,000	
		クボタ	174,000	895	155,730,000	
		J U K I	179,000	620	110,980,000	
		セガサミーホールディングス	800	3,810	3,048,000	
		セガサミーホールディングス(新)	17,200	3,770	64,844,000	
		日立工機	80,000	1,608	128,640,000	
		日本電産	11,100	7,790	86,469,000	
		日本電産(新)	17,900	8,000	143,200,000	
		松下電器産業	115,000	2,200	253,000,000	
		T D K	11,100	9,160	101,676,000	
		日本電子材料	40,900	1,570	64,213,000	
		キーエンス	5,100	29,080	148,308,000	
		ファナック	14,400	9,170	132,048,000	
		大日本スクリーン製造	227,000	804	182,508,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
		キヤノン	20,900	6,650	138,985,000	
		リコー	71,000	2,050	145,550,000	
		デンソー	67,000	3,320	222,440,000	
		日産自動車	227,400	1,175	267,195,000	
		トヨタ自動車	55,500	5,350	296,925,000	
		日野自動車	79,000	708	55,932,000	
		HOYA	6,900	4,050	27,945,000	
		HOYA(新)	45,600	4,020	183,312,000	
		アーク	21,300	6,410	136,533,000	
		東日本旅客鉄道	635	712,000	452,120,000	
		ハマキョウレックス	35,400	4,520	160,008,000	
		上組	109,000	900	98,100,000	
		KDDI	355	671,000	238,205,000	
		TIS	40,100	2,930	117,493,000	
		第一興商	72,400	2,400	173,760,000	
		ネットワンシステムズ	559	246,000	137,514,000	
		三井物産	122,000	1,344	163,968,000	
		住友商事	86,000	1,302	111,972,000	
		三菱商事	149,200	2,275	339,430,000	
		ナフコ	32,500	4,140	134,550,000	
		青山商事	34,100	3,380	115,258,000	
		高島屋	59,000	1,535	90,565,000	
		サンドラッグ	19,700	6,380	125,686,000	
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	287	1,510,000	433,370,000	
		住友信託銀行	269,000	976	262,544,000	
		みずほフィナンシャルグループ	643	816,000	524,688,000	
		野村ホールディングス	108,600	1,943	211,009,800	
		アイフル	6,500	8,600	55,900,000	
		ジャフコ	15,000	7,820	117,300,000	
		UFJセントラルリース	21,800	5,970	130,146,000	
		三井不動産	150,000	1,937	290,550,000	
		三菱地所	131,000	1,728	226,368,000	
		イオンモール	23,800	4,920	117,096,000	
		ユー・エス・エス	21,770	8,180	178,078,600	
		フルキャスト	405	333,000	134,865,000	
		ベネッセコーポレーション	24,700	3,920	96,824,000	
	計	銘柄数：	66		11,341,222,900	
		組入時価比率：	97.3%		100.0%	
	合計				11,341,222,900	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 「ドイチェ・日本債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成16年11月15日現在)	(平成17年11月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		566,990,878	210,480,996
国債証券		20,714,387,200	16,615,178,240
特殊債券		2,067,573,000	1,548,226,000
社債券		6,982,608,000	5,244,001,000
未収利息		101,293,976	90,016,184
前払費用		21,899,719	2,720,195
流動資産合計		30,454,752,773	23,710,622,615
資産合計		30,454,752,773	23,710,622,615
負債の部			
負債合計		-	-
純資産の部			
元本			
元本		27,418,211,648	21,083,842,703
剰余金			
剰余金		3,036,541,125	2,626,779,912
剰余金合計		3,036,541,125	2,626,779,912
純資産合計		30,454,752,773	23,710,622,615
負債・純資産合計		30,454,752,773	23,710,622,615

重要な会計方針

(自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	(自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。 計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成16年11月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p> <p>3. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成17年11月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	(平成16年11月15日現在)	(平成17年11月15日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当マザーファンドの元本額	30,805,118,628円	27,418,211,648円
期中追加設定元本額	2,378,565,650円	2,129,459,735円
期中解約元本額	5,765,472,630円	8,463,828,680円
元本の内訳*		
ドイチェ・ライフ・プラン30	12,873,553,906円	10,086,486,815円
ドイチェ・ライフ・プラン50	7,075,777,301円	5,304,897,343円
ドイチェ・ライフ・プラン70	594,124,120円	547,135,468円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	32,086,980円	33,842,552円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	23,934,502円	26,226,408円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	8,519,940円	9,681,313円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	2,574,770,428円	1,448,095,453円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	1,350,820,810円	900,602,403円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	385,600,919円	295,845,118円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	1,293,460,879円	1,576,983,136円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	431,389,493円	508,093,788円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	117,848,619円	146,026,354円
ドイチェ・インド株式ファンド	-	199,926,552円
ドイチェ・日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	656,323,751円	-

(注) *は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(平成16年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	20,714,387,200	102,485,200
特殊債券	2,067,573,000	10,990,000
社債券	6,982,608,000	31,131,000
合計	29,764,568,200	82,344,200

(有価証券関係)

(平成17年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	16,615,178,240	69,592,800
特殊債券	1,548,226,000	13,332,000
社債券	5,244,001,000	26,831,000
合計	23,407,405,240	109,755,800

(デリバティブ取引関係)

(自平成15年11月18日 至平成16年11月15日)

該当事項はありません。

(自平成16年11月16日 至平成17年11月15日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(平成16年11月15日現在)	(平成17年11月15日現在)
1口当たり純資産額	1.1107円	1.1246円
(1万口当たり純資産額)	(11,107円)	(11,246円)

(2) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第20回 利付国債(5年)		900,000,000	904,554,000	
		第195回 利付国債(10年)		550,000,000	569,354,500	
		第196回 利付国債(10年)		1,000,000,000	1,039,940,000	
		第197回 利付国債(10年)		1,400,000,000	1,461,138,000	
		第202回 利付国債(10年)		900,000,000	937,440,000	
		第203回 利付国債(10年)		1,140,000,000	1,182,214,200	
		第218回 利付国債(10年)		328,000,000	344,541,040	
		第220回 利付国債(10年)		300,000,000	312,897,000	
		第221回 利付国債(10年)		300,000,000	315,723,000	
		第225回 利付国債(10年)		100,000,000	105,300,000	
		第228回 利付国債(10年)		300,000,000	309,795,000	
		第234回 利付国債(10年)		300,000,000	307,551,000	
		第235回 利付国債(10年)		600,000,000	614,124,000	
		第236回 利付国債(10年)		200,000,000	205,914,000	
		第237回 利付国債(10年)		600,000,000	616,764,000	
		第240回 利付国債(10年)		500,000,000	506,915,000	
		第244回 利付国債(10年)		300,000,000	296,952,000	
		第249回 利付国債(10年)		300,000,000	287,379,000	
		第250回 利付国債(10年)		1,000,000,000	946,390,000	
		第253回 利付国債(10年)		200,000,000	205,142,000	
		第266回 利付国債(10年)		710,000,000	709,708,900	
		第22回 利付国債(20年)		240,000,000	310,092,000	
		第27回 利付国債(20年)		300,000,000	391,458,000	
		第35回 利付国債(20年)		200,000,000	235,902,000	
		第42回 利付国債(20年)		100,000,000	111,111,000	
		第55回 利付国債(20年)		200,000,000	205,178,000	
		第59回 利付国債(20年)		660,000,000	644,212,800	
		第64回 利付国債(20年)		1,900,000,000	1,900,000,000	
		第72回 利付国債(20年)		622,000,000	637,487,800	
計		銘柄数 :	29	16,150,000,000	16,615,178,240	
小計		組入時価比率 :	70.1%		71.0%	
					16,615,178,240	

種類	通貨	銘柄	銘柄 比率	券面総額	評価額	備考
特殊債券	日本円	政府保証 第776回公営企業債券	3	1,000,000,000	1,035,410,000	
		政府保証 第781回公営企業債券		300,000,000	312,072,000	
		第624回 みずほコーポレート銀行		200,000,000	200,744,000	
	計	銘柄数： 組入時価比率：	6.5%	1,500,000,000	1,548,226,000	6.6%
	小計				1,548,226,000	
社債券	日本円	第8回 GEキャピタルコーポレーション	19	300,000,000	301,281,000	
		第6回 ハウスホールド・ファイナンス・コープ		200,000,000	201,312,000	
		第3回 ルノー円貨社債(2004)		200,000,000	200,588,000	
		第4回 イビデン		200,000,000	201,178,000	
		第3回 日本電気硝子		100,000,000	101,749,000	
		第13回 ダイキン工業		200,000,000	200,472,000	
		第33回 三菱電機		200,000,000	201,294,000	
		第8回 住友商事		100,000,000	100,677,000	
		第10回 住友商事		400,000,000	403,032,000	
		第51回 三菱商事		500,000,000	498,895,000	
		第9回 イオン		100,000,000	101,201,000	
		第3回 ホンダファイナンス		400,000,000	400,608,000	
		第3回 トヨタファイナンス		400,000,000	401,268,000	
		第8回 トヨタファイナンス		300,000,000	301,971,000	
		第17回 アコム		500,000,000	512,695,000	
		第26回 プロミス		200,000,000	203,558,000	
		第5回 日興コーディアルグループ		400,000,000	403,308,000	
		第45回 日本電信電話		200,000,000	201,612,000	
		第8回 エヌ・ティ・ティ・ドコモ		300,000,000	307,302,000	
				計	銘柄数： 組入時価比率：	
	小計				5,244,001,000	
	合計				23,407,405,240	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

3. 「ドイチェ・外国株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成16年11月15日現在)	(平成17年11月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		5,869,856	1,242,161
コール・ローン		52,672,258	59,044,420
株式		7,079,047,320	7,880,607,823
派生商品評価勘定		-	88,133
未収入金		115,103,246	466,034,299
未収配当金		8,578,597	7,543,828
未収利息		2	3
流動資産合計		7,261,271,279	8,414,560,667
資産合計		7,261,271,279	8,414,560,667
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		10,798	291,995
未払金		-	464,255,014
流動負債合計		10,798	464,547,009
負債合計		10,798	464,547,009
純資産の部			
元本			
元本		8,371,200,813	7,147,347,198
剰余金			
期末剰余金又は欠損金()		1,109,940,332	802,666,460
剰余金合計		1,109,940,332	802,666,460
純資産合計		7,261,260,481	7,950,013,658
負債・純資産合計		7,261,271,279	8,414,560,667

重要な会計方針

(自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	(自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段)で評価しております。 計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、わが国における計算期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>4. 費用・収益の計上基準 (1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>5. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成16年11月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. 費用・収益の計上基準 (1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>4. その他 (1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p> <p>(2) 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成17年11月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	(平成16年11月15日現在)	(平成17年11月15日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当マザーファンドの元本額	13,467,516,928円	8,371,200,813円
期中追加設定元本額	2,065,971,193円	2,091,554,265円
期中解約元本額	7,162,287,308円	3,315,407,880円
元本の内訳*		
ドイチェ・ライフ・プラン30	1,618,895,007円	1,686,811,035円
ドイチェ・ライフ・プラン50	3,634,782,665円	2,809,470,378円
ドイチェ・ライフ・プラン70	910,007,629円	781,990,655円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	4,008,204円	5,659,670円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	12,268,941円	13,599,127円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	12,937,911円	13,948,164円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	320,431,060円	237,331,434円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	707,950,553円	470,553,061円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	581,494,297円	415,140,116円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	164,228,791円	250,281,462円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	225,503,271円	256,855,858円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	178,692,484円	205,706,238円

(注) *は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券関係)

(平成16年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	7,079,047,320	629,089,580
合計	7,079,047,320	629,089,580

(平成17年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	7,880,607,823	932,699,749
合計	7,880,607,823	932,699,749

(デリバティブ取引関係)

取引の状況に関する事項

(自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	(自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
<p>1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動リスクの低減を図る目的で利用しています。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 為替予約取引等に係るリスクは、為替相場の変動リスクであります。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関のみと取引を行っているため限定的と考えられます。なお、デリバティブ取引の執行は、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。</p> <p>4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 同左</p> <p>4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成16年11月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)	契約額等のうち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建 アメリカドル	113,737,783	-	113,748,581	10,798
	合計	113,737,783		113,748,581	10,798

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(平成17年11月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	買 建				
	アメリカドル	185,731,827	-	185,778,733	46,906
	ユーロ	118,099,119	-	118,107,619	8,500
	イギリスポンド	42,240,565	-	42,273,292	32,727
	ノルウェークローネ	118,032,405	-	117,953,109	79,296
	売 建				
	アメリカドル	251,372,076	-	251,435,559	63,483
	カナダドル	110,837,315	-	110,915,268	77,953
	イギリスポンド	62,977,958	-	63,026,752	48,794
スイスフラン	40,525,703	-	40,548,172	22,469	
	合計	929,816,968		930,038,504	203,862

(注) 時価の算定方法

- 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 同期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
- 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(1口当たり情報)

項目	(平成16年11月15日現在)	(平成17年11月15日現在)
1口当たり純資産額	0.8674円	1.1123円
(1万口当たり純資産額)	(8,674円)	(11,123円)

(2) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	アメリカドル	ACCENTURE LTD-CL A	13,600	26.58	361,488.00	
		ADVANCED MICRO DEVICES INC COM.	21,400	25.00	535,000.00	
		AFFILIATED COMPUTER SVCS-A	6,900	55.31	381,639.00	
		AFLAC INCORPORATED	17,400	49.30	857,820.00	
		ALLSTATE CORPORATION	22,000	57.36	1,261,920.00	
		AMERADA HESS CORP	3,800	125.30	476,140.00	
		BANK OF AMERICA CORP	9,200	45.62	419,704.00	
		BARD (C.R.) INC	10,600	62.26	659,956.00	
		BED BATH & BEYOND INC	11,300	42.05	475,165.00	
		BOEING CO	5,000	66.23	331,150.00	
		BROADCOM CORP-CL A	9,900	45.38	449,262.00	
		CAREMARK RX INC	20,500	50.69	1,039,145.00	
		CISCO SYSTEMS INC	20,760	17.35	360,186.00	
		CIT GROUP INC	7,300	49.06	358,138.00	
		CITIGROUP INC	20,580	48.24	992,779.20	
		CONOCOPHILLIPS	13,600	63.33	861,288.00	
		DEAN FOODS CO	9,100	37.35	339,885.00	
		DOW CHEMICAL COMPANY	12,840	46.60	598,344.00	
		EMC CORP/MASS	34,900	13.63	475,687.00	
		EXELON CORPORATION	6,000	50.02	300,120.00	
		EXXON MOBIL CORP	11,900	56.65	674,135.00	
		GEORGIA PACIFIC CORPORATION	9,100	47.28	430,248.00	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	7,200	129.24	930,528.00	
		GOODRICH CORP	28,400	36.73	1,043,132.00	
		INVITROGEN CORP	9,200	64.51	593,492.00	
		JOHNSON & JOHNSON	10,700	60.51	647,457.00	
		KERR-MCGEE	9,200	83.04	763,968.00	
		LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	12,100	125.75	1,521,575.00	
		MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	19,200	35.91	689,472.00	
		MEDTRONIC INC.	17,600	56.71	998,096.00	
		MICRON TECHNOLOGY	72,300	13.33	963,759.00	
		MICROSOFT CORPORATION	23,000	27.35	629,050.00	
		MOTOROLA INC.	35,800	22.86	818,388.00	
		NATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	17,700	24.29	429,933.00	
		NORTH FORK BANCORPORATION	42,700	26.56	1,134,112.00	
		OMNICARE INC	19,900	54.45	1,083,555.00	
		ORACLE CORP	59,200	12.82	758,944.00	
		PAYCHEX INC.	13,400	40.75	546,050.00	
		PROCTER & GAMBLE CO	18,920	55.92	1,058,006.40	
		SCIENTIFIC ATLANTA INC	10,300	39.03	402,009.00	
		SHERWIN WILLIAMS COMPANY	13,400	42.15	564,810.00	
SUN MICROSYSTEM INC. COM.	86,600	3.69	319,554.00			
SUNOCO INC	11,100	74.58	827,838.00			
TARGET CORP	22,190	58.43	1,296,561.70			
THE COCA-COLA COMPANY	24,500	42.58	1,043,210.00			
TIME WARNER INC	47,100	17.76	836,496.00			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
		TRANSOCEAN SEDCO FOREX INC	14,200	58.07	824,594.00	
		TXU CORPORATION	8,100	96.50	781,650.00	
		TYCO INTERNATIONAL LTD	31,000	27.40	849,400.00	
		U.S. BANCORP	14,000	30.05	420,700.00	
		UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	11,900	53.55	637,245.00	
		VIACOM INC CLASS B	12,210	32.92	401,953.20	
		WACHOVIA CORP	11,300	52.81	596,753.00	
		WELLS FARGO & COMPANY	18,100	62.39	1,129,259.00	
		WHIRLPOOL CORP	9,500	78.97	750,215.00	
	計	銘柄数 :	55		38,930,964.50	
		組入時価比率 :	58.2%		(4,626,945,130)	58.7%
	カナダドル	CANADA NATL RAILWAY CO	7,550	89.85	678,367.50	
		SHOPPERS DRUG MART CORP	15,500	40.37	625,735.00	
	計	銘柄数 :	2		1,304,102.50	
		組入時価比率 :	1.6%		(129,914,691)	1.6%
	ユーロ	AXA	17,608	25.04	440,904.32	
		BASF AG	10,539	61.04	643,300.56	
		BNP PARIBAS	14,200	67.80	962,760.00	
		CAPITALIA SPA	118,242	4.69	554,909.70	
		CONTINENTAL AG	10,251	69.21	709,471.71	
		DEUTSCHE TELEKOM AG	56,832	14.55	826,905.60	
		E.ON AG	13,125	77.22	1,013,512.50	
		FRANCE TELECOM SA	4,334	21.75	94,264.50	
		HELLENIC TELECOMMUNICATIONS ORGANIZATION	27,990	18.34	513,336.60	
		MUENCHENER RUECKVER AG-REG	5,450	105.30	573,885.00	
		SANOFI-AVENTIS	3,022	69.05	208,669.10	
		TECHNIP S.A.	12,058	43.52	524,764.16	
		TOTAL SA	5,727	212.00	1,214,124.00	
		TUI AG	50,997	16.55	844,000.35	
	計	銘柄数 :	14		9,124,808.10	
		組入時価比率 :	16.0%		(1,268,074,581)	16.1%
	イギリスポンド	ALLIANCE AND LEICESTER PLC	33,590	8.75	294,080.45	
		CABLE AND WIRELESS ORD. 50P	306,434	1.23	377,679.90	
		CARNIVAL PLC	5,452	31.41	171,247.32	
		CORUS GROUP PLC	416,560	0.49	204,114.40	
		HBOS PLC	50,428	9.00	453,852.00	
		HSBC HOLDINGS PLC	62,151	9.24	574,585.99	
		IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	17,902	16.86	301,827.72	
		MARKS AND SPENCER PLC	118,681	4.43	526,646.93	
		ROLLS-ROYCE GROUP PLC	127,118	3.64	463,662.90	
		ROLLS-ROYCE GROUP-B SHARES-NEW	4,245,741	-	4,330.65	
		ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC	41,964	16.66	699,120.24	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
	計	SCOTTISH AND NEWCASTLE PLC	73,643	4.78	352,013.54	
		SHIRE PHARMACEUTICALS GROUP	87,185	7.15	623,808.67	
		VODAFONE GROUP PLC	252,359	1.45	365,920.55	
	計	銘柄数 :	14		5,412,891.26	
		組入時価比率 :	14.1%		(1,119,007,010)	
					14.2%	
	スイスフラン	NESTLE SA-REGISTERED	1,928	391.00	753,848.00	
		ROCHE HOLDING AG GENUSSCHEIN	10,411	193.00	2,009,323.00	
		UBS AG-REGISTERED	10,249	119.40	1,223,730.60	
	計	銘柄数 :	3		3,986,901.60	
		組入時価比率 :	4.5%		(359,778,000)	
					4.6%	
	スウェーデンクローネ	SKF AB-B SHS	39,200	105.50	4,135,600.00	
		計	銘柄数 :	1	4,135,600.00	
			組入時価比率 :	0.8%		
				0.8%		
ノルウェークローネ	NORSK HYDRO AS	10,180	655.00	6,667,900.00		
	計	銘柄数 :	1	6,667,900.00		
		組入時価比率 :	1.5%		(119,088,694)	
				1.5%		
オーストラリアドル	RIO TINTO LIMITED	15,358	61.24	940,523.92		
	WESTPAC BANKING CORP. LTD.	28,790	22.32	642,592.80		
	計	銘柄数 :	2	1,583,116.72		
	組入時価比率 :	1.7%		(136,987,089)		
				1.7%		
ホンコンドル	SUN HUNG KAI PROPERTIES	54,000	73.45	3,966,300.00		
	計	銘柄数 :	1	3,966,300.00		
		組入時価比率 :	0.8%		(60,763,716)	
				0.8%		
	合計			7,880,607,823		
				(7,880,607,823)		

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建保有証券に係わるもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建保有証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 55 銘柄	58.2%	58.7%
カナダドル	株式 2 銘柄	1.6%	1.6%
ユーロ	株式 14 銘柄	16.0%	16.1%
イギリスポンド	株式 14 銘柄	14.1%	14.2%
スイスフラン	株式 3 銘柄	4.5%	4.6%
スウェーデンクローネ	株式 1 銘柄	0.8%	0.8%
ノルウェークローネ	株式 1 銘柄	1.5%	1.5%

オーストラリアドル	株式	2	銘柄	1.7%	1.7%
ホンコンドル	株式	1	銘柄	0.8%	0.8%

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(平成 17 年 11 月 15 日現在)

区分	種類	契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)
市場取引以外 の 取 引	為替予約取引			
	買 建			
	アメリカドル	185,731,827	-	185,778,733
	ユーロ	118,099,119	-	118,107,619
	イギリスポンド	42,240,565	-	42,273,292
	ノルウェークローネ	118,032,405	-	117,953,109
	売 建			
	アメリカドル	251,372,076	-	251,435,559
	カナダドル	110,837,315	-	110,915,268
	イギリスポンド	62,977,958	-	63,026,752
スイスフラン	40,525,703	-	40,548,172	
	合計	929,816,968		930,038,504

(注) 時価の算定方法

- 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
同期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
- 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

4. 「ドイチェ・外国債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成16年11月15日現在)	(平成17年11月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		6,752	7,212,938
コール・ローン		143,318,268	43,930,401
国債証券		10,396,377,958	6,750,469,454
特殊債券		70,271,253	272,890,296
派生商品評価勘定		16,971,123	5,063,090
未収入金		7,385,727	31,600
未収利息		161,826,849	123,569,850
前払費用		81,235,362	15,674,515
流動資産合計		10,877,393,292	7,218,842,144
資産合計		10,877,393,292	7,218,842,144
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		982,615	9,860,477
未払金		6,797,256	11,549,560
流動負債合計		7,779,871	21,410,037
負債合計		7,779,871	21,410,037
純資産の部			
元本			
元本		8,745,816,577	5,281,133,184
剰余金			
剰余金		2,123,796,844	1,916,298,923
剰余金合計		2,123,796,844	1,916,298,923
純資産合計		10,869,613,421	7,197,432,107
負債・純資産合計		10,877,393,292	7,218,842,144

重要な会計方針

(自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	(自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券及び特殊債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段)で評価しております。 計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、わが国における計算期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>4. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>5. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成16年11月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券及び特殊債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>4. その他 (1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。 (2) 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成17年11月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	(平成16年11月15日現在)	(平成17年11月15日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当マザーファンドの元本額	8,571,766,210円	8,745,816,577円
期中追加設定元本額	2,348,264,971円	88,444,629円
期中解約元本額	2,174,214,604円	3,553,128,022円
元本の内訳*		
ドイチェ・ライフ・プラン30	3,401,766,880円	2,049,596,120円
ドイチェ・ライフ・プラン50	3,085,918,319円	1,849,706,118円
ドイチェ・ライフ・プラン70	226,128,885円	148,662,861円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	8,557,537円	7,003,668円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	10,385,615円	8,813,043円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	3,220,069円	2,568,661円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	684,535,737円	299,395,609円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	596,976,093円	314,350,072円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	148,573,302円	80,543,810円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	344,319,612円	316,740,351円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	190,598,186円	166,351,675円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	44,836,342円	37,401,196円

(注)*は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券関係)

(平成16年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	10,396,377,958	121,981,702
特殊債券	70,271,253	1,794,451
合計	10,466,649,211	120,187,251

(平成17年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	6,750,469,454	64,411,882
特殊債券	272,890,296	5,291,202
合計	7,023,359,750	69,703,084

(デリバティブ取引関係)

取引の状況に関する事項

(自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日)	(自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日)
<p>1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動リスクの低減を図る目的で利用しています。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 為替予約取引等に係るリスクは、為替相場の変動リスクであります。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関のみと取引を行っているため限定的と考えられます。なお、デリバティブ取引の執行は、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。</p> <p>4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 同左</p> <p>4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成16年11月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)	契約額等のうち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	イギリスポンド	99,328,180	-	99,547,910	219,730
	スイスフラン	95,595,500	-	98,835,000	3,239,500
	スウェーデンクローネ	107,971,400	-	112,016,650	4,045,250
	オーストリアドル	43,922,056	-	47,158,000	3,235,944
	売 建				
	アメリカドル	257,809,180	-	251,858,200	5,950,980
	カナダドル	22,355,935	-	23,338,550	982,615
	ユーロ	113,847,719	-	113,568,000	279,719
	合計	740,829,970		746,322,310	15,988,508

(注) 時価の算定方法

1. 期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・ 期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・ 期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。

2. 期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

通貨関連

(平成17年11月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)	契約額等のうち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	イギリスポンド	74,025,160	-	76,257,000	2,231,840
	スイスフラン	86,954,136	-	88,556,760	1,602,624
	スウェーデンクローネ	78,567,742	-	77,792,500	775,242
	オーストラリアドル	36,789,984	-	38,018,610	1,228,626
	売 建				
	アメリカドル	49,942,331	-	54,163,640	4,221,309
	カナダドル	14,281,700	-	15,408,550	1,126,850
	ユーロ	194,412,204	-	198,149,280	3,737,076
	合計	534,973,257		548,346,340	4,797,387

(注) 時価の算定方法

- 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
同期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
- 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(1口当たり情報)

項目	(平成16年11月15日現在)	(平成17年11月15日現在)
1口当たり純資産額	1.2428円	1.3629円
(1万口当たり純資産額)	(12,428円)	(13,629円)

(2) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考	
国債証券	アメリカドル	UST 3.5% 11/15/06		1,665,000.00	1,649,260.55		
		UST 5% 02/15/11		1,010,000.00	1,030,989.05		
		UST 5.5% 05/15/09		837,000.00	863,287.02		
		UST 6% 08/15/09		20,000.00	21,000.00		
		UST 6.125% 11/15/27		170,000.00	198,103.12		
		UST 6.25% 05/15/30		217,000.00	259,857.50		
		UST 6.375% 08/15/27		657,000.00	786,346.87		
		UST 6.5% 11/15/26		450,000.00	543,796.87		
		UST 7% 07/15/06		6,000,000.00	6,096,562.50		
		UST 7.125% 02/15/23		1,460,000.00	1,835,721.87		
		UST 7.25% 05/15/16		1,170,000.00	1,411,129.68		
		UST 9% 11/15/18		795,000.00	1,113,372.65		
		計	銘柄数 :	12	14,451,000.00	15,809,427.68	(1,878,950,479)
		組入時価比率 :	26.1%		26.8%		
		カナダドル	CAN 6% 06/01/11		1,627,000.00	1,787,796.41	
			CAN 8% 06/01/23		225,000.00	325,030.50	
		計	銘柄数 :	2	1,852,000.00	2,112,826.91	(210,479,816)
			組入時価比率 :	2.9%		3.0%	
		ユーロ	BGB 4.25% 09/28/13		2,160,000.00	2,286,360.00	
			BGB 5% 09/28/12		500,000.00	551,300.00	
			BTPS 5.5% 11/01/10		910,000.00	1,005,641.00	
			BTPS 6% 05/01/31		250,000.00	324,825.00	
			BTPS 6% 11/01/07		645,000.00	684,538.50	
			DBR 4.125% 07/04/08		1,695,000.00	1,748,816.25	
			DBR 4.5% 07/04/09		675,000.00	709,290.00	
			DBR 4.75% 07/04/08		1,000,000.00	1,047,400.00	
			DBR 4.75% 07/04/28		260,000.00	294,970.00	
			DBR 5.25% 01/04/08		2,600,000.00	2,730,520.00	
			DBR 5.25% 01/04/11		520,000.00	571,116.00	
			DBR 5.25% 07/04/10		440,000.00	480,436.00	
			DBR 5.375% 01/04/10		330,000.00	359,238.00	
			DBR 6% 06/20/16		950,000.00	1,154,060.00	
			DBR 6% 07/04/07		760,000.00	798,912.00	
		DBR 6.25% 01/04/24		800,000.00	1,059,280.00		
		DBR 6.25% 01/04/30		697,500.00	961,992.00		
		DBR 6.5% 07/04/27		260,000.00	362,388.00		

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考	
特殊債券	イギリスポンド	FRTR 4% 04/25/09	31	735,000.00	760,284.00		
		FRTR 4% 04/25/13		1,750,000.00	1,824,025.00		
		FRTR 4.75% 10/25/12		857,500.00	934,503.50		
		FRTR 6% 10/25/25		850,000.00	1,111,290.00		
		FRTR 8.5% 04/25/23		980,000.00	1,568,980.00		
		FRTR 8.5% 10/25/19		650,000.00	989,105.00		
		GGB 5.25% 05/18/12		705,000.00	780,082.50		
		GGB 6.5% 10/22/19		197,000.00	251,509.90		
		NETHER 2.75% 01/15/09		800,000.00	794,400.00		
		NETHER 5.25% 07/15/08		1,700,000.00	1,802,510.00		
		NETHER 5.75% 02/15/07		100,000.00	103,720.00		
		OBL 4% 02/16/07		600,000.00	609,720.00		
		SPGB 6% 01/31/08		1,000,000.00	1,067,900.00		
		計		銘柄数 :	26,377,000.00		29,729,112.65
				組入時価比率 :	57.4%		(4,131,454,784) 58.8%
		UKT 5% 09/07/14	2,380,000.00	2,475,200.00			
		UKT 6.25% 11/25/10	80,000.00	86,520.00			
	計	銘柄数 :	2,460,000.00	2,561,720.00			
		組入時価比率 :	7.4%	(529,584,375) 7.5%			
	小計			6,750,469,454 (6,750,469,454)			
		アメリカドル	IBRD 4.375% 09/28/06	1	2,300,000.00	2,296,090.00	
	計	銘柄数 :	2,300,000.00	2,296,090.00			
		組入時価比率 :	3.8%	(272,890,296) 3.9%			
小計			272,890,296 (272,890,296)				
合計			7,023,359,750 (7,023,359,750)				

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 12 銘柄 特殊債券 1 銘柄	29.9%	30.7%
カナダドル	国債証券 2 銘柄	2.9%	3.0%
ユーロ	国債証券 31 銘柄	57.4%	58.8%
イギリスポンド	国債証券 2 銘柄	7.4%	7.5%

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(平成 17 年 11 月 15 日現在)

区分	種類	契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引			
	買 建			
	イギリスポンド	74,025,160	-	76,257,000
	スイスフラン	86,954,136	-	88,556,760
	スウェーデンクローネ	78,567,742	-	77,792,500
	オーストラリアドル	36,789,984	-	38,018,610
	売 建			
	アメリカドル	49,942,331	-	54,163,640
	カナダドル	14,281,700	-	15,408,550
	ユーロ	194,412,204	-	198,149,280
	合計	534,973,257		548,346,340

(注) 時価の算定方法

- 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
同期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
- 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(参考情報)

当ファンドは「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・外国株式マザー」及び「ドイチェ・外国債券マザー」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、これらマザーファンドの受益証券です。

尚、当ファンドの各中間計算期間末日における各マザーファンドの状況は次の通りです。

1. 「ドイチェ・日本株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

科目	対象年月日	(平成17年 5月15日現在)	(平成18年 5月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		190,407,626	36,381,323
株式		13,675,707,000	10,182,703,100
未収入金		-	180,068,427
未収配当金		87,297,030	53,745,142
未収利息		10	1
流動資産合計		13,953,411,666	10,452,897,993
資産合計		13,953,411,666	10,452,897,993
負債の部			
流動負債			
未払金		-	171,144,470
流動負債合計		-	171,144,470
負債合計		-	171,144,470
純資産の部			
元本または元本等			
1 元本		15,396,575,447	6,867,984,039
元本合計		15,396,575,447	6,867,984,039
2 剰余金			
剰余金又は欠損金()		1,443,163,781	3,413,769,484
剰余金合計		1,443,163,781	3,413,769,484
元本または元本等合計		-	10,281,753,523
純資産合計		13,953,411,666	10,281,753,523
負債・純資産合計		13,953,411,666	10,452,897,993

(2)注記表

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

項目	(自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	(自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準 同左</p>
3. その他、財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>資産・負債の状況は、ファンドの中間計算期間末の平成17年5月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>	<p>資産・負債の状況は、ファンドの中間計算期間末の平成18年5月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成17年 5月15日現在)	(平成18年 5月15日現在)
1. 本半期報告書における開示対象ファンドの 期首における当マザーファンドの元本額	14,697,738,611円	9,330,282,154円
期中追加設定元本額	2,989,567,039円	40,053,267円
期中解約元本額	2,290,730,203円	2,502,351,382円
元本の内訳*		
ドイツ・ライフ・プラン30	4,752,789,005円	1,919,465,268円
ドイツ・ライフ・プラン50	6,143,628,117円	2,569,722,467円
ドイツ・ライフ・プラン70	869,426,123円	472,644,159円
ドイツ・ライフ・プラン30VA	13,141,983円	7,484,789円
ドイツ・ライフ・プラン50VA	24,510,625円	18,823,117円
ドイツ・ライフ・プラン70VA	15,075,279円	9,475,315円
ドイツ・グローバル・バランス<安定型>	776,574,621円	286,684,459円
ドイツ・グローバル・バランス<成長型>	1,143,844,809円	487,150,840円
ドイツ・グローバル・バランス<積極型>	522,027,560円	261,834,818円
ドイツ・グローバル・バランス<安定型>VA	529,914,861円	378,610,925円
ドイツ・グローバル・バランス<成長型>VA	428,603,454円	306,857,636円
ドイツ・グローバル・バランス<積極型>VA	177,039,010円	149,230,246円
2. 受益権の総数	-	6,867,984,039口
3. 元本の欠損 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算 書に関する規則」第41条の2または「投資信託財産 の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する 額	1,443,163,781円	-
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	-	1.4971円 (14,971円)

(注) *は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券に関する注記)

(平成17年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(平成18年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

(平成17年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(平成18年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(1口当たり情報)

項目	(平成17年 5月15日現在)	(平成18年 5月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9063円 (9,063円)	-

2. 「ドイチェ・日本債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成17年 5月15日現在)	(平成18年 5月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		407,099,097	134,671,494
国債証券		17,547,119,600	14,156,629,040
特殊債券		1,566,860,000	1,518,679,000
社債券		5,281,784,000	5,081,944,000
未収利息		81,024,743	82,273,140
前払費用		10,634,518	512,876
流動資産合計		24,894,521,958	20,974,709,550
資産合計		24,894,521,958	20,974,709,550
負債の部			
負債合計			
純資産の部			
元本または元本等			
1 元本		22,048,406,149	19,011,580,233
元本合計		22,048,406,149	19,011,580,233
2 剰余金			
剰余金		2,846,115,809	1,963,129,317
剰余金合計		2,846,115,809	1,963,129,317
元本または元本等合計		-	20,974,709,550
純資産合計		24,894,521,958	20,974,709,550
負債・純資産合計		24,894,521,958	20,974,709,550

(2)注記表

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

項目	(自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	(自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	
3. その他、財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>資産・負債の状況は、ファンドの中間計算期間末の平成17年5月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>	<p>資産・負債の状況は、ファンドの中間計算期間末の平成18年5月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成17年 5月15日現在)	(平成18年 5月15日現在)
1. 本半期報告書における開示対象ファンドの 期首における当マザーファンドの元本額	27,418,211,648円	21,083,842,703円
期中追加設定元本額	403,554,219円	688,804,306円
期中解約元本額	5,773,359,718円	2,761,066,776円
元本の内訳*		
ドイチェ・ライフ・プラン30	10,700,414,686円	8,621,324,910円
ドイチェ・ライフ・プラン50	5,393,792,028円	4,493,961,030円
ドイチェ・ライフ・プラン70	470,778,341円	533,658,001円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	30,381,163円	34,424,709円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	21,963,366円	33,041,446円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	8,442,713円	10,659,955円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	1,705,892,646円	1,291,472,852円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	1,009,362,668円	860,361,121円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	283,334,071円	294,046,803円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	1,220,509,889円	1,727,529,130円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	383,690,659円	534,424,616円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	98,266,809円	167,822,897円
ドイチェ・日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	516,739,894円	-
ドイチェ・インド株式ファンド	204,837,216円	408,852,763円
2. 受益権の総数	-	19,011,580,233口
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	-	1.1033円 (11,033円)

(注) *は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券に関する注記)

(平成17年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(平成18年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

(平成17年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(平成18年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(1口当たり情報)

項目	(平成17年 5月15日現在)	(平成18年 5月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,129円 (11,291円)	-

3. 「ドイチェ・外国株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成17年 5月15日現在)	(平成18年 5月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		33,196,460	23,835,494
コール・ローン		117,347,828	51,104,567
株式		8,460,132,442	7,116,189,512
派生商品評価勘定		1,314,734	-
未収入金		283,190,210	-
未収配当金		12,937,829	18,148,464
未収利息		6	2
流動資産合計		8,908,119,509	7,209,278,039
資産合計		8,908,119,509	7,209,278,039
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,678,041	-
未払金		282,975,207	-
流動負債合計		284,653,248	-
負債合計		284,653,248	-
純資産の部			
元本または元本等			
1 元本		9,572,274,069	6,126,923,567
元本合計		9,572,274,069	6,126,923,567
2 剰余金			
剰余金又は欠損金()		948,807,808	1,082,354,472
剰余金合計		948,807,808	1,082,354,472
元本または元本等合計		-	7,209,278,039
純資産合計		8,623,466,261	7,209,278,039
負債・純資産合計		8,908,119,509	7,209,278,039

(2)注記表

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

項目	(自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	(自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段)で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、わが国における計算期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	
4. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>

5. その他、財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p> <p>(2) 資産・負債の状況は、ファンドの中間計算期間末の平成17年5月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p> <p>(2) 資産・負債の状況は、ファンドの中間計算期間末の平成18年5月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>
-----------------------------	--	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成17年 5月15日現在)	(平成18年 5月15日現在)
1. 本半期報告書における開示対象ファンドの期首における当マザーファンドの元本額	8,371,200,813円	7,147,347,198円
期中追加設定元本額	2,005,494,871円	840,516,647円
期中解約元本額	804,421,615円	1,860,940,278円
元本の内訳*		
ドイチェ・ライフ・プラン30	2,390,542,180円	1,418,320,191円
ドイチェ・ライフ・プラン50	3,824,459,043円	2,207,997,800円
ドイチェ・ライフ・プラン70	940,476,143円	692,435,835円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	6,640,307円	5,693,906円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	15,400,076円	15,740,038円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	16,500,047円	13,897,424円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	377,963,654円	212,200,587円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	704,373,822円	419,630,334円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	567,724,457円	382,701,451円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	266,993,136円	280,149,164円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	269,565,839円	260,111,644円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	191,635,365円	218,045,193円
2. 受益権の総数	-	6,126,923,567口
3. 元本の欠損 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書に関する規則」第41条の2または「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	948,807,808円	-
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	-	1.1767円 (11,767円)

(注) *は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券に関する注記)

(平成17年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(平成18年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成17年 5月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	167,034,562	-	168,167,853	1,133,291
	ユーロ	35,628,951	-	35,529,275	99,676
	イギリスポンド	58,443,599	-	58,584,760	141,161
	オーストラリアドル	20,559,312	-	20,599,594	40,282
	売建				
	アメリカドル	212,790,823	-	214,234,560	1,443,737
オーストラリアドル	68,710,380	-	68,845,008	134,628	
	合計	563,167,627		565,961,050	363,307

(注) 時価の算定方法

1. 本半期報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
同期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
2. 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(平成18年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(1口当たり情報)

項目	(平成17年 5月15日現在)	(平成18年 5月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9009円 (9,009円)	-

4. 「ドイチェ・外国債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成17年 5月15日現在)	(平成18年 5月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		205	7,375,641
コール・ローン		148,282,634	182,486,054
国債証券		7,402,450,237	5,438,112,066
特殊債券		226,446,843	219,130,350
派生商品評価勘定		11,058,249	15,312,108
未収入金		1,016,600	5,767,720
未収利息		149,132,559	116,921,168
前払費用		11,607,014	7,716,045
流動資産合計		7,949,994,341	5,992,821,152
資産合計		7,949,994,341	5,992,821,152
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		25,702,112	3,747,627
未払金		-	5,116,644
流動負債合計		25,702,112	8,864,271
負債合計		25,702,112	8,864,271
純資産の部			
元本または元本等			
1 元本			
元本合計		6,156,073,500	4,470,422,176
2 剰余金			
剰余金		1,768,218,729	1,513,534,705
剰余金合計		1,768,218,729	1,513,534,705
元本または元本等合計		-	5,983,956,881
純資産合計		7,924,292,229	5,983,956,881
負債・純資産合計		7,949,994,341	5,992,821,152

(2)注記表

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

項目	(自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月15日)	(自 平成17年11月16日 至 平成18年 5月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び特殊債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段)で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券及び特殊債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	同左
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、わが国における計算期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	
4. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	

5. その他、財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p> <p>(2) 資産・負債の状況は、ファンドの中間計算期間末の平成17年5月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p> <p>(2) 資産・負債の状況は、ファンドの中間計算期間末の平成18年5月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>
-----------------------------	--	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成17年 5月15日現在)	(平成18年 5月15日現在)
1. 本半期報告書における開示対象ファンドの期首における当マザーファンドの元本額	8,745,816,577円	5,281,133,184円
期中追加設定元本額	13,776,050円	39,359,786円
期中解約元本額	2,603,519,127円	850,070,794円
元本の内訳*		
ドイチェ・ライフ・プラン30	2,448,564,956円	1,671,803,585円
ドイチェ・ライフ・プラン50	2,182,528,828円	1,494,732,860円
ドイチェ・ライフ・プラン70	148,358,620円	132,667,652円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	6,771,102円	6,572,289円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	8,657,548円	10,621,619円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	2,642,549円	2,568,661円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	404,652,277円	248,453,505円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	409,530,835円	283,665,248円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	88,747,415円	73,251,277円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	273,319,926円	329,049,599円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	151,202,936円	176,387,228円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	31,096,508円	40,648,653円
2. 受益権の総数	-	4,470,422,176口
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	-	1.3386円 (13,386円)

(注) *は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券に関する注記)

(平成17年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(平成18年 5月15日現在)

該当事項はございません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成17年 5月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年 超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	イギリスポンド	147,824,390	-	147,778,200	46,190
	スイスフラン	88,911,262	-	86,141,040	2,770,222
	スウェーデンクローネ	341,055,145	-	324,645,700	16,409,445
	オーストラリアドル	35,941,500	-	35,906,220	35,280
	売建				
	アメリカドル	239,156,775	-	245,597,750	6,440,975
	カナダドル	19,352,925	-	19,158,750	194,175
	ユーロ	337,753,494	-	326,889,420	10,864,074
合計	1,209,995,491		1,186,117,080	14,643,863	

(注) 時価の算定方法

1. 本半期報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
同期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
2. 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

区分	種類	(平成18年 5月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	ユーロ	117,950,692	-	115,951,500	1,999,192
	スイスフラン	70,500,428	-	71,717,220	1,216,792
	スウェーデンクローネ	65,738,646	-	66,042,450	303,804
	オーストラリアドル	85,349,195	-	83,600,760	1,748,435
	売 建				
	アメリカドル	195,350,272	-	182,124,800	13,225,472
	カナダドル	15,740,560	-	15,296,950	443,610
	イギリスポンド	110,129,230	-	110,006,800	122,430
合計	660,759,023		644,740,480	11,564,481	

(注) 時価の算定方法

- 本半期報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
同期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
- 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(1口当たり情報)

項目	(平成17年 5月15日現在)	(平成18年 5月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2872円 (12,872円)	-

2 マザーファンドの現況

純資産総額計算書

「ドイチェ・日本株式マザー」

(平成18年6月30日現在)

資産総額	9,541,033,398円
負債総額	125,711,915円
純資産総額(-)	9,415,321,483円
発行済数量	6,746,001,495口
1単位当たり純資産額(/)	1.3957円

「ドイチェ・日本債券マザー」

(平成18年6月30日現在)

資産総額	20,820,603,593円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	20,820,603,593円
発行済数量	18,791,771,975口
1単位当たり純資産額(/)	1.1080円

「ドイチェ・外国株式マザー」

(平成18年6月30日現在)

資産総額	5,722,248,311円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	5,722,248,311円
発行済数量	4,817,924,688口
1単位当たり純資産額(/)	1.1877円

「ドイチェ・外国債券マザー」

(平成18年6月30日現在)

資産総額	6,286,970,085円
負債総額	3,655,014円
純資産総額(-)	6,283,315,071円
発行済数量	4,531,572,382口
1単位当たり純資産額(/)	1.3866円